



JICA 2023

国際協力機構 年次報告書

国際協力機構 (JICA) は、

日本の政府開発援助 (ODA) の中核を担う独立行政法人です。

世界有数の包括的な開発援助機関として、

世界のさまざまな地域で開発途上国に対する協力を行っています。





Contents

- 3 信頼で世界をつなぐ
- 4 理事長メッセージ
- 6 JICA at a Glance

JICAを知る——事業と戦略

- 8 ODAとJICA
- 10 JICAの協力メニュー、協力の流れ
- 12 JICAのサステナビリティ経営
- 13 第5期中期計画(2022～2026年度)
- 14 2023年度の事業展開の方向性
- 20 JICAグローバル・アジェンダ

2022年度の概況

- 26 途上国が抱える課題への取り組み
- 36 地域別の概況
- 45 事業実績の概要

開発効果を高めるパートナーシップ

- 48 大学・研究機関との連携
- 50 民間企業との連携
- 53 ボランティア事業
- 54 外国人材受入れ・多文化共生支援
- 55 日系社会との連携
- 56 市民社会との連携
- 58 研究活動
- 60 国際緊急援助
- 63 ソーシャルボンドとしてのJICA債

質の高い事業を支える取り組み

- 64 事業の透明性
- 66 人財戦略
- 68 気候変動に対する取り組み
- 70 環境社会配慮
- 71 安全対策
- 72 コーポレートガバナンス
- 76 組織データ



ミッション

JICAは、開発協力大綱の下、人間の安全保障*と質の高い成長を実現します。

ビジョン

信頼で世界をつなぐ

Leading the world with trust

JICAは、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎます。

アクション

1

使命感

誇りと情熱をもって、使命を達成します。

2

現場

現場に飛び込み、人びとと共に働きます。

3

大局観

幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。

4

共創

様々な知と資源を結集します。

5

革新

革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

* 人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促す考え方のこと。

Message

国際社会と協調して危機を乗り越え 「人間の安全保障」の実現に取り組む

いま、私たちは歴史の転換期にいます。世界の地政学的競争の激化などにより、冷戦後の国際社会の安定と繁栄を支えてきた法の支配に基づく国際秩序が挑戦にさらされています。また、気候変動は過去と比べて、より具体的な問題として切実感を伴って認識されるようになりました。さらに、世界中で感染症、食料・エネルギー価格の高騰、債務問題などの危機が複合的に発生しています。このような複合的な危機は、全人類への脅威であるだけでなく、開発途上国の脆弱な人々により深刻な影響を与えています。その結果、2030年を期限とする持続可能な開発目標(SDGs)の達成が危ぶまれています。

世界が危機のなかにあるということは、日本人の生活も脅かされているということです。しかし、複雑に絡み合った課題を一国だけで解決することはできません。世界全体が協調して取り組む必要があります。とりわけ2023年は、G7議長国として日本には、こうした議論を力強く牽引することが求められています。国際社会が協調して課題に取り組まなければならない局面において、日本の開発協力の実施を担うJICAの役割はかつてないほど重要になっています。

このような認識の下、2022年度は一刻も早くJICAの活動をコロナ禍前の水準に戻すこ

とを目指しました。私自身も世界13カ国を訪問し、相手国や国際機関などのリーダーらと議論し、パートナーとして、共にSDGsの達成に向けて協力することを確認しました。

2023年度は、2030年のSDGs達成に一步でも近づくために、さらに取り組みを強化します。新しい開発協力大綱の下、すべての人々が恐怖と欠乏から免れ、尊厳を全うすることができる「人間の安全保障」をJICA事業に通底する理念として協力を進めます。同時に、自然環境を損なうことなく格差の少ない持続的な成長を目指す「質の高い成長」を後押しします。

具体的には、法の支配、自由、民主主義、基本的人権の尊重などの普遍的価値に基づく国際秩序の維持に取り組みます。なかでも、ウクライナとその周辺国への支援を積極的に行うとともに、日本政府の外交政策である「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」のさらなる推進に向けた協力を力を入れます。

また、複合的な危機の影響を受けやすい脆弱な国や人々への支援や、気候変動、保健医療、防災など、地球規模の課題への取り組みを強化します。トルコをはじめとする自然災害に見舞われた地域の復旧・復興支援には、災害大国である日本の知見が役に立つと考えています。

こうした課題を解決するため、2021年に策定した「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を踏まえて事業を戦略的に進め、国際社会の平和と安定、そして繁栄の確保に貢献します。

一方、国内に目を転じると、少子高齢化が進み、国内の活力を維持するためにも外国人材の受入れが必要とされています。JICAは、これまでの協力を通じて培った開発途上国の人々とのネットワークや人材を活用し、選ばれる日本、共生社会の実現に貢献します。

JICA自身の改革も必要です。JICAは開発途上国のSDGs達成を支援する組織です。その名に恥じぬよう自らの組織運営も見直し、取り組みが不十分なところは迅速に改善するなど、サステナビリティ経営を推進します。これに向け、2023年4月には「サステナビリティ推進室」を設置し、組織内の体制を整備しました。

JICAは「信頼で世界をつなぐ」を組織のビジョンとして掲げています。さまざまなパートナーとの連携・共創を図り、コロナ禍のなかで弱まった人と人とのつながり、国と国とのつながりを回復・強化するとともに、新たなつながりも発見・創造することで、開発途上国との信頼を構築し、より良い世界の実現に貢献していきたいと思えます。



2023年8月
独立行政法人国際協力機構
理事長
田中明彦

JICA at a Glance

事業実績 (2022年度)

地域別事業規模

東南アジア・大洋州

協力実施国

22カ国

事業規模

8,964億円

東・中央アジアおよびコーカサス

協力実施国

9カ国

事業規模

446億円

南アジア

協力実施国

8カ国

事業規模

9,873億円

中南米・カリブ

協力実施国

30カ国

事業規模

1,785億円

アフリカ

協力実施国

48カ国

事業規模

1,825億円

中東・欧州

協力実施国・地域

22カ国・地域

事業規模

3,867億円

(注1) JICAの事業規模とは、2022年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。

(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。

組織概要



海外拠点

96カ所

2023年7月1日現在



国内拠点

15カ所

2023年7月1日現在



職員数

1,968人

2023年7月1日現在



協力対象

139カ国・地域

2022年度

スキーム別事業規模

技術協力※1

1,752億円

有償資金協力※2

24,506億円

無償資金協力※3

1,192億円

人と人とのつながりの構築

受入れ

研修員・留学生
(累計約70万人)

13,090人

2022年度(新規・継続)

派遣

専門家・JICA海外協力隊
(累計約26万人)

9,438人

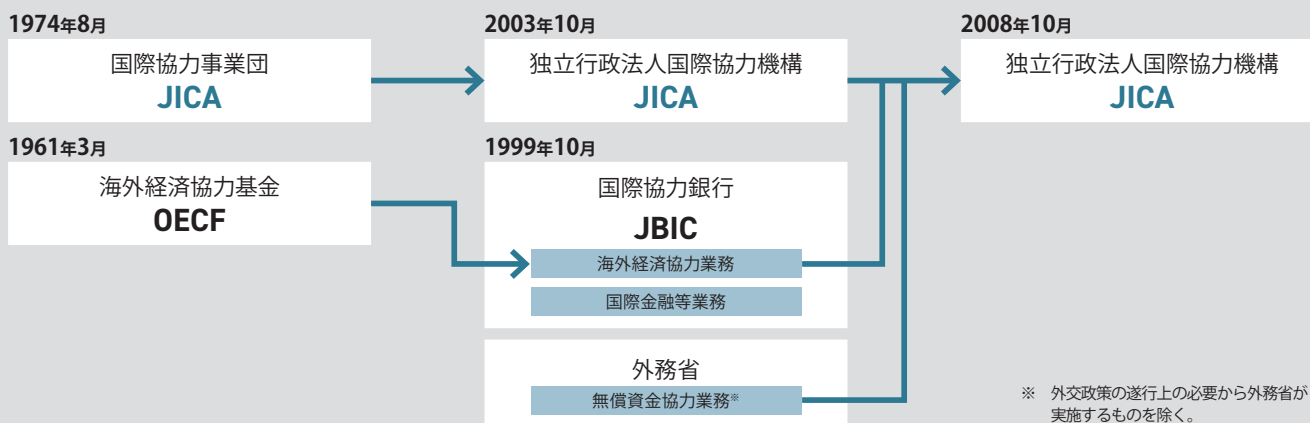
2022年度(新規・継続)

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。

※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。

※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

組織の沿革



ODAとJICA

日本が国際協力に取り組む意義

複合的な危機に直面する世界

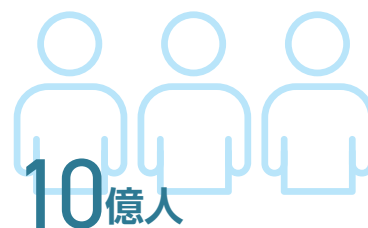
世界には開発途上国と呼ばれ、貧困や紛争といった問題を抱える国が多くあります。それらの国では、脆弱な保健医療体制による感染症の流行や環境汚染、教育や雇用機会の不足や格差が社会不安を招き、結果として、紛争につながる場合があります。

こうした問題は、感染症のまん延や世界規模での環境破壊、紛争の深刻化に発展する可能性もあり、開発途上国だけの課題ではありません。今日においては、自国の利益だけを追求するのではなく、これらの世界共通の課題に取り組むことが求められています。

相互依存の世界

日本は生活や産業に欠かせないエネルギーの8~9割を、海外からの輸入に頼っています。また、食料自給率も40%を切り、穀物をはじめ、水産物、果実など多くを輸入に頼っています。

グローバル化した世界において、日本が資源や食料の多くを世界各国に依存しているように、もはや日本を含むどの国も、一国だけでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっています。



脆弱・紛争影響地域に住む人々の数
(2021年/世界銀行推計)



ASEAN諸国において、
日本は「信頼できる」と評価した人の割合
(2021年度/外務省「令和3年度対日世論調査」)

世界のなかの日本の役割

日本も第二次世界大戦後の復興期には国際社会からの支援を受け、戦後の荒廃から経済成長を成し遂げました。黒部ダムや東海道新幹線など、日本の経済発展に必要不可欠だった経済インフラは、


国際社会が取り組む「持続可能な開発目標(SDGs)」

2015年9月に国連で採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、2030年までに貧困を撲滅し持続可能な社会を実現することを目指す国際目標です。社会、経済、環境の3つを包括した17の目標と、それらを達成するための169のターゲットを設けています。先進国・開発途上国も含め、さまざまな立場の人々が協力して取り組むことが求められています。

JICAは、開発途上国の人々を中心に据えた協力を行う「人間の安全保障」の促進と、包摂的・持続可能で強靱性を備えた「質の高い成長」をミッションとして掲げています。



2021年度にはSDGsのProsperity (豊かさ)、People (人々)、Peace (平和)、Planet (地球)の切り口から、20の事業戦略「JICAグローバル・アジェンダ」を設定しました。日本のこれまでの発展や国際協力の経験を生かし、相手国の政府・人々はもちろん、国内外のさまざまなパートナーと協働して、JICAは開発途上国のSDGs達成に貢献します。

 関連情報 JICAウェブサイト > SDGs (持続可能な開発目標)

世界銀行からの支援で建設されたものです。また、2011年の東日本大震災に際しては、約260の国・地域、国際機関などから、支援物資や支援金・義援金などが届けられました。

1954年、日本は国際社会への貢献の手段として政府開発援助(ODA: Official Development Assistance)を開始しました。それ以来、ODAを

通じた日本の国際協力は、国際社会の日本に対する深い信頼や大きな期待につながっています。このような信頼と期待に積極的に対応するためにも、JICAは、日本と開発途上国を結ぶ懸け橋として、日本の戦後復興の知恵と経験も生かしながら、開発途上国の自立と発展に協力していきます。

日本のODAの中核を担うJICA

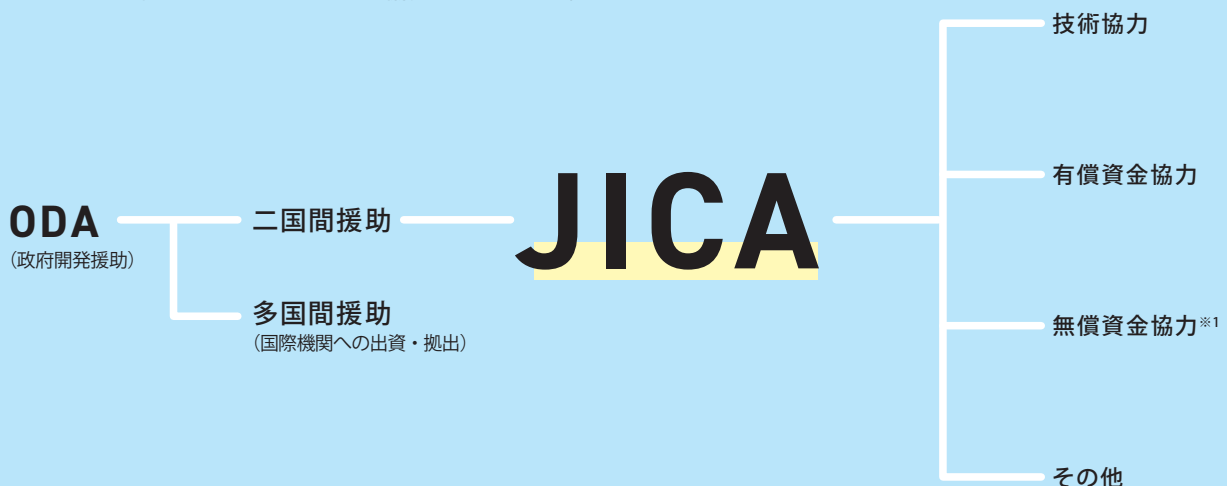
開発途上国の社会・経済の開発を支援するため、政府をはじめ、国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が経済協力を行っています。これらの経済協力のうち、政府が開発途上国に行う資金や技術の協力をODAといいます。

ODAはその形態から、二国間援助と多国間援助(国際機関への出資・拠出)に分けられます。

JICAは、日本の二国間援助の中核を担う、世界有数の開発援助実施機関です。開発途上国が抱える課題の解決に貢献するため、二国間援助の3つの手法、「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」^{※1}を中心としたさまざまな協力メニューを活

用し、96カ所に上る海外拠点^{※2}を窓口として、世界の約140の国・地域で事業を展開しています。

また、JICAは、開発途上国と日本国内の地域の結節点として、日本の各地域に15カ所の国内拠点^{※3}を設置しています。地域の特性を生かした国際協力を推進するとともに、国際協力を通じた地域の発展にも貢献しています。



※1 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

※2,3 2023年7月1日現在。

JICAの協力メニュー、協力の流れ

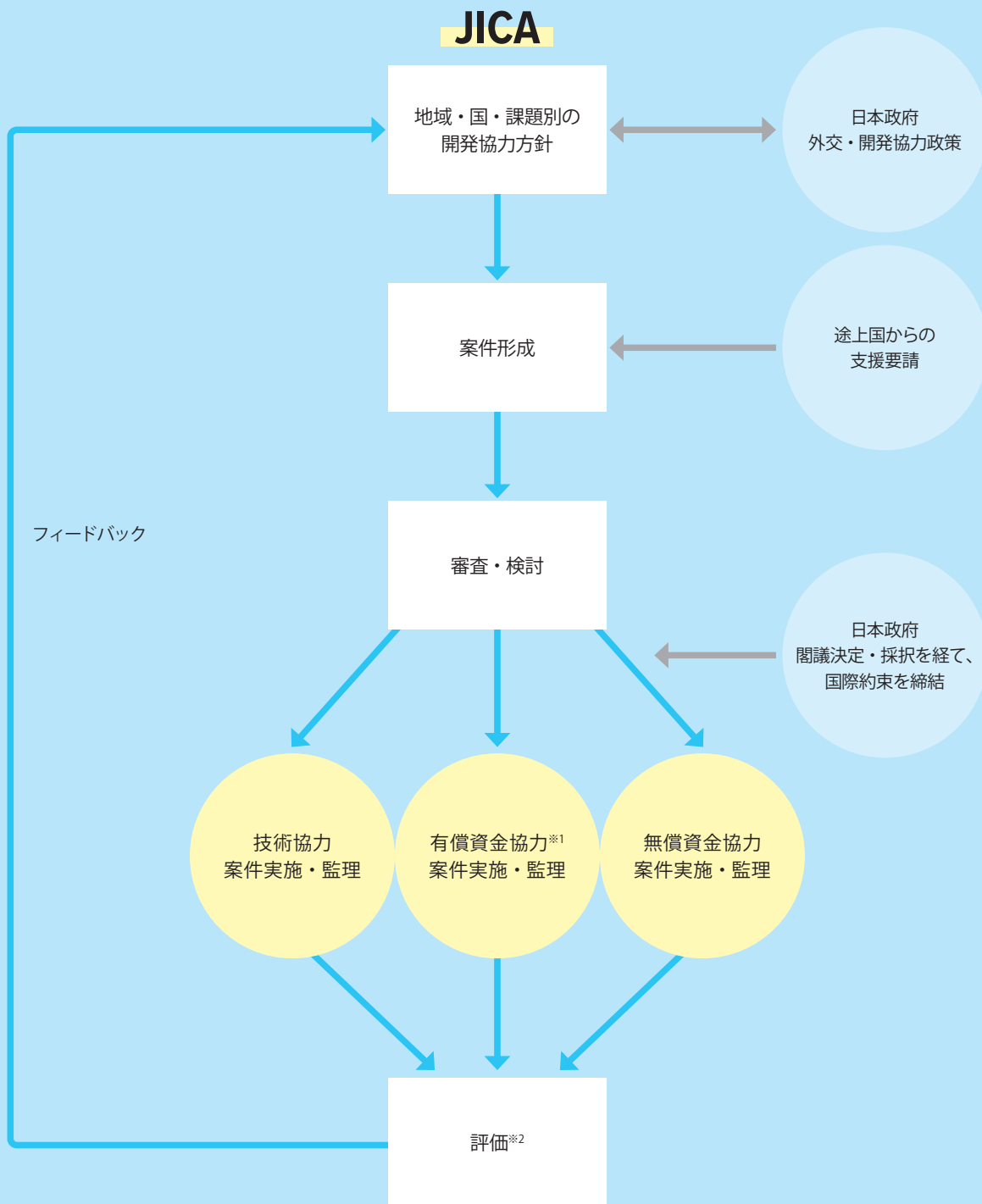
JICAには、技術協力、有償資金協力、無償資金協力*をはじめとするさまざまな協力メニューがあります。

日本政府が策定する開発協力政策の下、相手国政府との対話と要請を踏まえ、これらを有機的に活用することで、効果的・効率的で相手国に寄り添った協力を実施しています。



* 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

■協力の流れ



※1 海外投融資および有償資金協力勘定予算による技術支援については、開発途上国からの支援要請や、日本政府の閣議決定・採択、国際約束の締結を前提としません。
 ※2 JICAでは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業のさらなる改善と国民へのアカウンタビリティを十分に果たす仕組みを導入しています。

JICAのサステナビリティ経営

組織と事業の両面で

サステナビリティをさらに推進

国際的に、気候変動、自然や資源の保全、人権の保護などサステナビリティに関連する課題やSDGsへの関心が一層高まり、取り組みも強化されてきています。

JICAも、これらの地球規模課題の解決や、開発途上国のSDGsの達成を支援するODA事業の実施機関として、組織自らも経済、社会、環境の観点から長期的な目線で世界を持続可能にしていく取り組みを強化しています。例えば、電力・エネルギー使用の削減や再生可能エネルギーの利用促進、環境に配慮した物品などの調達、健全な労働環境の確保などが挙げられます。

一方、JICAが実施する事業においては、従来、開発と環境、SDGsの各ゴール間のトレードオフ（何かを得ると何かを失うという両立しえない関係）といったとても難しい課題が存在します。例として、インフラを開発する際の自然の損失や、稲作振興に伴う水田由来温室効果ガスの排出量の増加などがあります。複合的な危機下では、このようなトレードオフの存在を念頭に置きつつ、バランスを考慮した最適な協力を提示・実施していく必要性が一段と高まっています。

このような認識の下、JICAは、経済、社会、環境を調和させる取り組みを一層重視し、開発途上国政府をはじめとする多様なパートナーと共にサステナブルな事業インパクトの拡大を目指しています。

サステナビリティ推進体制

2022年11月に、理事長を委員長とした「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティ経営に関連する事項を報告・審議する体制を構築しました。あわせて、サステナビリティ関連の議論を一元的にフォローし、さらに一層全組織的な取り組みを強化するために、同月に「サステナビリティ推進タスクフォース」を、2023年4月には総務部に「サステナビリティ推進室」を設置し、推進を加速化させてきました。今後も、サステナビリティ推進体制のさらなる強化を進めていきます。

2022年度の主な取り組み

- サステナビリティ・レポート発行(2022年11月)
- サステナビリティ委員会 2回実施(2023年1月、3月)
- JICA役員による「サステナビリティ・リレーメッセージ」の発信(2023年3月以降、内部啓発)
- 国内拠点対象「サステナビリティ・ワークショップ」の開催(2023年3月、内部啓発)

2023年度は国際基準を踏まえた情報の記載やバックキャストिंगの考え方（現在からの積み上げではなく、未来のあるべき姿を定め、実現に必要な道筋を逆算して考えるアプローチ）に基づいた目標設定などを含め、さらにサステナビリティ・レポートの内容の充実化を図ります。

■ サステナビリティ推進の3本柱（2023～2024年度）

1

健全な組織を創る

組織のSDGs達成を
推進する

2

信頼される組織を創る

組織としての
責任を果たす

3

新しい価値を創る

事業の
インパクト・価値を高める

第5期中期計画（2022～2026年度）

JICAは法律に則り、主務大臣*が5年ごとに指示する中期目標に基づき中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けています。また、同計画に基づき、年度計画を策定し業務運営を行っています。

第5期中期計画では、第4期中期計画(2017～2021年度)に引き続き、「重点領域」と「重視するアプローチ」を定めています。

このうち「重点領域」では、SDGsと方向性を共有する開発協力大綱の3つの重点課題(①「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、②普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、③地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強じんな国際社会の構築)に取り組むとともに、下図に示した

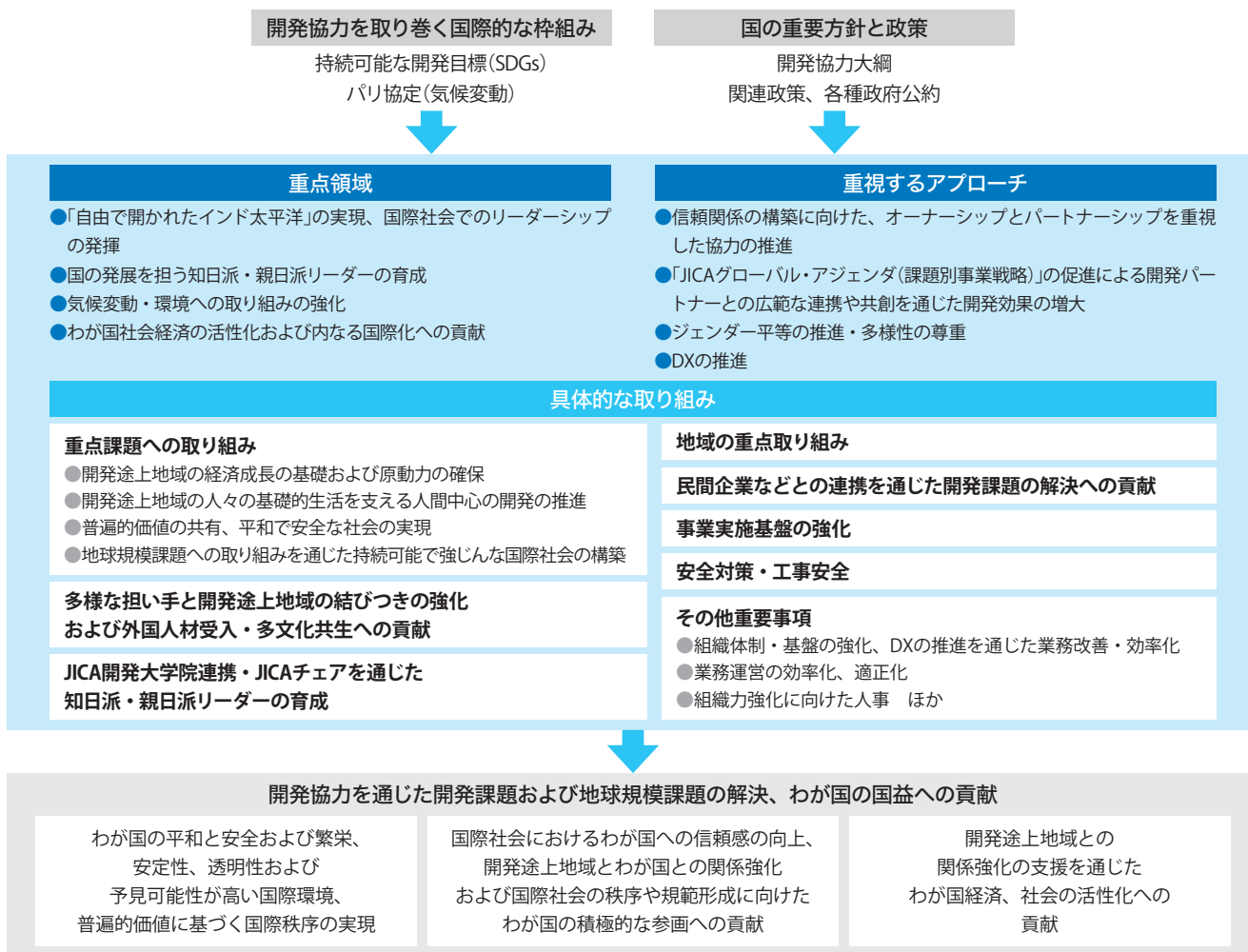
4つの領域に関する取り組みを強化することとしています。

また、中期計画ではこのほか、6つの地域の重点取り組み、多様な主体との連携、事業実施基盤の強化、業務運営の効率化・適正化、安全対策や内部統制などの計画について示しています。

開発協力大綱	日本の開発協力政策の基本方針
中期目標(5年間)	主務大臣*が定め、JICAに指示
中期計画(5年間)	JICAが作成し、主務大臣が認可
年度計画(1年間)	JICAが定め、主務大臣に届出

※ 外務大臣、財務大臣および農林水産大臣。

第5期中期計画の枠組み



2023年度の事業展開の方向性

JICAの 3つの挑戦

世界は今、国際秩序の根幹が揺らぐなかで、気候変動や感染症などの地球規模課題、インフレ、債務危機といった課題が重なり合った複合的な危機に直面しています。JICAは、新しい開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長をミッションとして、開発途上国の創造的復興とSDGs達成に力強く取り組みます。その際、多様なパートナーとの共創を推進し、デジタル技術や革新的手法も活用して、開発効果の最大化を追求します。

1

普遍的価値に基づく 国際秩序維持への貢献

国際秩序の根幹を揺るがすような政変や紛争が発生している今日において、自由・民主主義・法の支配・海洋の自由といった普遍的価値を守ることが一層重要になっています。

JICAは、各国の歴史や文化、発展状況などを踏まえて柔軟に定義された普遍的価値に基づき、日本政府が掲げる「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向けて取り組み、インド太平洋地域全体、ひいては日本と世界の平和と繁栄に貢献します。その際、開発途上国の主体性を重んじ、関係者間の信頼を醸成しながら、日本の強みを生かした開発協力を推進します。

ウクライナに対しては、日本の戦後復興・災害後復興やこれまでの開発途上国への復興支援の経験を踏まえて、地雷・不発弾対策や、エネルギーなどの基礎インフラ整備を含む生活再建など、戦争後を見据えた復旧・復興支援を推進します。また、難民・避難民への支援、周辺国への支援にも取り組みます。

2

世界が直面する 複合的な危機への貢献

世界が直面する複合的な危機に対して、JICAは人間の安全保障の考え方に基づいた協力を実践します。

JICAは、開発途上国の開発と気候変動対策の両立を支援します。開発途上国の立場に寄り添いながら、各国の実情に合わせてエネルギー転換や公共交通整備といった緩和策への協力や、防災・水・農業分野などにおける適応策への協力を展開します。また、民間資金の動員や新しい技術の活用を積極的に促進していきます。

感染症の脅威に対しては、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を推進し、すべての人々が、いつでも必要な保健医療サービスを経済的に困難なく受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」の達成を目指します。

食料危機に対しては、特に状況が深刻なアフリカ地域において、「JICAアフリカ食料安全保障イニシアティブ」を展開し、開発途上国の食料安全保障の確保に貢献します。

3

多様なパートナーとの 共創・革新

コロナ禍後の開発途上国において、協力のニーズは変化を続けています。JICAは、データ活用やデジタル技術導入によって、あらゆる事業でDXを推進し、「デジタルで最先端を行くJICA」を目指します。また、開発途上国と日本の研究者との協働を促進し、開発課題の解決に資する科学技術をJICAの事業に活用していきます。

さらに、「JICAグローバル・アジェンダ」の推進、資金動員を含む多様なパートナーとの連携拡大や、海外投融資や民間投資の促進を通じて、事業の効率化や開発インパクトの最大化を図ります。

また、人材育成事業の経験や、JICA海外協力隊経験者といった人的資源など、JICAが長年かけて培った国内外のネットワークを最大限活用し、日本国内の多文化共生や地域経済活性化のための取り組みを強化します。

これらを通じて、JICAは多様なパートナーと共創し、開発途上国の健全な発展と、豊かで持続的な日本社会の実現に貢献します。



In Focus ウクライナ支援

日本の地雷除去技術を安心な暮らしと復興に

ウクライナでは、地雷や爆発物が安全・安心な暮らしへの脅威、そして復旧・復興への障害となっています。このような困難に直面しているウクライナに対し、JICAは日本製地雷探知機「ALIS」を供与するとともに、日本が長年にわたり協力してきたカンボジア地雷対策センター（CMAC）と連携し、ALISの操作研修をカンボジアで実施しました。また、除去済み爆発物の運搬に必要なクレーン付きトラックの供与に加え、地雷除去機などを含む無償資金協力案件を形成しました。

JICAは今後もウクライナに寄り添いつつ、日本の技術・知見や、これまでの開発協力の経験を生かした協力を実施していきます。

PHOTO カンボジア地雷対策センター(CMAC)で行われた、ウクライナ非常事態庁(SESU)の地雷除去専門職員に対するALISの操作研修の様子。CMAC技術者が実演指導の講師を務めた。ALISは金属探知機と地中レーダーを組み合わせた地雷探知機。地中の反応物が爆発物であるかを掘り出すことなく端末モニターで識別でき、従来の金属探知機と比べて格段に早く効率的に地雷を探知可能だ。ウクライナ地雷・爆破物対策への貢献が期待される



In Focus 気候変動対策

開発課題解決と気候変動対策の両立に向けて

JICAは開発途上国のパートナーとして、ネット・ゼロ*社会への移行と気候変動に強靱な社会の構築を後押しし、パリ協定などの目標達成に向け貢献しています。各国の温室効果ガス(GHG)削減計画などを示す「自国が決定する貢献(NDC)」や長期低排出発展戦略などを踏まえ、気候変動対策の計画の策定や更新、モニタリングに必要な能力強化を通じ、パリ協定の実施を促進しています。

また、各開発課題の解決(開発便益)と同時に、気候変動対策(気候便益)にも資するコベネフィット(共便益)・アプローチを積極的に進めます。特に、エネルギー、運輸交通、都市開発、自然環境保全、農業などの分野において、気候変動対策の質・量の両面の拡充を図ります。

※ 大気中に排出される温室効果ガスと大気中から除去される温室効果ガスが同量でバランスが取れている状況。

PHOTO 電力需要の拡大と気候変動対策の両立を図るため、JICAは各国で再生可能エネルギーの導入促進に協力している。2022年12月には、ベトナム南部ニントゥアン省で民間企業が事業主体となって実施する陸上風力発電事業に対して、最大2,500万ドルを供与するプロジェクトファイナンスによる融資契約(海外投融資)に調印した



In Focus 食料安全保障

パートナーと協働し、食と農業を通じた「人間の安全保障」を実現

2050年には世界の食料需要量は、2010年比で1.7倍に増加し※、8億人以上の人々が十分な食料を得られなくなるといわれています。そのため、将来にわたってすべての人が良質な食料を合理的な価格で入手できるようにする、食料安全保障の取り組みの強化が必要となっています。特に経済力が小さい開発途上国にとって、食料の輸入は容易ではなく、国内で一定の食料を生産・供給する体制の整備が重要です。また、世界の貧困層の約6割に当たる5億人が農業に従事しているといわれており、農業で生計を立てる、ビジネスとしての農業の推進が重要視されています。

JICAは、農村部の貧困削減の実現と食料安全保障の確保に向け、多様な協力パートナーと連携しながら、包摂的なフード・バリューチェーンの構築、稲作振興、小規模農家のための市場志向型農業、水産資源の管理・活用、畜産振興・家畜衛生強化、栄養改善などに取り組めます。

※ 農林水産省「2050年における世界の食料需給見通し」(2019年9月)。

PHOTO 2022年11月、JICAは「JICAアフリカ食料安全保障イニシアティブ」を立ち上げ、食料危機が拡大するアフリカの食料安全保障の強化に向けた協力を展開している。写真は、ウガンダのJICAプロジェクトで、農家自身が準備した苗床で種まきの実践研修を受ける様子 [写真：PRiDe Project Phase 2]



In Focus 科学技術協力

地球規模課題に挑む国際共同研究

近年、環境・エネルギー問題、食料危機、感染症などの地球規模課題が複雑に絡み合い、深刻化しています。このような課題の解決には、既存の技術だけでなく、新たな技術・知見を獲得し、速やかに社会で応用していく必要があります。JICAは、2008年から、科学技術振興機構（JST）、日本医療研究開発機構（AMED）と共に、開発途上国の研究機関などと共同研究を実施し、その成果を社会課題の解決に活用することを旨とする「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」を実施しています。

感染症分野では、特定の感染症の性質やメカニズムの解明、予防・診断・治療方法の確立、治療薬の開発に加え、民間での実用化、行政機関による政策・戦略への反映など、幅広いステージでの取り組みを実施しています。

PHOTO エルサルバドルの人口の3%（約23万人）が感染しているとされるシャーガス病は、中南米特有の寄生虫患で命に関わる病気だ。病原因子や病態の多くははまだ解明されておらず、現在使用されている治療薬も副作用が強いなど、多くの課題がある。「シャーガス病制圧のための統合的研究開発プロジェクト」では、日本とエルサルバドルの研究機関が、病態形成に関わる遺伝子の解析や新規治療薬の開発などに向けた共同研究を実施してきた

JICAグローバル・アジェンダ

多様な力を結集し、複雑化する世界の課題に挑む

JICAは、4つの切り口の下、20の「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を策定し、中長期的な目標や取り組みを明確にすることで事業の戦略性を強化します。さらに、それらの目標などを国内外の幅広いパートナーと共有することによって、連携や共創を進め、開発効果の最大化を目指します。

世界が直面する、複雑で深刻な課題

経済的な豊かさや人々の尊厳を追求してきた世界は、気候変動などのすべての生命の生存が脅かされる問題や、新型コロナウイルス感染症、頻発する紛争といった困難に直面しています。これらのグローバルな課題に対しては、国際社会が目標を共有し、多様な力を結集して取り組む必要があります。

JICAは、SDGs達成や地球規模課題解決に貢献し、「人間の安全保障」「質の高い成長」というミッションを果たすべく、多様なパートナーと取り組むため、2021年度に、4つの切り口(Prosperity、People、Peace、Planet)で20の課題別事業戦略から成るJICAグローバル・アジェンダを設定しました。

協働・共創を推進

SDGsへの関心の高まりなどを背景に、民間企業、研究機関、市民団体などに開発協力の担い手が広がっています。JICAはこれらのさまざまなステークホルダーと、JICAが実現を目指す中長期的な価値を共有し、共に課題解決に取り組めます。

協働を推進するために、多様なパートナーが集う場としてのプラットフォームを構築、またはそれに参加し、知識・アイデア、人材などさまざまなリソースを活用した共創を促進します。さらに、資金動員や民間企業のビジネス参加を促進する環境整備に取り組み、課題解決に向けた大きな「うねり」を誘導します。

4つの切り口と20の課題別事業戦略

Prosperity

豊かさ

- 1 都市・地域開発
- 2 運輸交通
- 3 資源・エネルギー
- 4 民間セクター開発
- 5 農業・農村開発
(持続可能な食料システム)

People

人々

- 6 保健医療
- 7 栄養の改善
- 8 教育
- 9 社会保障・障害と開発
- 10 スポーツと開発

Peace

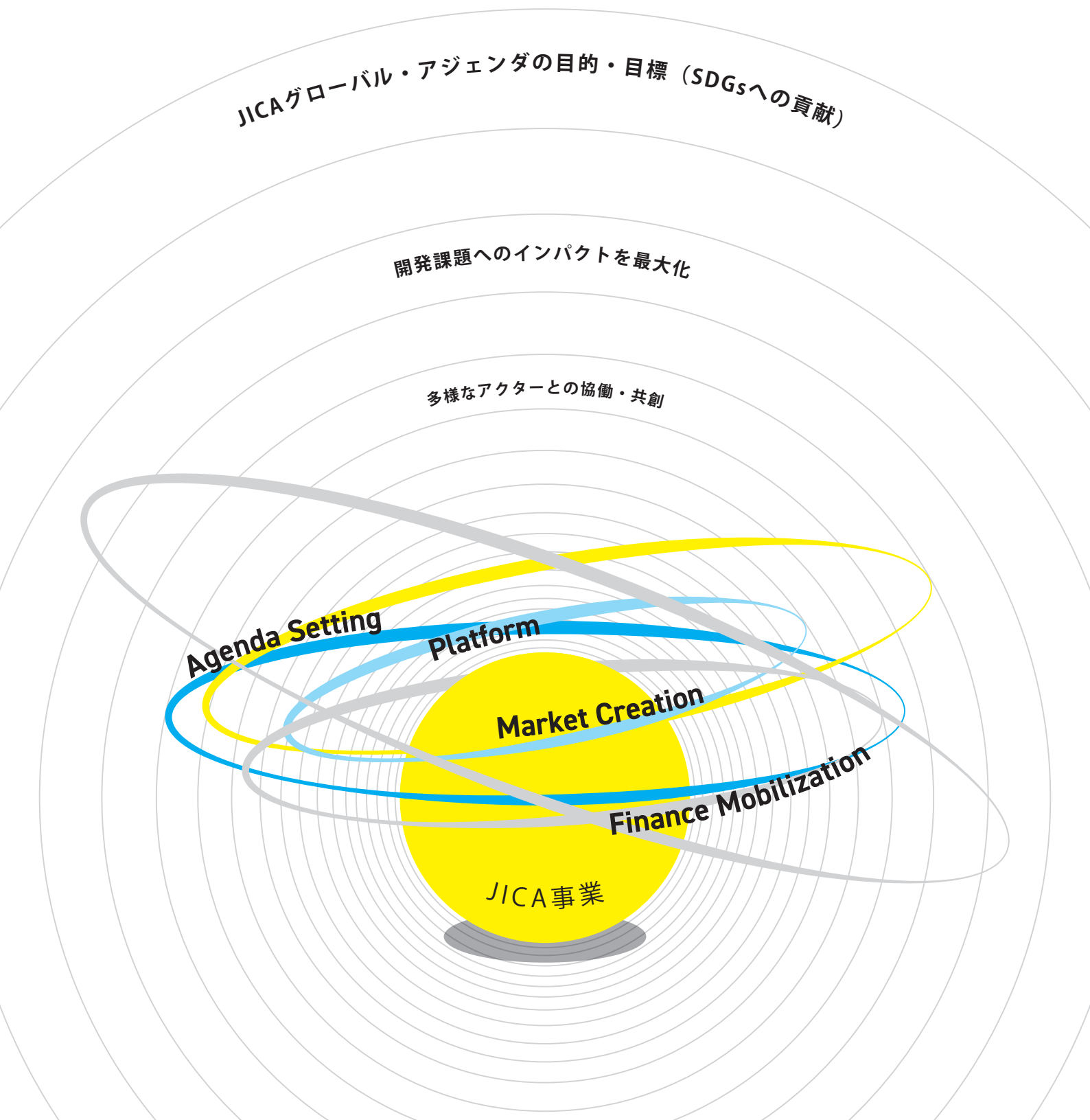
平和

- 11 平和構築
- 12 ガバナンス
- 13 公共財政・金融システム
- 14 ジェンダー平等と女性のエンパワメント
- 15 デジタル化の促進

Planet

地球

- 16 気候変動
- 17 自然環境保全
- 18 環境管理
- 19 持続可能な水資源の確保と水供給
- 20 防災・復興を通じた災害リスク削減



インパクトの最大化に向けたJICAの役割

Agenda Setting
未来に向けて
共に達成すべき目的・目標
を設定します

Platform
多様な人や情報が集まり
共創する場をつくります

Market Creation
ビジネスの機会を
創出します

Finance Mobilization
課題解決のために
資金を動員します

Prosperity

豊かさ

1

都市・地域開発



都市マネジメントで、暮らしやすく持続可能な街を

都市の望ましいあり方を見据え、最新の地理空間情報(G空間情報)を活用しながら適切な土地利用を考案します。さまざまな利害を調整し、計画、整備、管理運営などを実施。魅力的でサステナブルな街を構想し、マネジメントする能力を強化します【→P.26事例を参照ください】。



協力方針

1. さまざまな関係者と協働し、「都市マネジメント」の能力を強化
2. G空間情報[※]の整備・活用を支援

※位置情報とそれに関連付けられた情報。

2

運輸交通



すべての人・モノが安全かつ自由に移動できる世界へ

運輸交通分野における低・脱炭素化を進めつつ、国内およびグローバルに広がる運輸交通インフラの整備や維持管理技術の向上、安全の確保に取り組みます。それにより、すべての人が安全で自由に移動でき、必要なモノがあまねく世界に行き渡る社会を目指します。



協力方針

1. グローバルネットワークの構築
2. 海上保安能力の強化
3. 道路アセットマネジメント
4. 道路交通安全
5. 都市公共交通の推進

3

資源・エネルギー



誰でも安心して資源とクリーンエネルギーを使える世界へ

幅広いパートナーと共に、カーボンニュートラルと安価なエネルギーの安定供給の両立に取り組みます。これらを実現するため、政策や計画の策定に向けた協力、技術開発の促進、脱炭素のための地域共同体の推進、資金動員、次世代層への啓発活動に注力します【→P.27事例を参照ください】。



協力方針

1. エネルギー・トランジション
2. 電力アクセスの向上
3. 持続可能な鉱物資源管理

4

民間セクター開発



民間企業を育成し、途上国の経済成長を促す

起業家や企業の競争力を向上させ、産業・投資政策やビジネス環境を整備し、金融アクセスなどを改善。民間企業が成長するための環境を整えます。また現地企業と日本企業の協働を進め、連携を強化し、双方の経済の強靱化を目指します【→P.28事例を参照ください】。



協力方針

1. 「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の推進
2. イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援
3. アジアにおける投資促進と産業振興

5

農業・農村開発(持続可能な食料システム)



みんなが豊かになる農業を実現し貧困と飢餓をなくす

生産技術の開発や普及、効果的な流通体制の構築を通じて農・畜・水産業の生産性を高め、農村部の貧困削減と経済成長を推進します。それとともに、気候変動への対応や食品ロスの課題にも取り組み、食料の安定的な生産・供給に貢献します【→P.29事例を参照ください】。



協力方針

1. 小規模農家向け市場志向型農業の振興
2. アフリカ地域における稲作振興
3. フード・バリューチェーン構築
4. 水産ブルーエコノミー振興
5. 家畜衛生強化を通じたワンヘルス(人獣共通感染症対策など)の推進

People 人々

6

保健医療



どんなときでも人々の健康を守る体制づくりを

生活の基盤となる健康を守る体制づくりを推進します。また、これを通じて、すべての人々が、いつでも、必要な保健医療サービスを経済的困難なく受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」の達成に貢献します[→P.30事例を参照ください]。

協力方針

1. 中核病院における診断・治療の強化
2. 感染症対策および検査拠点の強化
3. 母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケアの強化
4. 医療保障制度の強化

7

栄養の改善



健康な未来へ導く適切な栄養を、すべての人々に

必要な栄養を適切に摂取できていない低栄養状態や、深刻化する過栄養の問題に対して、保健、農業・食料、水・衛生、教育など、さまざまな分野において連携して取り組み、世界の人々が健康に暮らせるよう、貢献します。

協力方針

1. 母子栄養の改善
2. 「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)」を推進

8

教育



一人ひとりが生き生きと輝く、質の高い教育を

世界には、必要最低限の読解力や計算力を習得できていない子どもや若者が6.1億人以上います*。また、高等教育に関しては国による格差が生じています。すべての人々が学ぶ場を得て能力を生かして活躍できるよう、取り組みます。

協力方針

1. 教科書や教材を開発し、学びを改善
2. 地域のコミュニティと学校との協働
3. 誰ひとり取り残さない教育を提供
4. その国を牽引する拠点の大学を強化

※UNESCO Institute for Statistics, "SDG 4 DATA DIGEST 2018"

9

社会保障・障害と開発



誰もが尊厳をもって自分らしく生きる世界を目指して

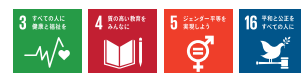
社会保障の拡充や労働環境の改善、障害者の社会参加の促進や、障害の主流化を通じ、誰もが尊厳をもって、社会の一員として、互いの暮らしを支え、支えられながら生きる社会の実現を目指します[→P.31事例を参照ください]。

協力方針

1. 社会保険制度の構築
2. 社会福祉の推進
3. 雇用・労働環境の整備
4. 障害に特化した取り組み
5. 「障害主流化」の取り組み

10

スポーツと開発



すべての人々が、スポーツを楽しめる平和な世界に

スポーツは、言葉や文化の違いを超えて楽しめるボーダーレスなものであり、人々の可能性を広げ、未来を開く一歩にもつながります。JICAは、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりや、スポーツを通じた人材育成に取り組み、多様性のある平和な社会の実現に貢献します。

協力方針

1. スポーツへのアクセス向上
2. スポーツを通じた心身ともに健全な人材育成
3. スポーツを通じた社会的包摂と平和の促進

Peace

平和

11

平和構築



恐怖と暴力のない平和で公正な社会を目指して

暴力や紛争のリスクを低減し、国・社会が危機に対応する能力の強化を目指します。そのために、制度構築と人材育成によって住民から信頼される政府をつくり、コミュニティの融和と社会・人的資本の復旧・復興・強化を促進します。

協力方針

1. 人間の安全保障アプローチによる紛争予防と強靱な国・社会づくり
2. 脆弱地域における地方行政の能力強化、強靱な社会の形成と信頼醸成
3. 人道・開発・平和(HDP)ネクサスの推進

12

ガバナンス



すべての人々が、尊厳をもって暮らせる社会を

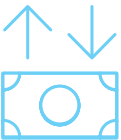
基本的な人権、自由、法の支配などの普遍的価値を実現し、一人ひとりが人間として尊重される社会を目指し、JICAは、法制度の整備・運用、公共放送の機能向上、適正な行政サービスの実施に協力。民主的かつ包摂的なガバナンス(統治機能)の強化を支援しています。

協力方針

1. 法の支配の実現
2. 公務員および公共人材の能力強化
3. 海上保安能力の強化

13

公共財政・金融システム



財政・金融の基盤を強化、経済の安定と成長を目指す

経済の安定ならびに持続的な成長に不可欠である財政基盤の強化や、金融システムの育成を支援します。また、税関行政の改善により、貿易の円滑化にも貢献します【→P.32事例を参照ください】。

協力方針

1. 国家財政の基盤強化
2. 税関の近代化支援を通じた連結性強化
3. 金融政策の適切な運営と金融システムの育成

14

ジェンダー平等と女性のエンパワメント



性別にとらわれず誰もが能力を発揮できる社会に向けて

社会や組織における差別的な制度や仕組みを是正し、女性や女児の主體的な能力を強化するとともに、社会や人々の意識や行動の変容を促進する取り組みを実施します。それにより、一人ひとりが性別にとらわれることなく、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現に貢献します。

協力方針

1. 5つの優先課題[※]で「ジェンダー主流化」を推進
2. ジェンダースマートビジネス(GSB)の振興
3. ジェンダーに基づく暴力(SGBV)の撤廃

※①経済的エンパワメント、②平和と安全、③教育と健康、④ガバナンス、⑤生活インフラ。

15

デジタル化の促進



DXで、一人ひとりが多様な幸せを実現できる社会へ

デジタルテクノロジーとデータの活用でさまざまな課題を効果的に解決し、より良い社会をつくれます。また、その基盤となる情報通信環境の整備、人材育成や産業創出を通じ、自由で安全なサイバー空間の構築に取り組みます【→P.33事例を参照ください】。

協力方針

1. 開発事業でのDX推進
2. デジタル化のベースとなる基盤整備

Planet

地球

16

気候変動



途上国とともに、気候変動の脅威に立ち向かう

経済・社会に甚大な負の影響を与える気候変動を抑えるため、世界全体で温室効果ガスの排出量を大幅に削減するとともに、その変化に対応しなくてはなりません。開発と気候変動対策とを同時に進めるといふ難しい立場に置かれた開発途上国に協力し、地球規模の課題の解決に貢献します。



協力方針

1. パリ協定の実施促進
2. コベネフィット型気候変動対策

17

自然環境保全



次世代へ豊かな自然の恵みを引き継ぐ

地域の社会、そして持続可能な地球環境にとって重要となる自然環境の保全を行います。このため、守るべき自然の価値や現状を科学的に把握・モニタリングし、地域住民と協働し、伝統的な知見も生かして、自然環境の保全と人間活動との両立を目指します【→P.34事例を参照ください】。



協力方針

1. 陸域における自然の豊かさを守る
2. 海域(沿岸域)における自然の豊かさを守る

18

環境管理 —JICAクリーン・シティ・イニシアティブ—



環境の汚染を防ぎ、健康に暮らせるきれいな街へ

多くの開発途上国で、環境対策なしに工業化・都市化が進み、水・大気・土壌の汚染が深刻化し人々の健康が損なわれています。廃棄物(ごみ)の適切な管理や水・大気の汚染防止のための人材育成などを通じて、「きれいな街」の実現に協力し、持続可能な社会構築を目指します。



協力方針

1. ごみ処理の仕組みを改善し、循環型社会へ
2. 環境規制や汚染防止策で、健全な水・大気・土壌環境を

19

持続可能な水資源の確保と水供給



すべての人々が安全な水を得られる社会へ

水資源を巡る地域の課題を解決するため、水資源の管理に責任を持つ組織を強化し、利害関係者の民主的な協議の仕組みを構築します。水道サービスの拡張と改善を自立的に進めることができる「成長する水道事業者」をつくります【→P.35事例を参照ください】。

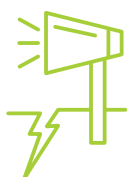


協力方針

1. 統合水資源管理で地域の水問題を解決
2. 水道事業者の成長を支援

20

防災・復興を通じた災害リスク削減



強靱な国の基盤をつくり、命を守って経済を発展させる

事前の災害リスクの削減は、開発の土台となり、人々の命と暮らしも守ります。開発途上国が将来的に独自に防災投資を拡充できる体制を強化します。これによって、死者・被災者数や経済損失などの自然災害による被害を、2030年までに減少傾向に変えることを目指します。



協力方針

1. 国の基盤を支える構造物対策の推進
2. 非構造物対策を含めた防災ガバナンスの強化
3. Build Back Better (より良い復興)の推進



都市・地域開発

鉄道と駅周辺を一体で開発し相乗効果を図る

インド ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道駅周辺開発支援プロジェクト

加速する高速鉄道建設を踏まえ協力を開始

近い将来、世界最多の人口となることが予想されているインドは、堅調な経済を牽引する西部の大都市を高速鉄道で結ぶことで、高まる旅客需要に応え、さらなる経済成長を目指しています。

JICAは、インド第二の都市ムンバイと国内有数の工業都市アーメダバード間の約500kmをおよそ2時間で結ぶインド初の高速鉄道の開業に協力。2016年に詳細設計を開始し、20年から鉄道本体の建設が始まりました。並行して、安全な定時運行の実現に向けた人材育成も行っています。

他方、高速鉄道の利便性と経済効果を高めるには、駅へのアクセスや他の公共交通への乗り換え、周辺の商業施設やオフィスへのアクセスなど、駅を中心とした街づくりを計画的に進める必要があります。そこでJICAは、2023年2月から駅周辺の開発に協力するプロジェクトを開始しました。

日本の経験・知見に高い期待

この高速鉄道路線には12の駅が建設される予定です。今回のプロジェクトは、そのうちの4駅をモデル駅として駅周辺開発計画を策定し、高速鉄道と駅周辺開発との相乗効果を図るものです。

まずモデルとなる4駅の立地や周辺の開発状況を踏まえて特性と課題を分析し、それぞれの条件に応じた開発計画づくりを進める予定です。また、

セミナーや日本での研修などを通じて関係者の駅周辺開発に関する知識を深めるとともに、インド政府が掲げる高速鉄道の全国的な整備構想を踏まえ、日本のほか複数の国の開発事例をまとめたハンドブックも作成することになっています。

日本はこれまで、鉄道の整備を駅周辺開発と併せて進めることで相乗効果を生み出し、乗客の利便性の向上や周辺地域の経済発展につなげてきました。さらに近年、環境負荷の軽減といった観点から、公共交通指向型の開発*を進めてきました。そうした日本の経験と知見を生かした協力の、インド政府からは高い期待が寄せられています。

*鉄道駅などの公共交通拠点の周辺に都市機能を集積し、自家用車に依存しないコンパクトな都市開発を目指す取り組みのこと。

VOICE

プロジェクトは私たちの誇りです

インド住宅都市省
次官補
D タラさん



日本の駅周辺開発と公共交通指向型開発は非常に興味深いものです。高速鉄道と一体化した地域開発の効果は直接的にも間接的にも大きく、経済の活性化や快適な都市環境だけでなく、雇用創出も期待できます。インド政府最重要プロジェクトに貢献できることは関係者すべての誇りです。

地域全体の経済成長を意識しています

JICA専門家
日本コンサルタンツ株式会社
秋村成一郎さん



高速鉄道の駅周辺開発は、地域全体の経済成長、環境改善に大きく貢献することが期待されています。駅周辺地区にとどまらず、地域産業振興、通勤・通学利用などより広い範囲の社会経済活動と連携していくことで、事業効果が十分に広がるよう、取り組んでいきたいと思っております。



建設が進むプロジェクトサイトの一つであるスーラット駅



資源・エネルギー

島嶼国で再エネ100%に挑む

ソロモン 再生可能エネルギーロードマップ策定プロジェクト

環境面と経済面から求められるエネルギーの転換

2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定を踏まえ、JICAはカーボンニュートラルの達成に向けエネルギー・トランジションの促進に取り組んでいます。



ホニアラ空港の近くに位置するソロモン最大規模の太陽光発電施設

太平洋の島嶼国であるソロモンは、地球温暖化による海面上昇の影響を受けやすく、気候変動への取り組みが喫緊かつ最優先の課題となっています。また、電力の大部分を燃料価格の変動の影響を大きく受けるディーゼル発電に依存しています。

そのためソロモン政府は、再生可能エネルギー比率を2030年までに首都ホニアラ圏で100%に、2050年までに国全体で100%にするという目標を掲げています。しかし、その本格的な導入には、独立発電事業者の参入や開発資金の確保、水力発電所や電力網の効果的な運用のほか、関連制度や実施体制の整備といった多くの課題が存在します。

複数のシナリオを比較検討

JICAはこうした課題を抱えるソロモン政府からの要請を受け、再生可能エネルギーの本格的な導入に向けた2030年までのロードマップを策定するため、2019年8月にプロジェクトを開始しました。プロジェクトでは、水力や太陽光といった既存

の電源のほか、風力、バイオマス、地熱など新たな電源の開発ポテンシャルも調査。電力の需要と供給の分析やシミュレーションを重ね、2030年の目標を踏まえた複数のシナリオを策定し、比較検討を行いました。また、ソロモンの電力会社の職員らを対象に、最適な電源計画の検討手法や系統解析手法を学ぶ研修を実施するなど、実務者の能力向上にも取り組みました。

こうして策定したロードマップは、コロナ禍の影響による電源開発の遅れなどを考慮し、2030年までに水力発電の発電量が最も大きくなる雨季の首都圏で、再生可能エネルギー比率を100%にするという目標を掲げています。

このロードマップは2022年7月にソロモン政府から正式に採用されることが発表され、現在、その計画に沿った取り組みが進められています。

VOICE

具体的なロードマップができました

JICA専門家
東電設計株式会社
永井雅彦さん



プロジェクトは、技術系の専門家と経済や財務、関連制度といった専門家が連携しながら、ロードマップを策定しました。当初の狙いどおり専門分野を超えた連携が十分に機能したことに加え、ソロモン側関係者の強いオーナーシップがあったことで、広範な課題に対して、実情を踏まえた実現性の高い具体的なロードマップができました。



ソロモン電力会社の職員と協議するJICA専門家



民間セクター開発

社会課題に挑むスタートアップを支援

エチオピア スタートアップエコシステムアドバイザー／Project NINJA

途上国の課題に新たなアプローチ

開発途上国の複雑化する社会課題に革新的な製品やビジネスモデルを用いて挑戦し、急成長するスタートアップがあります。JICAは2020年1月にProject NINJA (Next Innovation with Japan)を立ち上げ、そうした開発途上国のスタートアップや起業家の支援を開始。起業を促進するためのビジネスプランコンテストや事業の成長を促すアクセラレーションプログラムの実施、企業や投資家とのマッチングなどに取り組んでいます。

対象国の一つであるエチオピアは起業家がまだ少なく、政府職員のスタートアップや投資に関する知識が不足し、法律や政策が十分には整備されていないことなどが課題となっています。

アクセラレーションプログラムで育成

こうしたエチオピアに対し、JICAは2021年9月にアドバイザーとして専門家を派遣。関連政策や制度の改善のほか、革新・技術省(MInT)と共にビジネス開発研修などを通じて起業家を育成するとともに、革新的なスタートアップが継続的かつ自律的に生まれる環境「スタートアップ・エコシステム」のさらなる発展に取り組んでいます。

2022年10月と翌年6月には、MInTの職員と計

16社のスタートアップがドバイとモロッコで開催された世界最大規模のテック系イベントに参加しました。そのうちの2社は、この機会にインドの大手生鮮食料品サプライチェーンのスタートアップと開発パートナーシップを締結しています。

またアクセラレーションプログラムを通じた支援として、114社の応募企業から競合優位性、社会的インパクトなどを基準に30社を選抜。2023年1月にピッチスキルを学ぶ1週間の研修を行い、2度のコンテストピッチを経て6社を選考しました。

今後この6社は、4カ月間の事業開発トレーニングを受講しビジネス開発の概念実証に取り組むほか、日本で行う研修にも参加し、アクセラレーターや投資家などと交流することになっています。

VOICE

目標の実現に大きく前進しました

グソー・テクノロジーズ 株式会社
CEO
ダニエル・ゲタチャーさん



ドバイのテック系イベントでは、業界のリーダーから事業に役立つ情報が得られました。また、アクセラレーションプログラムはとても実践的で、エチオピアの文化遺産を疑似体験するXR(仮想現実など)技術で観光振興に貢献したいという目標の実現に、大きく前進することができました。

エコシステムの発展に取り組んでいます

JICA専門家
スタートアップエコシステムアドバイザー
原 祥子さん



ビジネス支援プログラムや法案・政策関連研修、スタートアップ支援団体向け研修などにMInT職員と共に取り組み、ノウハウを伝えています。エチオピアでより多くのスタートアップが誕生するようエコシステムをさらに発展させ、雇用創出など社会課題の解決につなげることが目標です。



ドバイで開催された「GITEX GLOBAL」のピッチイベントに参加するエチオピアのスタートアップ経営者たち



農業・農村開発（持続可能な食料システム）

海洋資源の保全と持続可能な利用に取り組む

フィジー 太平洋島嶼国のSDG14「海の豊かさを守ろう」プロジェクト

「豊かさ」が失われつつある太平洋島嶼国

太平洋島嶼国の人々は古来より海と共に生き、水産資源は島特有の社会や経済、文化を形づくるうえで貴重な財産となっています。それが近年、乱獲や海洋汚染、気候変動など複合的な脅威にさらされ、その豊かさが失われつつあります。

その一つが「ラウトカ漁業協同組合による水産資源の持続的な利用と管理」です。フィジー最大の水揚げ高を誇るラウトカ漁港では、魚を地面に並べて販売するなど、衛生観念の不足が品質と価格の低下を招いていました。そこでJICAは漁業協同組合を立ち上げ、魚の衛生的な取り扱いや処理技術を習得するための研修を実施するとともに、陳列棚や冷凍庫などの購入を支援。付加価値を高めることで魚の捕り過ぎを防ぎ、また緻密に漁獲データを収集することで水産資源を管理し、「海の豊かさ」を守っていかようとしています。

2023年以降はこうしたフィジーでの取り組みを他の太平洋島嶼国にも広げていく計画です。また、JICAの協力を通じて各国が蓄積してきた水産分野の知識や経験を互いに学び合う研修などを行っていく予定です。



研修に参加し水産物の衛生的な処理や加工技術を学ぶフィジー水産省の職員

国際社会はSDGsの一つに「海の豊かさを守ろう」(SDG14)を掲げていますが、フィジーをはじめとする太平洋島嶼国では、人材や財源が慢性的に不足し、具体的な取り組みはあまり進んでいないのが現状です。

実践的なプロジェクトで課題に立ち向かう

JICAは、2020年12月にこのプロジェクトを開始し、太平洋島嶼国がSDG14の達成に向けた取り組みを持続的に進めるよう、人材育成を進めています。プロジェクトで最初に行ったのが、南太平洋の中心に位置し、国際機関の事務局なども置かれているフィジーの水産省職員の能力向上です。

JICAが南太平洋大学(USP)や太平洋共同体事務局(SPC)と協働し、延べ200人の職員に対して水産資源管理や養殖、水産加工の研修を行った後、習得した知識や技能を実践するため、職員自らが小規模プロジェクトを立案し実施しています。

VOICE

フィジーの経験を域内へ広げていきます

JICA専門家
田村 實さん



太平洋島嶼国の水産行政を担う職員の能力向上には、フィジー水産省の職員らが指導的役割を担い、自らの経験を周辺国に伝えることが大切です。これまで研修に参加した職員が、学んだ内容を基に同僚やコミュニティの人々に技術指導を行う姿が見られるようになったのはその大きな一歩です。このような成果を地域全体に広げていきます。



JICAとUSPが共催した水産研修のオープニングセレモニー



保健医療

感染症との闘いに日伯の産官学が連携

ブラジル ブラジルと日本の薬剤耐性を含む真菌感染症診断に関する研究とリファレンス協力体制強化プロジェクト

共同研究の基盤を確立

新型コロナウイルス感染症の患者が真菌感染症を併発し、致命的な経過をたどる例が世界各地で報告されています。真菌(カビ)はヒトの細胞と似ているため、人体に害なく真菌だけに効く治療薬をつくるのは難しく、さらに薬に対する耐性を持つ真菌の出現が世界的に問題となっていました。



研修で真菌の薬剤感受性試験の実習を行う日伯の医療関係者

肺結核患者が多いブラジルでは、真菌感染症によってその症状が悪化する患者も多く、また薬剤耐性のある真菌については実態すら把握できていない状況でした。そこで耐性真菌による感染症の実態を明らかにし、継続的な研究基盤を確立することを目的に、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)として、千葉大学とサンパウロ州立カンピーナス大学の共同研究プロジェクトが2017年9月に始まりました。

JICAと日本医療研究開発機構(AMED)が支援するこのプロジェクトでは、耐性真菌の簡便で迅速な検出法の開発、病原真菌の保存施設や症例データベースの整備、遺伝子増幅技術「LAMP法」を用いた検査技術の普及などに取り組みました。

コロナ禍に生まれた両国医療関係者の連帯

プロジェクト期間中にコロナ禍に見舞われ、ブ

ラジルは世界最大規模の死亡者数を記録するなど深刻な状況に陥りました。世界中が混乱するなか、日伯の両大学が中心となりいち早く新型コロナウイルスの合同症例カンファレンスを立ち上げ、2020年6月から2年間で24回ものオンライン会合を開催。最新の症例や治療法などの知見が共有されただけでなく、国境を超えた意見交換の場は、未知のウイルスとの闘いを強いられていた両国の医療現場スタッフの精神的な支えになりました。

また産官学が連携し、日本の検査薬メーカーが開発した新型コロナウイルス検出試薬の性能を評価する臨床試験をカンピーナス大学で実施。その結果、試薬の有効性が確認され、今後は臨床使用に向けた協力を続けていくことになっています。

VOICE

プロジェクトの成果が根付いています

サンパウロ州立カンピーナス大学
副学長
マリア・ルイザ・モレッティさん



多様な研修、真菌耐性に関する研究、真菌感染症データベース、新型コロナウイルス関連の緊急支援など、プロジェクトは多くの成果を残しました。また、そこで築かれたカンピーナスの主要病院間の連携体制はしっかりと根付いており、今も週1回会議を開き症例情報などを共有しています。

構築した研究基盤を活用していきます

JICA専門家
千葉大学真菌医学研究センター 准教授
渡邊 哲さん



プロジェクトの大きな成果の一つは、両国の大学間で強固な共同研究チームを作り上げたことです。日本では稀な疾病の研究は、こちら側も大きく裨益するものでした。今後も両国のみならず、保健医療分野の地球規模課題の解決に向けて、この研究基盤を最大限活用していきたいと考えています。



社会保障・障害と開発

就労環境を整備し障害者の社会参加を促進

モンゴル 障害者就労支援制度構築プロジェクトほか

モンゴル初のジョブコーチを育成

モンゴルでは、2016年に障害者権利法が制定されると、翌年には障害者の就労促進が国家目標になるなど、障害者の社会参加が進められています。

これを受けJICAは、2021年から労働・社会保障省と共にプロジェクトを実施。それまでモンゴルにはいなかった、障害者が職場へ適応するための支援を行うジョブコーチを育成し、障害者と企業に専門的な就労支援サービスを提供することで、就労を通じた障害者の社会参加を促進しています。

プロジェクトでは、障害者支援に取り組むNGOや当事者団体の関係者などジョブコーチとして活動する意欲のある人に、ジョブコーチの概念やサービスの内容など、就労支援の基礎を学んでもらう研修を開始。2022年7月からは就労支援サービスを提供するパイロット事業を行っています。

ガイドラインが大臣令で承認される

この就労支援を持続可能なものにするために、サービスを提供したジョブコーチに対して、モンゴル政府が助成金を支給することになりました。そこでプロジェクトでは、労働・社会保障省と協力し、ジョブコーチの定義や就労支援の内容をはじめ、助成金額や申請手順などを記載したガイド

ラインを作成。これが2022年5月に労働・社会保障大臣令として承認されたことで、ジョブコーチによる就労支援サービスの土台ができました。

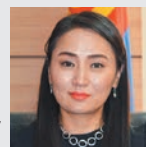
こうした土台に加えて、大切なのは実際に障害者を雇用する企業を増やしていくことです。プロジェクトでは企業や市民に対して、ウェブメディアを通じて障害者を雇用した企業の事例を紹介したり、啓発セミナーを通じてジョブコーチによる就労支援サービスの内容などを伝えていきます。

またJICAは、2023年4月よりコロナ禍で増加したモンゴルの生活困窮者に対し、雇用を中心とした生活再建支援を行うプロジェクトも開始しました。障害者だけでなく社会的弱者全体のセーフティネットになると期待されています。

VOICE

障害者に対する意識が変わりました

モンゴル労働・社会保障省
人口開発政策実施調整局
局長
サンダグ・トゥンガラグタミルさん



JICAと障害者の社会参加を目指してさまざまな取り組みを行ってきました。その結果、「障害は本人ではなく社会によって創り出されるものであり、日常生活や社会生活を送るうえでの障壁を取り除くのは社会の責務」という考え方が普及し、人材育成が進み、障害者団体の能力が向上しました。

年間200人に就労支援を行います

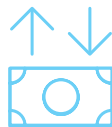
JICA専門家
株式会社コーエイリサーチ&
コンサルティング
千葉寿夫さん



2023年3月現在、労働・社会保障省が所管する障害者開発庁と契約したジョブコーチは26人で、77人の障害者を支援しています。今後ジョブコーチを増やし年間200人を支援する予定です。2016年から行ってきた協力により、人材育成、制度構築、政策実現という好循環が生まれています。



ジョブコーチを志し研修で学ぶモンゴルの障害者支援関係者



公共財政・金融システム

通関手続きを効率化し域内貿易を拡大

アフリカ広域 南北回廊における円滑なOSBP運営管理能力強化プロジェクト

円滑な越境に課題

互いに複数の国と国境を接し内陸国も多いアフリカでは、陸上輸送による域内貿易の円滑化が、さらなる発展の鍵として認識されています。しかし、国境を越える貨物の輸送は、それぞれの国で通関手続きを行うため時間がかかっていました。

いった課題が確認されたため、手続きの効率化を目的にOSBP手続きマニュアルを改訂しました。

またこのマニュアルを用いて、国境機関職員の能力向上を目的としたワークショップや研修を実施。2023年2月には、プロジェクトの対象国であるザンビア、ジンバブエ、ボツワナ、南アフリカ共和国の4カ国計20人の国境機関職員が東部アフリカ地域のOSBPを視察し、先進事例を学びました。さらにプロジェクトでは、OSBPをアフリカ全体に導入するうえでの課題をまとめたほか、OSBPの運用に関するガイドラインであるOSBPソースブックの改訂にも協力するなど、その成果は対象国以外にも影響を与えています。

JICAのこうした取り組みは、アフリカ連合開発庁(AUDA-NEPAD)などの地域機関からも、域内統合に資する案件として高く評価されています。



ザンビアとボツワナをつなぐカズングラOSBP

これを解決するのがワン・ストップ・ボーダー・ポスト(OSBP)です。OSBPは、両国の国境施設を一つに統合したり、入国する国の施設で通関と出入国手続きを1カ所で行えるようにしたりすることで、ヒトやモノの効率的な移動を可能にするものです。東部アフリカでは2022年4月までに13カ所でOSBPが運用されていましたが、南部アフリカでは3カ所にとどまり、かつ他に比べて越境に時間がかかるなどの課題を抱えていました。

そこでJICAは、2020年8月から南部アフリカの主要回廊となっている南北回廊にある3つのOSBPを対象に、国境機関職員の運営管理能力を強化するプロジェクトを行っています。

国境機関職員の能力向上に協力

プロジェクトでは各OSBPの通関所要時間のほか、通関手続きや運営体制などを調査。出入国管理や検疫手続きが国境機関間で重複していると

VOICE

協力効果が広がっています

JICA専門家
株式会社パデコ
下村剛史さん



プロジェクトの対象国では、国境機関の職員が学んだ知識やノウハウを自国内の他の国境にも広げるなど、協力効果が広がっています。プロジェクトを通じて、こうした展開が生まれたことは大きな成果です。対象4カ国3つのOSBPの運営管理能力を向上させ、こうした動きを後押しすることで、域内貿易を拡大していきたいと思っています。



ベイトブリッジ国境のジンバブエ側関係者との会議



デジタル化の促進

産官学連携でAI技術の利活用を目指す

ヨルダン AIエコシステム促進プロジェクト

停滞する経済を活性化

デジタル技術が飛躍的な進歩を続けるなか、その利活用は、開発途上国が抱えるさまざまな開発課題の解決に貢献するものと期待されています。

中東の国ヨルダンは、周辺国の情勢不安やコロナ禍などの影響で経済が低迷しています。特に若年層の高い失業率が問題となっており、また、外貨獲得の手段は観光業などに限られています。

こうした状況を打開するため、ヨルダン政府が力を入れているのがAI技術の普及です。2019年にデジタル経済・起業省(MoDEE)を新設し、起業家育成、電子決済の推進、デジタルスキルの開発などに取り組んでいるほか、AI技術の利活用を進めるため、企業や大学、行政などを有機的につなげる「AIエコシステム」の構築を目指しています。

産官学で実証事業に取り組む

JICAは、こうしたヨルダン政府の取り組みに協力するため2022年12月にプロジェクトを開始し、産官学のキーパーソンをメンバーとするAI運営委員会や事務局を設置。MoDEEと共に運営委員会への助言や事務局の運営支援などを行っています。

プロジェクトでは、AI技術を活用し社会的課題の解決を目指す実証事業を4回実施する計画です。

実証事業は、MoDEEが考案した電子政府、農業、教育、エネルギー分野など40を超える候補事業のなかから、プロジェクトで実現可能性やインパクト、リスク分析などを行い、それを基に毎回AI運営委員会が選定。対象となった事業ごとに参画する民間企業や大学、研究機関などを募り、産官学の実証事業コンソーシアムを立ち上げる予定です。

こうした事業の選定、参加企業や大学などの公募、実証事業の実施というサイクルを4回くり返しヨルダンのAIエコシステムを構築していくことにより、産官学でAI技術の利活用が進み、革新的なビジネスや雇用の創出、産業の国際競争力や公共サービスの向上などにつながる事が期待されています。

VOICE

ヨルダンを世界のAI先進国に

ヨルダン デジタル経済・起業省AI課
課長
ラマ・アラビアットさん



プロジェクトを通じてAIの利活用が進めば、さまざまな分野で横断的かつ有意義な進歩が見られるでしょう。さらに、プロジェクトによって関連する法律や制度が整備されれば、産業の創出や市民生活の向上にもつながります。ヨルダンを中東そして世界のAI先進国に、それが私の目標です。

大臣から感謝の言葉をいただきました

JICA専門家
株式会社日本開発サービス
小暮陽一さん



今後の活動計画や実証事業の選定基準などを提言したところ、IT業界や先端技術の動向などにも造詣が深いMoDEE大臣より、感謝の言葉と共に高い評価をいただきました。ヨルダン側はプロジェクトに非常に積極的かつ協力的で、関係者との協議や関連情報の収集もスムーズに進んでいます。



デジタル経済・起業省大臣などヨルダン関係者への事業説明



自然環境保全

2032年に樹木被覆率を30%まで回復

ケニア 持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及びコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト

森林の再生や減少抑制が急務

国土の約8割を乾燥・半乾燥地域が占めるケニアでは、貴重な森林資源が人口増加や土地利用の変化などにより失われつつあります。特に2020年からの3年間は十分な雨が降らず、国連機関の発表では250万頭の家畜が死に、約94万人の5歳未満の子どもが栄養不良に陥る状況が発生しています。



農家に乾燥地耐性に優れた在来樹種であるメリアの枝打ち方法を指導するカウンターパート

ケニア政府は、2032年に樹木被覆率を30%まで回復させることを目標に、流域保全、植林や森林再生、森林減少・劣化の抑制に取り組んでいます。

経済性のある植林を通じた持続的な森林管理

JICAは宇宙航空研究開発機構(JAXA)と共同で、世界77カ国にある熱帯林の変化をオンラインで監視できるシステム「JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム(JI-FAST)」を開発し運用しています。JICAは、このJI-FASTの情報を活用してケニアの国家森林モニタリングシステム(NFMS)の構築に協力。NFMSは、国レベルで森林の温室効果ガスの吸排出量を観測できる信頼性の高いシステムで、国の政策決定が具体的なデータに基づいて行えるようになるなど、樹木被覆率の向上や温室効果ガスの排出削減に向け大きく役立つものです。

2022年2月から始めたプロジェクトでは、ケニ

ア環境森林省のNFMSを用いた森林政策の立案と実施能力の向上に協力。経済的な利益も得られるコマーシャル・フォレストリーや半乾燥地帯に適した林木の育種などを推進することで、ケニアの林産業を育成し、気候変動に対する住民のレジリエンス(強靭性)を強化するとともに、政府が掲げる樹木被覆率の達成につなげています。また、こうした取り組みはケニア環境森林省の職員により、他のアフリカ諸国へもさまざまな機会に発信・共有されています。

さらにプロジェクトでは、4つの小学校でバオバブとメリアの植林プログラムを開始。バオバブの若葉は栄養価が高く、子どもたちの栄養改善に役立ちます。また、メリアの木材は不足している学校机へ利用するなど、地場産業の育成にも貢献することが期待されています。

VOICE

COP27で大きな収穫がありました

JICA専門家
農林水産省林野庁
井上泰子さん



2022年11月に開催された気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)のサイドイベントに環境森林省のカウンターパート4名と参加しました。ケニアと同様にNFMSを構築した他国の関係者と経験を紹介し合うことで国際社会からも注目が集まり、カウンターパートは「取り組みへのモチベーションが高まった」と話してくれました。



カウンターパートが登壇したCOP27サイドイベント



持続可能な水資源の確保と水供給

すべての人々に安全・廉価な水を届ける

カンボジア プンブレック浄水場拡張計画 ほか

「プノンペンの奇跡」後の新たな課題

長い内戦で荒廃したカンボジアの首都プノンペンで、JICAは1993年から上水道の整備事業への協力を開始。それからわずか10年で、24時間、蛇口から直接飲めるほど質の高い水を供給できるようになりました。この劇的な変化は「プノンペンの奇跡」と呼ばれ、世界を驚かせました。

しかし、経済成長や人口の増加により、首都圏では水需要の増大への対応が喫緊の課題となっています。また、地方都市では大小400以上もの民間の水道事業者が給水サービスを行っており、なかには浄水場の運営や水質の管理が十分できていない事業者もあることが問題となっています。

首都圏と地方都市の水問題に取り組む

そうしたなか、JICAは2022年11月に首都プノンペンに配水しているプンブレック浄水場拡張事業への無償資金協力を開始。浄水施設などの増設を進めるほか、完成後10年間は日本企業が運営と維持管理を行うことでライフサイクルコスト※の低減を図ります。この期間に、壊れる前に対処する予防保全や在庫管理、職員の能力開発などの日本企業が持つノウハウを移転することで、将来、カンボジア側でこれまで以上に効率的な事業運営ができるようになることを目指しています。

また地方都市も含め、すべての人々に安全・廉

価な水を安定的に供給するため、JICAは2018年に技術協力プロジェクトを開始。水道事業の許認可や水道料金の設定方法などを定めた水道法の制定作業に協力したほか、水道事業者の監督などを担う行政職員の能力向上に取り組みました。その結果、2023年3月に水道法が公布され、今後は民間を含めカンボジア全体の水道サービスの質が向上することが期待されています。

JICAはこれまで30年、継続してカンボジアの水道整備に協力してきました。現在こうしたカンボジアの経験を学ぶため、アジアやアフリカから多くの関係者が研修に訪れるまでになっています。

※施設の建設、運用、保全、修繕、解体や廃棄まで、そのライフサイクルに要する費用の総額のこと。

VOICE

水道法の施行にJICAと取り組みます

カンボジア工業科学技術革新省 水道総局
総局長
タン・ソクチアさん



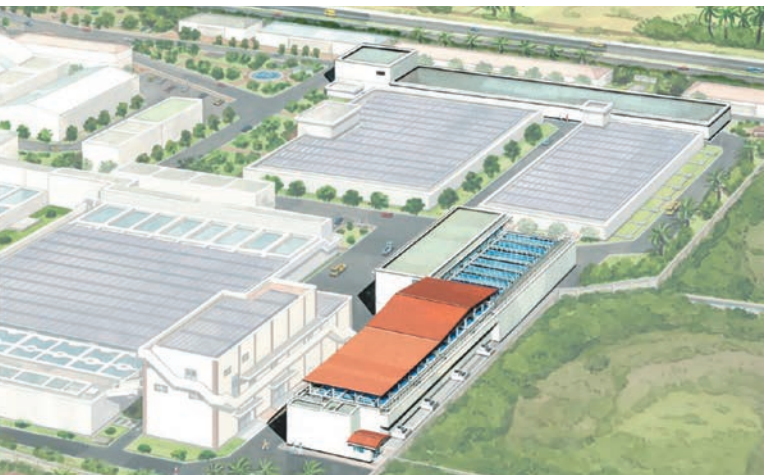
水道法の公布は非常に重要な成果でした。今後は関連する政令や省令の整備のほか、設備の維持管理や保守計画の策定、効率的に水道事業を運営するためのキャパシティビルディングなどが必要です。これからもカンボジアの水道法の着実な施行に向け、JICAと取り組んでいきたいと思っています。

カンボジア側の期待を感じています

JICA専門家
株式会社日水コン
岡崎浩一さん



プンブレック浄水場拡張計画の大きな特徴は、日本企業が施設の運営を担うことです。この計画の準備段階からカンボジア側からは「日本の民間企業の技術や知見を活用したい」という期待が伝わってきました。この協力を通じて、両国の信頼関係をさらに発展させていきたいと思っています。



プンブレック浄水場の拡張後の完成予想図

地域別の概況

JICAは約140の開発途上国や地域で活動しています。

開発途上国といっても国・地域ごとの状況、開発課題は大きく異なります。

各国・地域の多様な事情・ニーズを分析し、日本政府の政策・公約やJICAの持つ協力形態・事業規模を踏まえ、「人間の安全保障」や「質の高い成長」の実現に向けたプログラムを戦略的に形成し、事業を実施しています。



地域別事業規模 (2022年度)

アフリカ 協力実施国 48 カ国 事業規模 1,825 億円	中東・欧州 協力実施国・地域 22 カ国・地域 事業規模 3,867 億円	南アジア 協力実施国 8 カ国 事業規模 9,873 億円
---	--	--

南アジアの写真：日本工営株式会社
 東・中央アジアおよびコーカサスの写真：渋谷敦志



(注1) JICAの事業規模とは、2022年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。

(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。

東・中央アジア
およびコーカサス

協力実施国

9カ国

事業規模

446億円

東南アジア・大洋州

協力実施国

22カ国

事業規模

8,964億円

中南米・カリブ

協力実施国

30カ国

事業規模

1,785億円

東南アジア

地域の発展、平和と安定、域内格差の是正へ官民のパートナーと共に

東南アジア

日本にとってますます重要さを増すASEAN諸国

東南アジア諸国連合(ASEAN)の各加盟国は、日本政府が提唱する「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の中核を成す存在です。ASEAN諸国はコロナ禍の影響を受けつつも高い経済成長を維持しており、日本の貿易・投資にとってもますます重要な経済パートナーとなっています。

一方、地域の開発課題は高度化・複雑化しており、社会経済インフラと人材育成の両面で膨大な開発ニーズがあります。

7つの重点領域

JICAは、東南アジア地域の発展、平和と安定、域内格差の是正に向けて、以下を重点領域として取り組んでいます。

1. ASEAN域内の連結性強化
2. 「質の高い成長」の推進
3. 「人間の安全保障」を通じた尊厳ある社会の実現(保健医療、教育、防災分野など)
4. 脱炭素化などの気候変動対策
5. 将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成
6. 地域が抱える脆弱性への対応

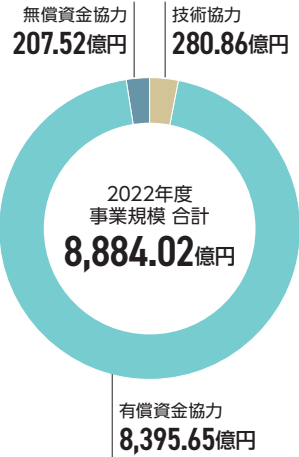
7. 新しい時代のニーズに応える事業の構築・実践

また、JICAは、東南アジア各国の政府だけでなく、企業、大学・研究機関、ASEAN事務局や他開発機関など幅広いパートナーと協力し、インフラ整備や人材育成などに取り組んでいます。

コロナ禍前より協力を拡大、新たな試みも

2022年度は、フィリピン、タイ向けの新型コロナウイルス感染症危機に対応するための緊急財政支援をはじめ、コロナ禍からの経済社会活動の回復を後押しする協力を行いました。また、専門家の派遣や研修員・留学生の受入れをコロナ禍以前の水準に引き上げるとともに、有償・無償資金協力を拡大しました。その結果、都市鉄道案件を含むフィリピン、インドネシア向けの当年度円借款供与額は過去最大となりました。

フィリピンでは、JICAが約20年間継続しているミンダナオ地域での平和構築協力が評価され、バンサモロ地域議会で2023年1月、JICAへの感謝決議が採択されました。カンボジアでは、JICAが25年にわたり協力してきたカンボジア地雷対策センター(CMAC)と連携して、ウクライナ非常事態庁の職員向けに地雷・不発弾対策研修などを行いました【→P.16を参



国別事業規模

フィリピン	4,182.45億円
インドネシア	2,849.45億円
カンボジア	639.34億円
タイ	637.90億円
ベトナム	286.53億円
ラオス	186.51億円
東ティモール	79.52億円
ミャンマー	12.86億円
マレーシア	9.47億円

(注)事業規模についてはP.37「地域別事業規模」の注記を参照。なお、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



ベトナム：ホーチミン市都市鉄道事業[ベンタイン-スオイティエン間(1号線)]の試運転開始式典の様子(2022年12月)。日本の協力でベトナム初の地下区間を含む都市鉄道を整備中。市民の足として生活に浸透することが期待される

大洋州

太平洋島嶼国の持続可能な未来に向けて

照くください]。

またタイとの間では、同国外務省国際協力局(TICA)が初めて日本に派遣するタイ人ボランティア2名(国際観光推進員として地方自治体で活動)の受入れを支援し、新しい形での双方向の協力が実現しました。

大洋州

太平洋島嶼国との深い関係

日本と太平洋島嶼国は、地球公共財である太平洋を共有し、長い歴史的つながりがあります。大洋州地域の持続可能な発展は、双方の関係強化だけでなく、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現にも貢献します。

島嶼国の国々は、言語も多様で独自の文化や習慣を持ち、開発状況も異なる一方、島嶼国特有の狭小性、隔絶性、遠隔性、海洋性といった共通の課題を抱えています。日本と太平洋島嶼国は1997年から3年ごとに「太平洋・島サミット(PALM)」を開催し、地域・国が直面するさまざまな課題を首脳レベルで協議しています。

PALMに基づく協力を推進

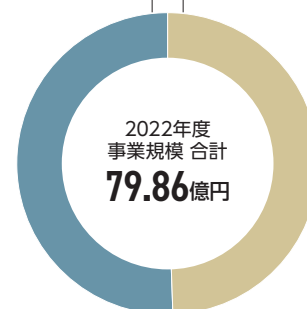
JICAは、2021年7月に開催された第9

回太平洋・島サミット(PALM9)に基づき、以下の5つの重点分野を軸に協力を展開しています。

1. 新型コロナウイルスへの対応と回復
2. 法の支配に基づく持続可能な海洋(海上法執行、漁業資源管理、廃棄物処理) [→P.29事例を参照ください]
3. 気候変動・防災(再生可能エネルギー導入促進、防災機関の能力向上) [→P.27事例を参照ください]
4. 持続可能で強靱な経済発展の基盤強化(交通・ICTなどのインフラ整備、貿易・投資促進、財政の強靱化、ガバナンス機能の強化)
5. 人的交流・人材育成(リーダー候補人材の留学受入、研修、海外協力隊の派遣、地域交流支援)

2022年度は、パプアニューギニアとソロモンに公共投資管理アドバイザー、トンガに対し債務管理アドバイザーの派遣を開始するなど、コロナ禍からの回復に伴い専門家派遣の拡充を進めました。また、将来の国のリーダーとなり得る人材の育成を目的とした「SDGsグローバルリーダー」コースの長期研修員として、新たに36名が日本の大学で学び始めるなど、研修員受入も拡充しています。

無償資金協力 40.28億円
技術協力 39.58億円



国別事業規模

パラオ	31.54億円
バヌアツ	13.91億円
パプアニューギニア	8.62億円
トンガ	6.51億円
フィジー	6.09億円
マーシャル	5.47億円
ソロモン	3.32億円
サモア	3.22億円
ミクロネシア連邦	0.72億円
キリバス	0.40億円
ツバル	0.05億円
クック諸島	0.02億円
ナウル	0.01億円

(注) 事業規模についてはP.37「地域別事業規模」の注記を参照。なお、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



パラオ：大洋州におけるJICA初の海外投融資案件「パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業」により建設された新ターミナルで開催された開港式典の様子(2022年5月)。日本のノウハウを生かした空港運営が続けられている

東・中央アジアおよびコーカサス

域内の安定確保と自立発展を目指して

資源や周辺国への依存からの脱却と 国内産業の育成が課題

東・中央アジアおよびコーカサス地域の協力対象国は、ユーラシアの内陸部に位置するモンゴル、中央アジア5カ国とコーカサス3カ国の計9カ国です。

モンゴル、カザフスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、ウズベキスタンはエネルギーや鉱物資源に恵まれている一方で、国際価格の変動の影響を受けやすく、資源依存からの脱却が課題となっています。他方、エネルギー資源に乏しいキルギスやタジキスタンでは、ロシアなどへの出稼ぎ労働者による送金がGDPの3分の1近くを占めています。中国からの投資や融資への依存度も高く、国内産業の育成と雇用の創出が急務です。

また、いずれの国もロシアによるウクライナ侵攻により経済成長の先行き不安が強まっており、より自立的で持続的に発展する安定した経済システムの強化が求められています。

ガバナンス強化、産業多角化、 インフラ整備、人材育成を柱にした協力

この地域は、中国とロシアという二大国およびアフガニスタンや中東諸国と国境を接しており、これらの国から政治・

経済的な影響を強く受けています。

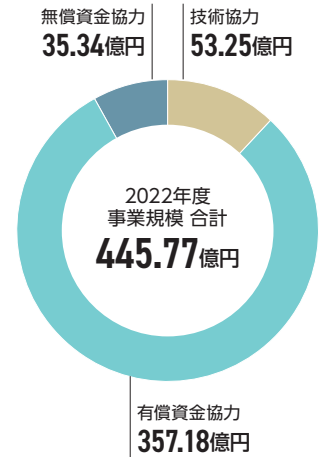
域内各国の自立と安定が維持されることはユーラシア大陸全体の安定に不可欠です。この認識の下、JICAは法整備などの「ガバナンス強化」、民間主導の経済活動の活性化や中小企業振興などの「産業多角化」、空港や発電所など域内外の連結性の強化に寄与する「インフラ整備」、日本人材開発センターや留学生事業などの「人材育成」の4分野を柱に協力を進めながら、域内諸国間の連携促進にも取り組んでいます。

2022年度は、カザフスタン政府が新設した援助機関(KazAID)と協力覚書を締結し、協調して周辺国向けに「カイゼン研修」を実施しました。ウズベキスタンでは園芸作物のバリューチェーン強化に向けたツーステップローンの供与により、農業関連産業の多様化や輸出力の強化を図りました。モンゴルではサイバーセキュリティ人材の育成、また、アルメニアでは日本との連携強化を通じたハイテク産業の振興と輸出促進を目指して協力を進めています。

そのほか、知日派・親日派の拡大を視野に、学生や有識者らを対象としたJICAチェアをモンゴル、ジョージア、カザフスタン、タジキスタンの主要大学で実施しました。



ウズベキスタン：同国政府は輸出力強化に向けて、綿花に依存した農業からの脱却を目指して多様な園芸作物の栽培を推進しており、JICAも円借款事業を通じて協力中。この農家は低利融資を得て、トマト・レモン・イチゴなどの温室栽培を導入した[写真：渋谷敦志]



国別事業規模

ウズベキスタン	340.69億円
アゼルバイジャン	29.61億円
キルギス	28.99億円
モンゴル	25.13億円
タジキスタン	17.62億円
ジョージア	1.45億円
カザフスタン	1.07億円
アルメニア	0.75億円
トルクメニスタン	0.47億円

(注) 事業規模についてはP.37「地域別事業規模」の注記を参照。なお、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

南アジア

地域の安定と発展に向け強靱な社会システムの構築を

世界情勢と気候変動の影響を大きく受ける

南アジア地域は、東南アジアと中東・アフリカをつなぐ地政学的な要衝に位置します。人口は世界の4分の1（約19億人）を占め、うち25歳未満が約半数^{※1}と、消費・労働市場の拡大が著しい地域です。

これら若い力を生かし持続的に経済発展するためには、人材育成やインフラ整備などが必要とされています。一方、世界の絶対的貧困人口の4分の1に及ぶ約1.5億人を抱えており^{※2}、SDGsが目指す包摂的（誰一人取り残さない）かつ強靱で持続可能な社会づくりが求められています。

2022年の地域全体の経済成長率は6.1%^{※3}と鈍化しました。ロシアによるウクライナ侵攻に起因する世界的な物価上昇の影響などを受け、各国で難しい経済運営が続いています。さらに気候変動による自然災害の影響も大きく受けています。特にパキスタンでは大規模な洪水により、甚大な被害が生じました。

包摂的で強靱な社会の構築を協力の中心に

こうした課題に対応できる包摂的で強靱な社会の構築に向け、JICAは積極的な協力を迅速に展開しています。

2022年度は、スリランカの経済危機を受けて、メイズ（トウモロコシ）種子の緊急調達を行い、同国の食料安全保障などに貢献しました。また、パキスタンの洪水に対応して緊急援助物資を供与したほか、被害状況や復興に必要な支援策に関する国際機関主導の分析に協力しました。

地域全体でも、防災や植林といった気候変動対策を重視し協力を展開しました。さまざまな協力の手法を柔軟に組み合わせ、インフラ整備、投資環境整備、教育などの基礎生活分野の改善、地域の平和と安全の確保、域内・他地域との連結性強化[→P.26事例を参照ください]、留学生受入やJICAチェアを通じた人材育成にも取り組みました。

今後、ジェンダー主流化やDXにもより積極的に取り組み、協力をさらに強化します。

また、アフガニスタンに関しては、2021年8月のタリバーンによるカブール制圧以降、日本政府の方針を踏まえ、国際機関などとの連携による幅広い人道ニーズに対する支援を継続・検討しています。

- ※1 United Nations, "World Population Prospects 2022"のデータを基に算出。
- ※2 World Bank, "Poverty and Shared Prosperity 2022: Correcting Course"のデータを基に算出。
- ※3 World Bank, "Global Economic Prospects, January 2023"



パキスタン：洪水の被害を受けた農家を対象に、JICAは実施中の技術協力プロジェクトを通じ、小麦種子を配布。種まきの時期である11月に間に合うよう迅速に手配し、翌年の小麦の収穫量回復に貢献した



国別事業規模

インド	5,862.36億円
バングラデシュ	3,507.80億円
ネパール	216.08億円
アフガニスタン	101.95億円
ブータン	83.67億円
パキスタン	61.93億円
モルディブ	21.19億円
スリランカ	17.97億円

(注) 事業規模についてはP.37「地域別事業規模」の注記を参照。なお、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

中南米・カリブ

パートナーシップの深化でさらなる共創を目指す

地域共通の開発課題と新たなニーズ

中南米・カリブ地域は33カ国、総人口6.5億人^{*1}を有し、GDPは5.4兆ドル超^{*2}（ASEANの約1.8倍^{*3}）です。広大な国土を持ち、食料や鉱物資源の輸出国であるメキシコやブラジル、小国ながら環境への取り組みで世界をリードするコスタリカ、観光業が盛んなカリブ諸国などさまざまな国がある一方、多くの国が共通する言語や文化を有しています。

日本とは自由、民主主義といった普遍的価値を共有するだけでなく、213万人^{*4}を超える日系人をはじめ、歴史的にも強い結びつきがあります。地理的にも太平洋を挟んだ隣人であるほか、多発する災害など共通する課題に共に取り組む重要なパートナーです。

域内では地震や火山噴火、ハリケーンなどの自然災害の被害を受けやすい国や、治安や非正規移民などの問題を抱える国が多いほか、地域全体の所得水準は高いものの域内・各国内の格差拡大も共通課題となっています。さらに高齢化社会への対応やDXの導入、スタートアップ・エコシステムの構築など、新たな協力ニーズも生まれています。

多様なアクターと共に開発課題に挑む

JICAはこの地域に対し、安定的で強靱

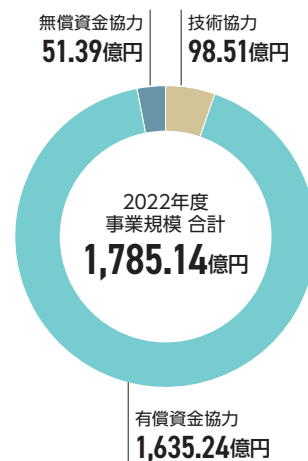
な社会・経済開発、貿易・投資などを通じた経済発展を一層促進するための環境整備のほか、防災や気候変動対策を含む地球規模課題の解決に向けた協力を展開しています。また、知日派人材の育成や日系社会との連携強化も進めています。

2022年度はパナマの都市交通網整備事業、コスタリカの金融包摂事業など、域内での有償資金協力承諾額が過去最大になりました。また、カリブ共同体（CARICOM）、太平洋同盟（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ）など域内の開発パートナーと共に地域の共通課題に取り組んでいます。中米統合機構（SICA）と連携した中米物流・ロジスティクスに関する協力などのほか、ブラジルやメキシコなどと南南・三角協力も推進しました。

さらに、米国国際開発庁（USAID）とは、グアテマラでの非正規移民問題の根本原因の緩和に向け連携することに合意しました。米州開発銀行（IDB）とは、質の高いインフラ、防災、保健分野での協調融資スキームによる協力や、革新的アイデアを持つ日本のスタートアップ企業に対し当地域での展開を支援して開発課題解決を目指す「TSUBASA」プログラムに取り組んでいます。支援先として採択され、すでに現地進出した企業もあります。2022年度は新たに11社が採択されました。



セントルシア：同国では自然災害が多く、災害時の避難や復興を支える交通インフラの整備が喫緊の課題。JICAは首都と国際空港を結ぶカルデサック橋の架け替えに協力している



国別事業規模（中米・カリブ地域）

パナマ	929.51億円
エルサルバドル	76.77億円
ホンジュラス	22.18億円
コスタリカ	21.55億円
セントルシア	14.03億円
メキシコ	9.26億円
ドミニカ共和国	7.77億円
グアテマラ	6.05億円
ニカラグア	3.67億円
キューバ	3.39億円
ジャマイカ	1.73億円
その他9カ国	2.89億円

国別事業規模（南米地域）

エクアドル	302.60億円
ボリビア	158.00億円
ブラジル	129.03億円
ペルー	62.72億円
パラグアイ	24.08億円
アルゼンチン	3.97億円
コロンビア	2.97億円
チリ	2.35億円
ウルグアイ	0.46億円
ベネズエラ	0.19億円

（注）中米・カリブ地域については事業規模1億円以上の国のみ国名を表記。事業規模についてはP.37「地域別事業規模」の注記を参照。なお、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

- ※1 World Bank Group, DataBank Microdata Data Catalog (2021)
 ※2,3 International Monetary Fund, World Economic Outlook Database (2022)
 ※4 外務省、パンフレット「日本と中南米をつなぐ日系人」。

アフリカ

TICAD8を踏まえ強靱かつ包摂的で豊かなアフリカの実現へ

複合的な危機とTICAD8

アフリカは、食料問題や債務持続性の悪化など、パンデミックやウクライナ情勢に起因する社会経済的な困難、そして深刻化する気候変動など、複合的な危機に直面しています。一方、激動する国際社会のなかで、国連加盟国数の4分の1を占めるアフリカ諸国は、いわゆる「グローバル・サウス」としての存在感を高めています。

このようななか、2022年8月、アフリカ48カ国の代表が参加し、第8回アフリカ開発会議（TICAD8）がチュニジアの首都チュニスで開催されました。日本政府は、共に成長するパートナーとして、成長と分配の好循環を通じて、アフリカ自身が目指す強靱なアフリカの実現を後押ししていく旨を表明しました。

日本の公約実現に向けた貢献

JICAは、TICAD8で発表された日本の取り組み事項を推進するために、複合的な危機への対応やアフリカが持つポテンシャルを活用した協力として、以下を含む取り組みを強化しています。

1. 食料安全保障

2022年11月、食と農業開発を通じた人間の安全保障の実現を目指す「JICAアフリカ食料安全保障イニシアティブ」を

発表し、①食料生産、②農家の育成・民間農業開発、③栄養改善、④気候変動対策に取り組んでいます【→P.18、P.34事例を参照ください】。TICAD8でアフリカ開発銀行（AfDB）との協調による3億ドルの農業協力を表明し、第一弾としてコートジボワールと150億円の借款契約を締結しました。

2. 社会課題解決型ビジネスの推進

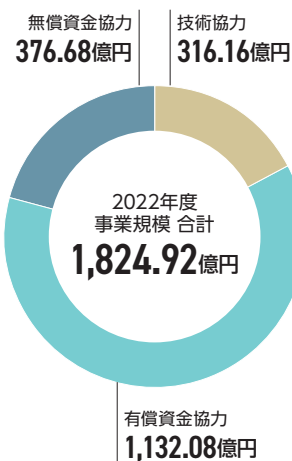
イノベティブな方法でアフリカの社会課題解決に取り組むスタートアップ企業への支援を強化するため、Project NINJA (Next Innovation with Japan)を通じて各国のスタートアップ・エコシステムの構築を進めるとともに【→P.28事例を参照ください】、アフリカ連合開発庁と連携した保健医療分野の現地企業支援にも継続的に取り組んでいます。また新たに、ベンチャー・キャピタルファンドへの出資も決定しました。

3. 地域経済統合の促進

アフリカの経済統合に向けてアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）協定の実施を後押しすべく、AfCFTA事務局と業務連携協定を締結しました。この協定に基づき、広域インフラ網整備や貿易円滑化、域内バリューチェーンの構築などの取り組みを強化していきます【→P.32事例を参照ください】。



タンザニア：小規模農家向けの市場志向型農業振興（SHEP）アプローチを通じた取り組みで、農家グループが市場調査の計画づくりをする様子。市場のニーズを意識した栽培・販売で園芸所得向上を目指す



国別事業規模

コートジボワール	528.75億円
ナイジェリア	268.98億円
セネガル	236.75億円
ケニア	111.41億円
モザンビーク	49.51億円
ザンビア	47.09億円
エチオピア	46.63億円
ルワンダ	45.03億円
マダガスカル	43.72億円
ガーナ	43.26億円
コンゴ民主共和国	42.99億円
南スーダン	42.09億円
ブルキナファソ	17.37億円
ウガンダ	15.60億円
マラウイ	11.44億円
ジブチ	10.96億円
タンザニア	8.34億円
カメルーン	7.50億円
南アフリカ共和国	7.25億円
スーダン	5.24億円
アンゴラ	4.96億円
その他27カ国	230.05億円

（注）JICA在外事務所所在国のみ国名を表記。事業規模についてはP.37「地域別事業規模」の注記を参照。なお、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

中東・欧州

3つの危機とウクライナ・トルコ支援

新旧の脅威が命や生活を圧迫

中東地域では、依然「アラブの春」後の混迷が続いています。イエメン、シリア、リビアの内戦の長期化、シリア周辺国での難民の固定化、コロナ禍からの経済・社会的な回復の遅延、ウクライナ紛争による経済や暮らしへの影響、気候変動による水不足の深刻化など、複合的な危機が顕在化しています。

欧州地域では、ロシアのウクライナ侵攻がウクライナと周辺国に重大な影響を与えています。また、2023年2月のトルコ・シリア大地震は住民だけでなく、両国に滞在する多くの難民にも大きな影響を及ぼしました。

迅速かつ中長期的な協力を展開

こうした背景の下、2022年度は、①3つの危機(地政学的な危機、新型コロナウイルス危機、気候変動の危機)に対する戦略的協力、②日本の政策、開発経験や日本らしさの共有の推進を柱に、迅速かつ中長期的な視点で協力を展開しました。

欧州地域では、地政学的な危機に対応し、ウクライナ政府に対する財政支援や、市民生活を支える浄水装置や発電機などの提供と同時に、中長期的な復旧・復興を見据え、地雷・不発弾対策などの協力も開始しました。隣国のモルドバでは、保

健分野などでウクライナからの避難民と住民の双方に裨益する協力を行いました。また、トルコ・シリア大地震に際しては、国際緊急援助隊を派遣するとともに、復旧・復興に向けた協力も進めています。

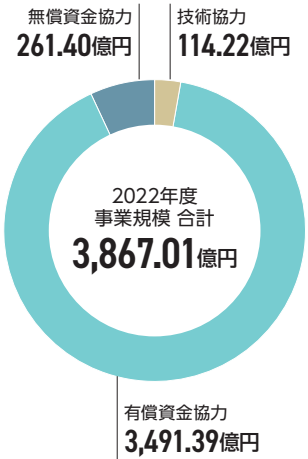
中東地域では、中小企業支援と雇用創出に向け、パレスチナ銀行に初めての融資を実施。シリア難民を受け入れているヨルダン政府への財政支援も行っています。イラクでは、日本の技術を活用して、環境規制に合致する高品質な石油製品の精製事業に協力しています。

また、コロナ禍により脆弱性が露呈した保健医療や社会保障体制の強化に向けて、各国での人材育成や機材供与などに加え、エジプトでのユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、チュニジアの脆弱層向け社会保障の拡大、パレスチナの感染症廃棄物の処理対策に協力しました。気候変動対策についても、JICAの貢献策を検討するとともに、各国の能力強化に取り組んでいます。

日本の開発経験や日本らしさの共有については、域内12カ国でJICAチェアなどを通じて、知日派・親日派の一層の育成に貢献しています。また、エジプトで「日本式教育」に取り組む教員の能力強化を図り、51校*のエジプト日本学校を拠点に日本式教育の展開に協力しています。



ウクライナ：同国の地方自治体に供与された日本の建設機械。東日本大震災などで蓄積された日本の復旧・復興にかかる知見を活用し、がれき処理の能力強化に貢献する協力を実施している



国・地域別事業規模 (中東地域)

イラク	1,213.71億円
エジプト	994.53億円
モロッコ	226.14億円
ヨルダン	158.30億円
チュニジア	123.30億円
パレスチナ	72.84億円
シリア	3.75億円
イラン	2.77億円
アルジェリア	0.52億円
イエメン	0.36億円
サウジアラビア	0.31億円
レバノン	0.26億円
リビア	0.03億円

国別事業規模 (欧州地域)

ウクライナ	1,026.72億円
モルドバ	26.78億円
セルビア	5.05億円
トルコ	4.13億円
アルバニア	3.34億円
コンゴ	1.30億円
モンテネグロ	1.26億円
北マケドニア	1.15億円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.45億円

(注) 事業規模についてはP.37「地域別事業規模」の注記を参照。なお、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※ 2023年3月現在。

事業実績の概要

無償資金協力^{※3} 1,192億円 (94件) 技術協力^{※1} 1,752億円

研修員受入 157億円
 専門家派遣 568億円
 調査団派遣 317億円
 機材供与 28億円
 青年海外協力隊/海外協力隊派遣 53億円
 その他海外協力隊派遣 9億円
 その他 620億円

2022年度事業規模 合計

27,450億円

円借款 23,239億円 (46件)
 海外投融资 1,267億円 (21件)

有償資金協力^{※2}
 24,506億円
 (67件)

技術協力 形態別の人数実績(新規/累計)

	新規	累計	
研修員受入	10,937人	687,016人	(1954~2022年度)
専門家派遣	7,713人	207,638人	(1955~2022年度)
調査団派遣	3,371人	309,313人	(1957~2022年度)
青年海外協力隊/海外協力隊派遣	542人	47,035人	(1965~2022年度)
その他海外協力隊派遣	88人	8,086人	(1999~2022年度) ^{※4}

(注) 移住者送出しは1995年度で終了。1952~1995年度の累計は、73,437人です。

(注) 各事業額は小数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。

※2 円借款、海外投融资(貸付・出資)の承諾額。()内は案件数。

※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。()内は案件数。

※4 内訳はシニア海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊、国連ボランティア、日系社会青年海外協力隊。これらは1998年までは他の形態の実績として集計。

地域別の実績

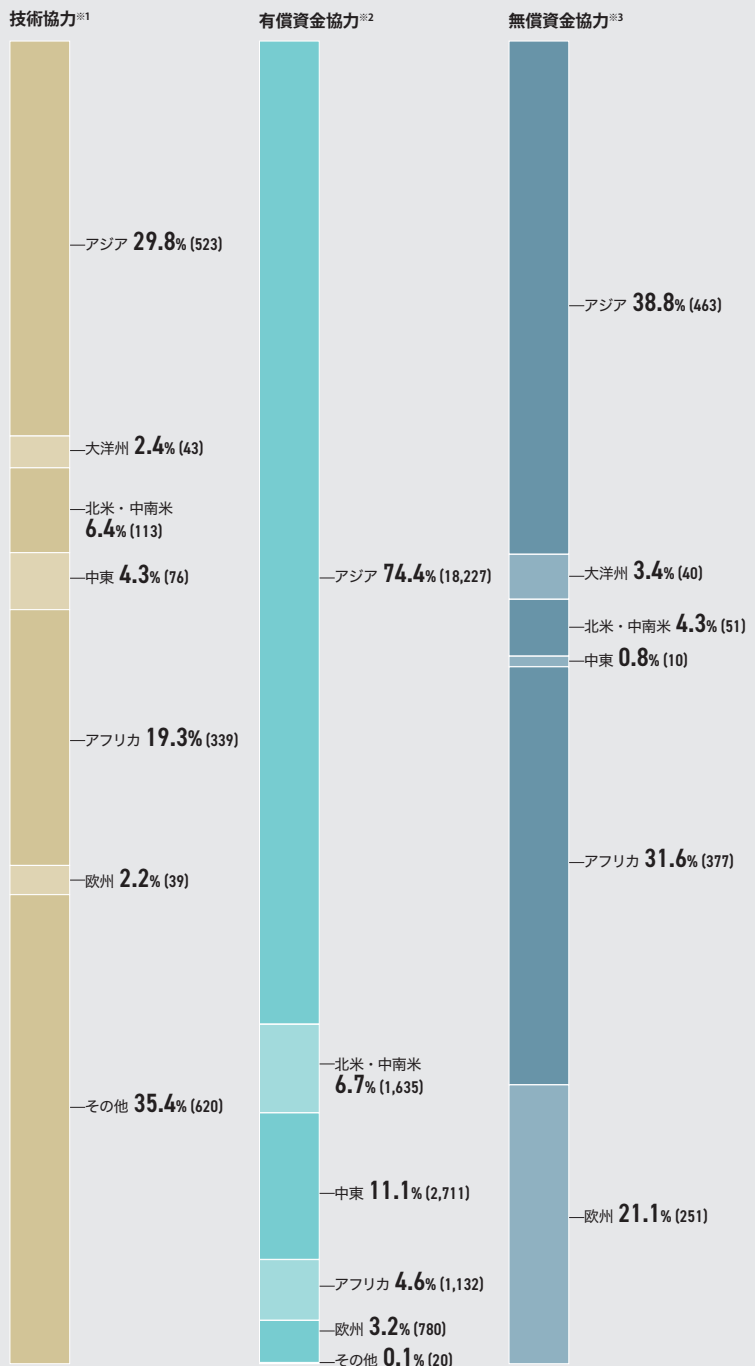
技術協力については、アジア29.8%、アフリカ19.3%、北米・中南米6.4%の順で割合が多くなっています。

また、新規承諾分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア74.4%、中東11.1%、北米・中南米6.7%の順と、2021年度から変わらず、アジアの比率が高くなっています。

無償資金協力では、アジア38.8%、アフリカ31.6%、欧州21.1%と、2021年度と同様にアジアならびにアフリカが高い割合を占めています。

なお、「その他」には、国際機関や国・地域をまたぐもの（全世界）などが含まれています。

地域別の実績構成比(2022年度) ()内の単位は億円



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。

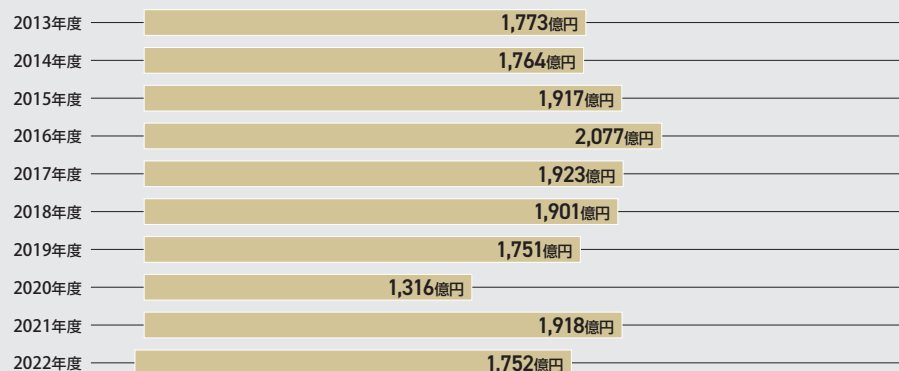
※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。

※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

過去10年間の推移

右の図表は、10年間の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業規模の推移を示しています。技術協力は、2022年度は1,752億円と前年度に比べ8.7%減、有償資金協力は、2022年度は2兆4,506億円と前年度に比べ92.2%の大幅増、また、無償資金協力も、2022年度は総額1,192億円と、前年度に比べ71.5%の大幅増となっています。

過去10年間の技術協力経費の推移^{※1}



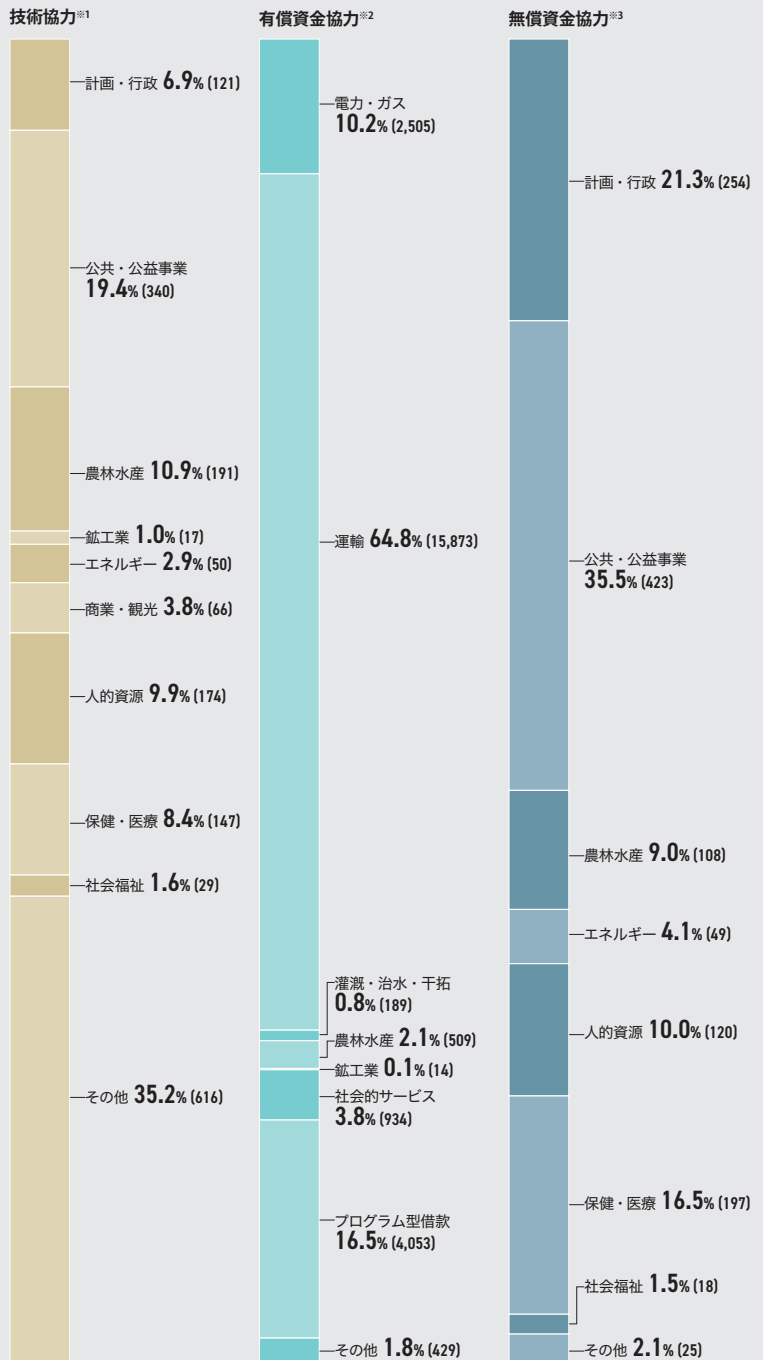
分野別の実績構成比(2022年度) ()内の単位は億円

分野別の実績

技術協力について、その実績を分野別に見ると、公共・公益事業19.4%、農林水産10.9%、人的資源9.9%の順となっています。

有償資金協力については、運輸分野への協力実績が64.8%、次いでプログラム型借款16.5%、電力・ガス10.2%の順で割合が高くなっています。

無償資金協力については、公共・公益事業が35.5%、次いで計画・行政21.3%、保健・医療16.5%となっています。



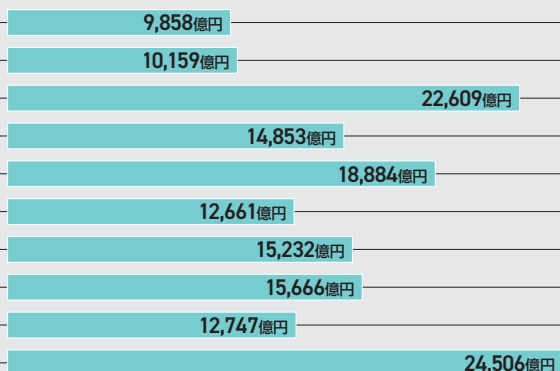
(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。

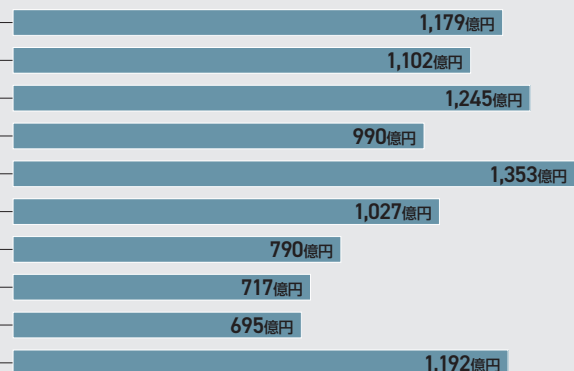
※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。

※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

過去10年間の有償資金協力承諾額の推移^{※2}



過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移^{※3}



大学・研究機関との連携

共に「知」を創造し、未来のリーダーをつくる

世界が複合的な危機に直面するなか、開発途上国の課題解決やSDGsの達成に向け、高度な知見を幅広く有する大学・研究機関との連携は不可欠です。JICAは国際協力に関する調査研究や開発途上国における技術協力プロジェクトへの大学・研究機関の参画、また、開発途上国からの留学生受入といったさまざまなアプローチにより連携を強化しています。



JICA開発大学院連携(JICA-DSP)

近代化の経験と開発協力の教訓を提供

JICA開発大学院連携では、日本で学び、帰国した「JICA留学生」※が、当該国の開発課題の解決に当たるとともに知日派・親日派のトップリーダーとして活躍し、日本と開発途上国の友好関係が中長期的に維持・強化されることを目的として事業を展開しています。2022年度末時点で、日本の修士・博士課程で学ぶJICA留学生は世界106カ国から2,000名を超えています。

「JICA開発大学院連携プログラム」では、JICA留学生に、欧米とは異なる日本の近代化の経験と、戦後の開発協力の実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供しています。すべてのJICA

留学生が参加可能な「日本理解・地域理解プログラム」と、受入大学が日本の開発経験などを授業科目として提供する「各大学におけるプログラム」があります。JICA留学生は、これらを通して、日本の知見・経験を学び、帰国後、自国の発展に生かしています。

2022年度は、日本理解プログラムと地域理解プログラムを積極的に提供し、それぞれ242名、504名の留学生が参加しました。

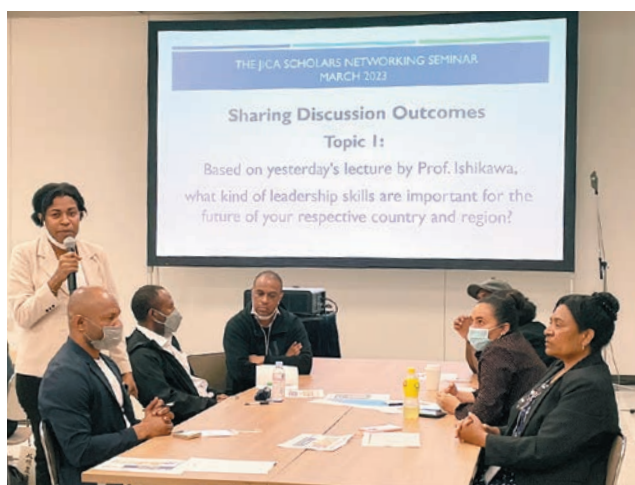
JICA日本研究講座設立支援事業(JICAチェア)

JICA開発大学院連携の海外展開

日本の開発経験を学ぶJICA開発大学院連携を国外にも広げるため、「JICA日本研究講座設立支援事業(JICAチェア)」を実施しています。これは、開発途上国各国のトップクラスの大学などを対象に、日本の開発経験をその背景にある歴史や文化も踏まえて学ぶ「日本研究」の講座設立を支援するものです。

JICAチェアでは、①日本からの講師の短期派遣、関連のビデオ教材の提供などを行う「短期集中講義」と、②長期連続講座の設置、共同研究、研究者・教育者の日本への受入れなども実施する「日本研究講座設置」を展開しています。2022年度のJICAチェア実施国は、前年度までの累計46カ国から71カ国へと拡大しました。

2022年度は、日本の大学などから開発途上



JICA開発大学院連携では、開発途上国の課題解決に向けてJICA留学生に期待される役割について考えること、そしてJICA留学生間および留学生とJICA関係者とのネットワーク構築を横断的に行うことを目的としてネットワーキングイベントを実施し、知日派・親日派リーダーとのつながりを強化している

※ ここでいうJICA留学生とは、技術協力、無償資金協力「人材育成奨学計画(JDS)」、日系留学生奨学金事業などにより、日本の大学の学位課程に在籍する開発途上国の関係者を指します。

国への講師派遣による対面でのJICAチェア開催が大幅に増加したことにより、より円滑で、双方向の活発なディスカッションが実現しました。各国でのJICAチェアを促進するための重要なツールとなっているのが、2019年度に放送大学と共同制作した「日本の近代化を知る7章」、2021年度制作の続編「続・日本の近代化を知る」とJICAが掲げる「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」[→P.20を参照ください]に沿った日本の開発経験に関するビデオ教材です。

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)

大学・研究機関の研究力を生かす

地球規模での環境・エネルギー問題、食料危機、感染症の流行など深刻化する課題について、最新の科学技術によって解決を図る事業がSATREPSです。科学技術振興機構(JST)、日本医療研究開発機構(AMED)と共同で実施するこの事業では、日本と開発途上国の大学・研究機関が国際共同研究とともに研究成果の社会実装に向けた取り組みを行い、開発途上国の人々が直面する開発課題の解決に貢献することを目指します。

環境汚染や気候変動、カーボンニュートラル、自然災害、感染症など、SATREPSが対象とする研究課題は多岐にわたり、幅広い分野で日本の研究力が発揮されています。実施中の案件には、



フィリピン：「フィリピンにおける極端気象の監視・情報提供システムの開発」プロジェクトで供与された、衛星データ地上受信局のアンテナ。プロジェクトでは受信される衛星データを活用し、極端気象を予測するシステムの開発を行った

海洋温度差を利用した低炭素社会を実現する研究(「マレーシアにおける革新的な海洋温度差発電(OTEC)の開発による低炭素社会のための持続可能なエネルギーシステムの構築」、豪雨などによる被害の軽減を企図した観測システムに関する研究(「フィリピンにおける極端気象の監視・情報提供システムの開発」[→上写真])、薬剤耐性真菌の実態を明らかにし、治療戦略を構築する研究(「ブラジルと日本の薬剤耐性を含む真菌感染症診断に関する研究とリファレンス協力体制強化」)[→P.30事例を参照ください]などがあります(2022年度未現在)。

2022年度は、9カ国12案件を新規に採択し、相手国の大学・研究機関と実施に向けた協議を進めました。



民間企業との連携

民間ビジネスを通じた経済社会開発と企業の海外展開支援

JICAは、長年のODAの実施で得た開発途上国政府とのネットワークや信頼関係、開発途上国における事業のノウハウを最大限に生かしつつ、民間企業と積極的に連携し、開発効果の効率的かつ効果的な発現を推進するため、右図のようなさまざまな支援メニューを提供しています。

海外投融資

民間企業による途上国の経済社会開発を支援

JICAの有償資金協力のうち、海外投融資はインフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの分野で開発効果の高い事業を行う日本企業を含む全世界の民間企業などに対して、「融資」や「出資」の形態で支援を行うスキームです。

民間金融機関や国際金融機関などとの連携や、JICAの他の事業やスキームとの一体的な実施により、開発効果の一層の発現や事業リスクの軽減などを目指しています。特に、他国の開発金融機関や国際機関との連携については、米国内

際開発金融公社、フランス開発庁、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行と業務協力覚書を締結するなど、協調融資の促進に向けた連携を進めています。

2022年度は、ベトナム「ニントゥアン省陸上風力発電事業」[→P.17を参照ください]やウズベキスタン「ザラフシャン風力発電事業」をはじめとする再生可能エネルギー事業や、パレスチナ「中小零細事業者支援事業」、エクアドル「環境配慮型産業支援事業」[→左下写真]などの女性が経営する中小零細企業などを支援する金融包摂事業を含め、計21案件を承諾。脱炭素や金融アクセス改善といった重要なアジェンダへの対応を進めました。さらにバングラデシュ「経済特区開発事業」では、円借款と技術協力との連携を通じ、バングラデシュの産業の多角化に向けて包括的な協力を展開しています。

2022年度はウズベキスタン、パレスチナ、ラオス、コスタリカ、モルディブなど、多くの国・地域で初めての海外投融資案件を実現しており、引き続き海外投融資を通じた支援を推進していきます。

協力準備調査(海外投融資)

海外投融資候補案件の形成を支援

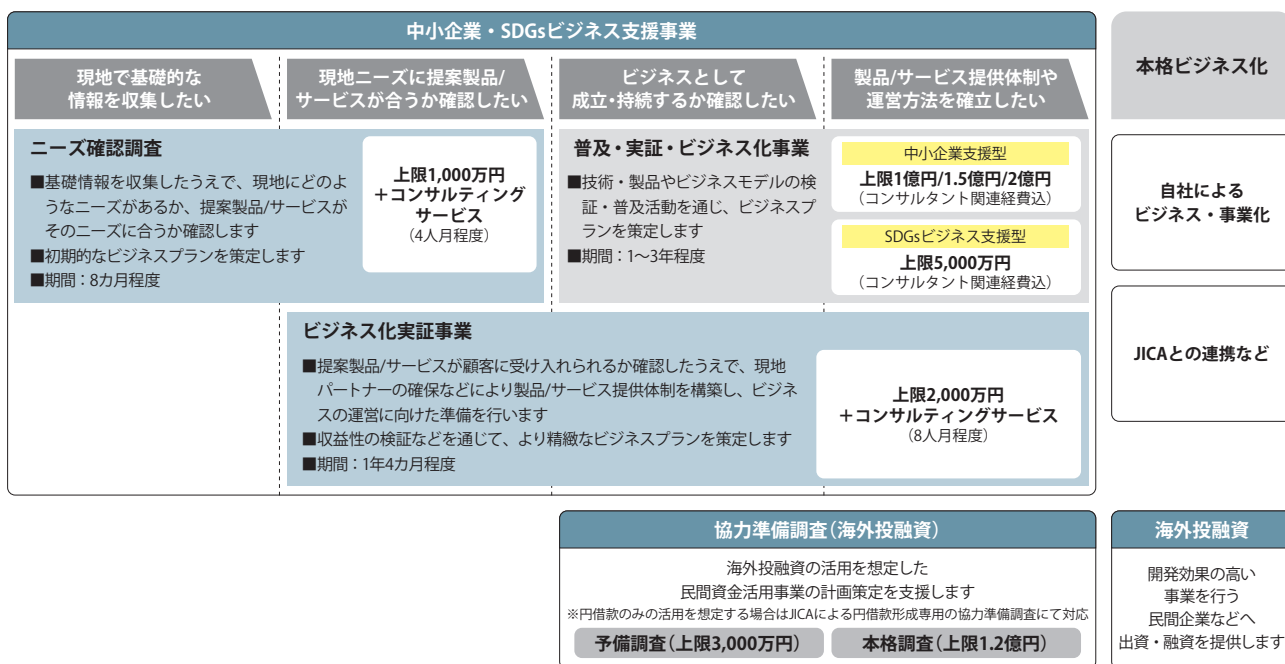
本制度は、日本の民間活力を活用した開発途上国での事業の発掘・形成のためのスキームです。民間企業からの提案に基づき調査を委託することで、海外投融資の活用を前提とした事業計画の策定を支援します。2022年度は5件の提案を採択しました。

開発途上国での事業では、ソフト・ハード両面での投資環境の不備、採算性確保の難しさ、適切な官民の役割・リスク分担の認識不足(開発途上国政府の支援不足)など、多くの課題があります。JICAは民間企業の個別事業を支援するだけでなく、開発途上国で政策・制度の構築や実施能力の強化に協力するなど、事業化に向けた包括的な取り組みをさらに推進していきます。



エクアドル：国際金融公社(IFC)と協調して、海外投融資により資金協力を行っている「環境配慮型産業支援事業」。写真は、本事業の借入人であるBanco de la Producción S.A. Produbanco (エクアドル大手商業銀行)の融資先である女性が経営する牧場。牛糞から無農薬肥料を製造しており、製造過程で生じるバイオガスで牧場の電力を補う持続可能な経営モデルの確立を目指している

支援メニューと事業化への流れ



中小企業・SDGsビジネス支援事業

途上国のSDGs達成に貢献するビジネスの形成・展開の検討を支援

日本が持つ技術・製品・ノウハウなどを自国の課題解決に活用したい開発途上国と、開発途上国市場への進出を望む日本の民間企業の双方がWin-Winの関係となることを目指す「中小企業・SDGsビジネス支援事業」は、民間企業による提案型事業です。

近年、開発途上国の開発における民間資金の流入は加速化しており、ビジネスの強みを生か

した課題解決への期待はさらに大きくなっています。SDGsを積極的に経営に取り込む企業や、ESG投資・インパクト投資を重視する金融機関は増加傾向にあり、ビジネスと開発途上国の課題解決に向けた取り組みの親和性はますます高まっています。

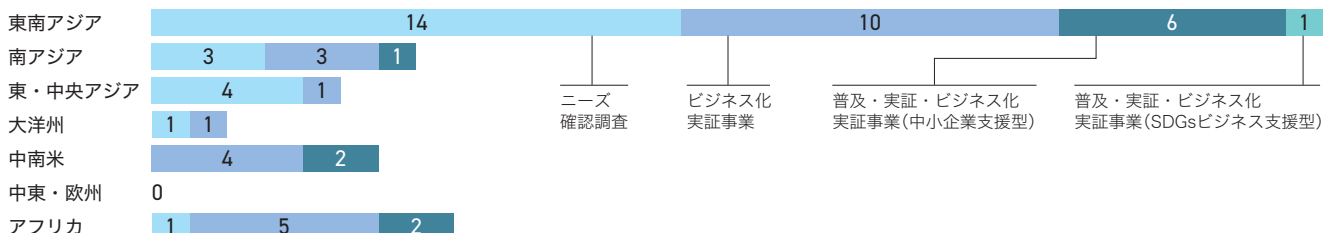
本事業では、ビジネスの段階に応じて、目的別に3つの支援メニュー（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業、普及・実証・ビジネス化事業）を提供しています。

開発ニーズに革新的なサービスで応える

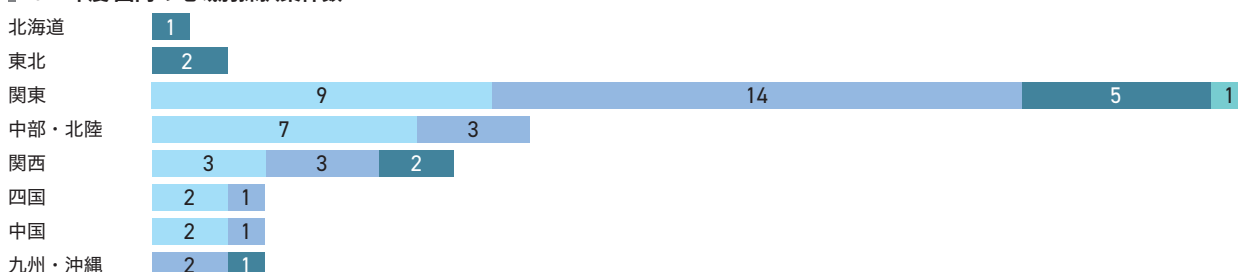
JICAは、民間連携事業を開始した2010年度から2022年度公示分まで、延べ1,448件の提案を採択し、支援を行ってきました。近年は、高い技術や革新的なビジネスアイデアで、複雑化する開発途上国の課題解決への貢献が期待されているスタートアップ企業からの提案も採択されています。

例えば、ワンダーファイ株式会社(東京都)は、

2022年度 地域別採択案件数



2022年度 国内の地域別採択案件数



世界中の子どもから「知的なわくわく」を引き出すための教材やコンテンツを開発・運営するスタートアップ企業で、JICA事業を通じて、カンボジアで思考力教育アプリ教材「Think!Think! (シンクシンク)」を導入し、初等教育における学力の向上や卒業率の向上に貢献しています [→下写真]。



カンボジア：ワンダーファイ株式会社はJICAの支援メニューを活用し、提案製品の認知度と初等教育の水準の向上を目指している。写真は子どもたちがアプリ教材で学習している様子

2022年度公示 採択実績 (内訳)

ニーズ確認調査	23件
ビジネス化実証事業	24件
普及・実証・ビジネス化実証事業(中小企業支援型)	11件
普及・実証・ビジネス化実証事業(SDGsビジネス支援型)	1件
合計	59件

新たな枠組みで59件を採択

本事業は2022年度より、「利便性の向上」「ビジネス化の一層の促進」「開発インパクトへのさらなる貢献」を目的に試行的な制度改編を行い、開発途上国の課題解決への意思を持つ企業から提案を広く募集し、59件を採択しました。

内訳として、制度改編前から継続している「普及・実証・ビジネス化実証事業」12件に加えて、基礎情報を収集し、開発途上国のニーズと製品・サービスとの適合性を検証し、初期的な事業計画の策定を支援する「ニーズ確認調査」で23件を採択。また、適合性を検証済みのサービス・製品を対象とし、収益性の検証、提供体制や運営方法の確立を通じて、事業計画の精度向上を支援する「ビジネス化実証事業」で24件を採択しています。

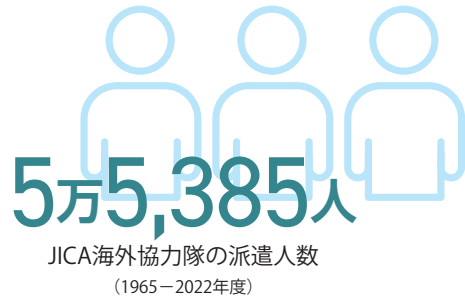
ボランティア事業

「世界もあなたも、可能性に満ちている」—市民が主役の国際協力—

JICAのボランティア事業は、開発途上国の経済・社会の発展や復興のため、高い志を持って自発的に協力しようとする市民の活動を支援するものです。1965年にスタートした青年海外協力隊の派遣を中心とするこの歴史ある事業は、日本政府・JICAが行う草の根レベルの国際協力の代表的な事業として広く認知され、相手国から高く評価されています。これまで累計約5万5,000人が顔の見える国際貢献の担い手として活動しました(2023年3月末現在)。

感染・医療状況を見極め、67カ国へ1,000名以上を派遣

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受け、2020年3月から4月にJICA海外協力隊全員が一時帰国しましたが、派遣先の感染・医療状況などを見極めながら、2020年11月から派遣を再開。2023年3月末までに67カ国1,059名の隊員を派遣しました。派遣された隊員は、日本での待機期間中もオンラインでの支援活動や能力強化などを行い、それらを生かして現地での活動に従事しています。



派遣前訓練については、参加人数を抑制し、オンライン研修も併用するなど十分な感染症対策を講じて、集合型の訓練を再開しています。

海外協力隊経験者の社会還元を支援

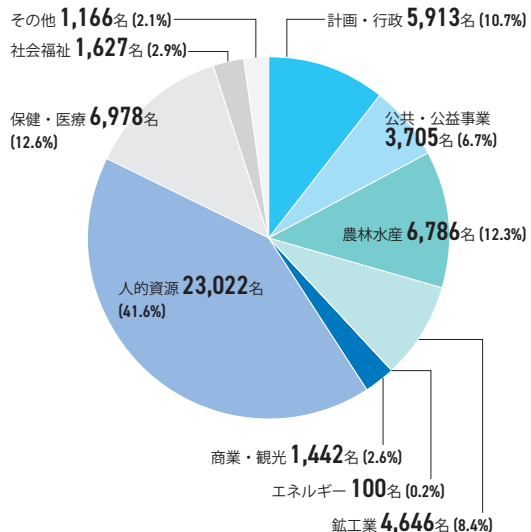
JICA海外協力隊経験者による社会還元の支援策を拡充しており、例えば、帰国隊員奨学金事業や、協力隊合格者のうち希望者を対象に、地方自治体などが実施する地方創生活動に参加する機会を提供する「グローバルプログラム」を2021年度に開始しました。今後も、帰国隊員が国際協力や日本国内の多文化共生・地方創生などの現場で、貴重な人材としてより一層活躍できるように支援の拡充を進めていきます。



ルワンダ：手工芸の作業をサポートする青年海外協力隊員(コミュニティ開発)

JICA海外協力隊の分野分類別派遣実績(累計)

2023年3月末現在



外国人材受入れ・多文化共生支援

共に生きる豊かな社会の実現へ

日本で働く外国人材はこの10年で約2.7倍の182万人に増加しました^{※1}。その多くは開発途上国出身で、送金などを通じて母国の経済成長にも重要な役割を果たしています。日本の持続的な経済成長のためには今後20年で現在の4倍、約674万人の外国人労働者が必要と試算されており^{※2}、社会経済の発展、地方創生の新たな担い手として外国人材の活躍が必要とされています。

JICAは外国人材が直面するさまざまな課題の解決に向け、外国人材との共生社会の構築、送出国・日本双方の経済成長のための人材育成、外国人労働者の人権保護など、JICAの強みを生かした取り組みを進めています。

外国人材との共生社会の構築

地域が抱える外国人材受入れ・多文化共生に関する課題の解決に地方自治体などと協働するため、地方自治体や国際交流協会、JICA国内機関に国際協力推進員を配置しています。北海道の釧路・根室地域では、JICA、地方自治体、札幌出入国在留管理局釧路港出張所、海外協力隊の経験者が連携し、それぞれの強みを生かして外国籍の住民も参加しやすい地域の交流イベントを開催するなど、外国人材の受入れ支援と多文化共生社会の構築に向けた地域プラットフォームの形成に取り組んでいます。

経済成長のための人材育成

JICAは日本センター^{※3}などを通じて、日本での就労に関心を持つ外国人材に日本での生活やビジネス環境に関する正しい情報を提供し、就



JP-MIRAI会員数
(2023年7月現在)

労に向けた準備を支援しています。高度人材就職セミナー、日本からの帰国留学生との意見交換会、就職フェアの開催など、各国の日本センターと日本の省庁・地方自治体を含む関係機関が連携した取り組みが広がっています。

外国人労働者の人権保護

2023年1月、企業活動における人権侵害を防ぐ「ビジネスと人権」の促進を目的とした協力覚書を国際労働機関(ILO)と締結しました。双方の専門性や知見を生かして、「ビジネスと人権」における協働を進めています。また、公的機関のガバナンス強化を通じた労働者の保護にも取り組んでいます。開発途上国の公的機関で労働者送出国後支援に携わる人材を日本に招へいし、ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現に向けた労働政策に関する研修なども実施しています。

- ※1 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和4年10月末現在)。
- ※2 JICA緒方研究所「2030/40年の外国人との共生社会の実現に向けた調査研究」(2021年度)。
- ※3 日本人材開発センター(通称:日本センター)は、東南アジアや中央アジア地域などの市場経済への移行を支援する目的で設立されました。JICAは同センターを日本と相手国の交流拠点(プラットフォーム)として発展させるため協力しています。



責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)
外国人労働者の適正な受入れの取り組みを推進

JP-MIRAIは、日本国内の外国人労働者の課題解決に向けて、2020年11月に民間企業・地方自治体・NPO・学識者・弁護士・JICAなど多様なステークホルダーが集まり、設立された任意団体です。現在の会員数は659団体/人^{※4}です。

2022年に開設した9言語対応のポータルサイトやアプリを通じて、外国人労働者に対し日本での暮らしや就労に役立つ正し

関連情報

JP-MIRAIウェブサイト、JP-MIRAIポータルサイト

い情報を提供しています。ポータルサイト登録者は2,225人^{※4}に上っています。また、2022年5月には「JP-MIRAIアシスト(相談窓口)」を開設。労働・在留・生活上の困りごとを9言語で受け付けており、これまで約1,100件^{※4}の相談がありました。

※4 2023年7月現在の実績。

日系社会との連携

日系社会との絆をさらに強く

中南米には世界最大、約213万人の日系人コミュニティが存在し、日本との強い絆となっています。

JICAは、戦後の国家政策による中南米などへの移住者に対する支援を実施してきました。近年は日系社会の世代交代に対応した協力と連携強化に重点を置いています。



ブラジルのアリアンサ移住地の開拓の様子がわかる、海外移住資料館の展示。リニューアルで3D写真が撮影可能に[写真：弓場稔子]

の研修員は、岐阜県可児市国際交流協会での研修を通じ母語教育手法などの学習支援について学びながら、多くの日系人児童の学習を手助けするなど、その様子は地元テレビ局で放映され、話題となりました。

ビジネスシンポジウムやオンライン・対面での支援など、連携と協力を継続

全世界の沖縄県系人が5年に一度集まる世界のウチナンチュ大会の共催企画として、2022年10月、中南米地域のウチナンチュと沖縄がビジネスでつながる未来を目指す「OKINAWA TO 沖縄：ビジネスシンポジウム」をJICA沖縄で開催しました。ボリビアのオキナワ移住地、またペルー進出を目指す県内企業から講演者や発表者を招き、海外・県内有識者によるパネルディスカッションを開催し盛況を得ました。

また、2022年度は、日本で暮らす約30万人の日系人が抱える課題に目を向ける、オンライン公開セミナー「多文化共生・日本社会を考える」を11回開催し、延べ2,202名が参加しました。そのほか、海外日系人の中・高・大学生を対象としたオンラインプログラム(計31名)、技術習得を目的とした日系社会研修(計152名)、日系人大学院生10名の就学支援も実施しています。

コロナ禍の影響を受け、2020年3月から現地での活動を見合わせていた日系社会青年海外協力隊員なども順次派遣を再開し、2022年度末時点で32名が活動中です。

海外移住資料館20周年：

多文化共生、SDGsが学べる資料館へ

2022年、開館20周年を機に常設展示を大幅にリニューアルした海外移住資料館では、国内外の日系社会の変遷・現状の展示を充実させるとともに、教材の整備なども含めて、日本国内での多文化共生の実現やSDGs達成に向けたメッセージを地方自治体や教育関係団体へ発信しています。2022年度は、コロナ禍にあった前年度の2倍以上に当たる約4万人に来館いただき、オンライン講演会も9回開催し、約900名の参加を得ました。

国内の日系社会を中南米日系人研修員がサポート

コロナ禍で制限されていた来日しての研修も2022年度に再開。2021年度に開始した「日系サポーター」研修※では、初めて計16名の来日が実現し、対面で在日日系人へのソーシャルワークなどに取り組みました。なかでも来日第一号

※ 中南米在住の日系人が、日本の地方自治体などの多文化共生事業に協力しつつ、その業務を学ぶ研修。

市民社会との連携

共創を通じたWin-Winなつながりを

市民参加協力

JICAは、国際協力に携わりたいという市民と開発途上国をつなぐため、「市民参加協力」事業に取り組んでいます。特に国内のNGO、地方自治体、大学、民間企業などを市民参加協力事業の主なパートナーとしています。これらのパートナーとの「対話」や「協働事業」を通して、開発途上国の開発課題解決とあわせて、国際協力経験を通じた国内の地域課題の解決を進め、「日本の地域社会の国際化・経済活性化」に貢献することを目指しています。

NGO等との対話

JICAでは、パートナーとの対話のための機会を複数設けています。2022年度、全国規模の「NGO-JICA協議会」では、日本のODAの透明性や外国人材受入れ・多文化共生社会の構築への取り組みなどについて協議しました。また、横浜、中部など複数の国内機関では「地域協議会」を設置し、若手人材の育成など、各地域に根差



イラン：バリアフリーまちづくりの推進に向け、イランの障害者を支援するミンの会は、行政の都市整備部門のバリアフリー専門家と障害を持つ当事者リーダーを育成。地元の当事者リーダーを中心に、バリアフリー啓発のビデオを制作し、普及に取り組んだ。繁華街の歩道のバリアフリー整備なども支援し整備が進んでいる[写真：(特非)イランの障害者を支援するミンの会]

1,321件

草の根技術協力事業の実施案件数
(2002-2022年度)

したテーマを取り上げ議論しました。特定の課題について学び合い、連携の可能性を模索する「NGO-JICA勉強会」も開催しています。2022年度はウクライナ支援の最新動向やジェンダーに基づく暴力、性的搾取・虐待の保護などについて議論しました。

また、開発途上国27カ国に「NGO-JICAジャパンデスク」を設置し、日本のNGO等に向けて開発途上国のNGO等に関する情報提供やセミナーを開催しています。

協働事業(世界の人びとのためのJICA基金活用事業、草の根技術協力事業)

NGO等の国際協力への参加促進の一環として、開発途上国の地域住民の生計向上・生活改善などを目的とした協働事業を行っています。国際協力活動の経験が少ない団体とは、主にJICAへの寄附金が原資の「世界の人びとのためのJICA基金」を活用した協働事業を、また、「国際協力活動をさらに発展・拡大させたい」と考えるNGO、地方自治体、大学、民間企業などは、主に「草の根技術協力事業」による協働事業を実施しています。

草の根技術協力事業では、草の根レベルのきめ細やかな協力により、多様化する開発途上国の課題・ニーズに応じています。例えばインドネシアでは、アグリツーリズム推進を目的として道の駅を開設し、農産物の販路を拡大。あわせて隣接する避難施設に貯水槽や非常用電源などを設置して、地域の防災にも貢献しました。

JICAは、NGO等がこうした協働事業を実施するための事業マネジメント研修や組織運営能力強化研修なども実施しています。

日本国内の国際化・地域社会活性化

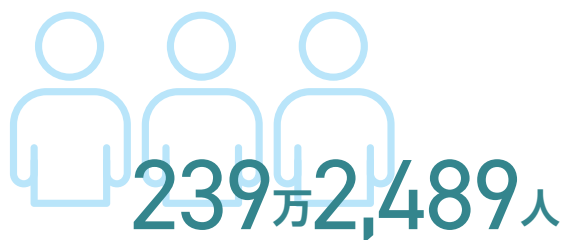
開発途上国での開発課題解決の経験を生かし、日本国内の国際化や地域社会の活性化にも取り組んでいます。地方自治体との協働事業では、水・防災・まちづくりといった地方自治体の知見・経験を開発途上国の問題解決に活用するだけでなく、開発途上国の研修員との交流を通じて自らの魅力や強みを再発見する、まちおこしやビジネス交流の促進につながるなど、双方向の学びが生まれています。

また、全国の国際交流協会などに「国際協力推進員」を配置し、地域の国際協力活動やグローバル人材の育成に協力しています。さらに、JICA職員を地方自治体に出向させ、地方創生、防災・災害復興のために地方自治体と協働しています。昨今では、地域での外国人との共生やSDGsの推進、国際戦略づくりなどにもJICAのノウハウやネットワークが活用されています。

開発教育

地球ひろば

東京都市ヶ谷の「JICA地球ひろば」、愛知県名古屋市の「なごや地球ひろば」、北海道札幌市の「ほっかいどう地球ひろば」では、「見て、聞いて、さわって」体験できる展示を行っています。国際協力の経験を持つ「地球案内人」から説明を受け、「考え、行動に移す」視点から、開発途上国の現状や地球規模の課題、国際協力を学ぶことができます。また、他のJICA国内拠点でも国際協力に関して幅広く情報提供を行っています。



JICA地球ひろば(市ヶ谷)の来館者数
(2006-2022年度)



元協力隊員の中学校教師の指導の下、地域に残る戦災建造物を題材に制作したプロジェクションマッピングを通じて、平和についての想いを生徒たちが地域住民に発信する授業が行われた。写真は、授業後、地域の人々が見守る前で講評を受ける生徒たち。この授業で得た学びをエッセイにした生徒の一人は、JICA主催のエッセイコンテストで最優秀賞を受賞[写真：高田裕行(東大和市立第二中学校)]

学校現場での開発教育推進

児童・生徒が世界の開発課題と日本との関係を知り、それを自らの問題としてとらえ、主体的に考える力や、解決に向け行動する力を養うため、JICAは開発教育を推進しています。具体的には、教育委員会、学校関係者などと協力して、教員向けの研修・セミナー、教材の制作・提供、国際協力エッセイコンテスト、国際協力出前講座などを行っています。

2020年度より施行の新学習指導要領で重視されている「持続可能な社会の創り手の育成」の取り組みが進むなか、国際協力の豊富な知見と情報・人材を持つJICAが教育現場に果たす役割はますます大きくなっています。

JICA海外協力隊の経験を教育現場などに還元

JICAは、帰国したJICA海外協力隊員の経験や能力を社会に還元する取り組みを支援しています。協力隊経験で培った課題解決能力、異文化コミュニケーション力といったスキルは、教育現場をはじめ、起業や地域社会活動などの分野でも発揮されています。JICA海外協力隊に参加した現職の教員の多くは、帰国後に、「世界の問題」を「自分の問題」としてとらえ、行動できる生徒を育てるための授業を実践しています。

研究活動

平和と開発のための実践的知識の共創

JICA緒方貞子平和開発研究所(略称：JICA緒方研究所)は、2022年3月にJICA緒方研究所レポート『今日の人間の安全保障』、同年10月には、英訳版である“Human Security Today”を創刊しました。人間の安全保障の概念が生まれて約30年、紛争や自然災害など既存の課題に加え、エネルギー・食料危機、債務問題による社会経済への影響など、世界は「複合危機」にさら

されています。これらの脅威に対応する視座として、人間の安全保障の実践が重要となっています。







JICA緒方研究所は緒方貞子元JICA理事長の理念を継承し、開発途上国が直面する課題について政策志向の研究を行い、国際社会における日本の知的プレゼンスの強化を目指しています。

研究活動の基本方針

1. 国際的な学術水準の研究を行い、積極的に発信する。
2. 現場で得られた知見を分析・総合し、事業にフィードバックする。
3. 人間の安全保障の実現に貢献する。

重点研究領域

JICA緒方研究所では、6つの重点研究領域を定めています。

1		政治・ガバナンス	世界の各地で戦争やクーデター、権威主義的な政権が人々の平穏な生活を脅かし、人生の豊かな可能性を追求する機会や、ときには命さえも奪う事例が生じています。住む国にかかわらず、すべての人が人間の安全保障を享受できる国内・国際政治の条件や社会の仕組みとは何かを考えます。
2		経済成長と貧困削減	世界にはいまだ多くの貧困層が存在しています。開発途上国における政策や取り組みが、いかに経済成長と貧困削減に貢献するかを明らかにするために、インフラ事業の経済社会効果や金融に関する研究などを、介入・非介入の比較分析手法も取り入れて行います。
3		人間開発	すべての人に対する良質な教育、保健サービスへのアクセスの保障とエンパワーメントの実現に向けて、エビデンスに基づいた政策と協働が必要です。開発途上国における留学のインパクト研究や、新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響に関する研究などを通じ、効果的な政策や実践のあり方を考えます。
4		平和構築と人道支援	人間の安全保障と平和構築を研究の2本の柱としています。持続的な平和の促進要因や阻害要因を分析し、また、人間の安全保障における保護とエンパワーメントの関係を探求することで、人道危機への対応や持続的な開発と平和に従事する多様な主体による、有効な支援のあり方を探ります。
5		地球環境	SDGsへの取り組みや気候変動への対応に向けた研究を実施します。気候変動適応策の定量的評価手法、社会の持続可能性を評価する指標を用いた持続可能な開発の方策などに関する研究を行います。
6		開発協力戦略	過去から学ぶための日本の開発協力に関する歴史研究、農業や産業開発などの協力アプローチに関する研究、外国人との共生社会の実現などの今日的な課題に関する研究などを通じて、世界的に経済・社会構造が変化するなかでの国際協力のあり方や効果的なアプローチを検討します。

2022年度の成果

これらの方針や領域に基づき、2022年度は31件の研究プロジェクトを実施し、その成果の発信に努めました。

研究成果の発信

リサーチ・ペーパー3本、ディスカッション・ペーパー9本、ポリシー・ノート1本、ナレッジ・レポート3本、開発協力文献レビュー1本を発行しました。

また、先述の『今日の人間の安全保障』英語版を含む報告書6本、和文書籍4冊、英文書籍3冊が刊行されました。

和文学術書籍としては、シリーズ「日本の開発協力史を問いなおす」から、日本の政策史などを題材に3タイトル発行しています。また、研究プロジェクト「日本の国際教育協力：歴史と現状」、「サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大の実証分析フェーズ2」などの研究成果として、英文学術書籍3冊を刊行しています。

このほか、研究成果は学術誌、学会発表などを通して発表されており、学識者に広く共有されています。



2022年度の刊行物から



ノーベル経済学賞受賞者のジョセフ・スティグリッツ氏による講演「複合危機下のグローバル経済：新興国・途上国の課題とレジリエンス（強靱性）強化への道筋」を2022年10月7日に開催。新興国と開発途上国に焦点を当てながら、そうした国々がどのように世界経済の混乱から立ち直り、より強靱な制度や社会をつくることができるかを議論した

現場で得られた知見の発信

2021年度に引き続き、各種セミナーを開催。『今日の人間の安全保障』をはじめとする報告書や書籍の刊行イベントや第8回アフリカ開発会議（TICAD 8）関連セミナーのほか、移住史と多文化理解、複合危機下における安全保障や債務問題、パンデミック対応など、今日的な課題をテーマとして取り上げ、セミナーやイベントなどを25件開催したほか、学会での企画セッションや他機関との共同イベントを14件開催しました。

また、一般書籍として、日本の途上国開発への貢献を長期的な観点から分析する「プロジェクト・ヒストリー」書籍シリーズでは、ウガンダでの長期化難民状況に対する支援やASEAN諸国での工学教育協力（SEED-Net）など、多岐にわたる分野・地域を題材として、和文書籍5冊を刊行したほか、パラグアイの日本人移住者の活躍を描いたスペイン語版書籍も刊行しました。

さらに、2022年10月には、JICA緒方研究所上席研究員による寄稿「複合リスク下の途上国債務」が日本経済新聞に掲載されました。

国際緊急援助

被災地に寄り添った支援を、いち早く

地球規模の気候変動や地震・火山活動の活発化などにより、近年、自然災害の発生頻度が高まるとともに、その形態も、地震、火山噴火、風水害、森林火災、感染症の流行など多様化しつつあります。また、被害は年々激化する傾向にあります。

JICAは海外で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に基づき、緊急援助を実施しています。支援の形態には、国際緊急援助隊(JDR: Japan Disaster Relief Team)の派遣と、緊急援助物資供与があります。

国際緊急援助隊の派遣

JDRには、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の5つの派遣形態があります。

救助チームは、主に大規模な地震災害が発生した際に派遣され、これまで21回*の派遣実績があります。警察、消防、海上保安庁から選抜されたレスキュー隊員、被災物件の安全を守る構造評価専門家、医療班、そして業務調整員などで構成されます。隊員は通常、各所属先で勤務していますが、災害が発生した際、関係行政

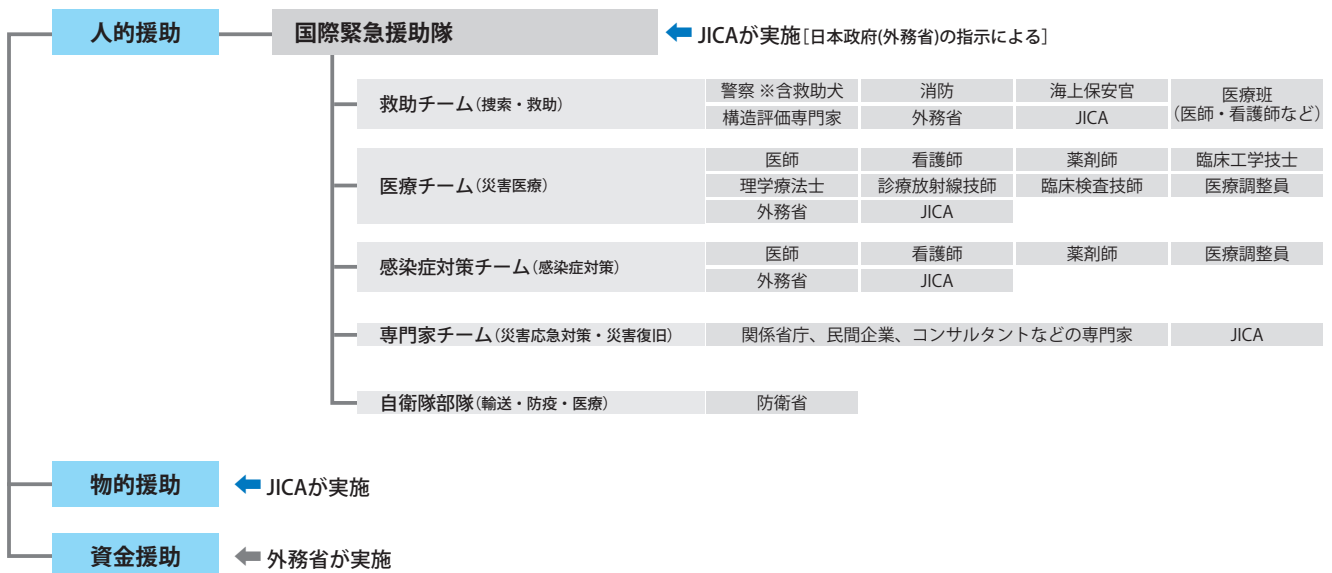
機関を通じて招集され、被災地に派遣されます。救助チームは、国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)から3段階の評価のうち最高分類である「ヘビー」級チームとして認定されています。

医療チームは、被災地で医療活動を行うことを目的として派遣され、これまでに62回*の派遣実績があります。派遣候補者の多くは医療機関などで勤務しています。JDR医療チームへの登録、研修・訓練終了後、海外で大規模な災害が発生した際に招集されます。2016年に世界保健機関(WHO)から世界で4番目に緊急医療チーム(EMT)として認証されたことで、従来実施してきた外来・初診機能(タイプ1)に加え、入院・手術・産科機能(タイプ2)や透析、外科にまで展開可能な活動範囲が広がっています。

感染症対策チームは、国際的に懸念される感染症流行の危惧がある場合に派遣され、これまでに6回*派遣されています。研究機関、医療機関などに所属する専門家などが事前に研修・訓練を受け、出動に備えています。

専門家チームは、災害への緊急な対応や復旧・復興に向けた支援・助言を行います。これまでに55回*の派遣実績があり、災害状況、現地二

日本の国際緊急援助体制



ズに応じて官民の専門家の協力を求め、都度チームを組織します。

自衛隊部隊は、人員や物資、資機材の輸送、そのほかJDRの活動に必要な場合に、外務大臣から防衛大臣への要請に基づき派遣されます。これまでに24回[※]の派遣実績があります。

緊急援助物資供与

JICAは海外の大規模な災害に対して、必要な人道救援物資を被災地へ迅速に供与する役割も担っています。緊急なニーズに対応するため、テント、毛布、プラスチック・シートをはじめ、災害地で必要となる基本的な品目をあらかじめ調達し、世界5カ所の倉庫に備蓄しています。また、森林火災、油流出事故、感染症の流行など、備蓄品以外でニーズがある場合は、物資を緊急調達して供与しています。これまで590件[※]の緊急援助物資の供与を実施しました。

2022年度はトルコ・シリア大地震被害に対し大規模オペレーションを実施

2023年2月6日、トルコ南東部を震源とする大地震が発生、激甚な被害が生じました。JICA国際緊急援助隊事務局では発災と同時に支援実施体制を立ち上げ、関係行政機関と協力し、発災からわずか12時間余りで救助チームを派遣。



トルコ：近隣住民が見守るなかでの捜索・救助活動。救助チームは地震発生翌日から7日間、活動を行った



トルコ：より高度な医療の提供に必要な医療資機材を輸送。医療チームは、野外テント内で初めて外科手術も実施した

異例の速さでの展開となりました。

これに続き、同10日からは医療チームを派遣。国際認証を受けた、手術や入院機能を持ち、高度な医療を提供できる「タイプ2」体制を初めて現地で展開しました。これまでの「タイプ1」相当での活動に比べ、展開規模は約3倍、輸送物資は5倍近くとなるなど、大規模なオペレーションとなりました。派遣も3次隊まで行われ、合計181人が現地で活動しました。また、「タイプ2」の診療に必要な医薬品・資機材など、30トンを超える大量の物資を輸送するため、自衛隊機による輸送が行われました。医療チームと自衛隊部隊の連携は初めてです。

さらに3月10日からは、復旧・復興に向けた助言を行う専門家チームが派遣され、被災地を踏査するとともに、トルコ側の専門機関、行政機関などと協議を行い、提言をまとめました。

激甚な被害をもたらしたこの災害に対し、緊急援助物資の供与も重点的に実施し、トルコに対しては2回にわたり、シリアに対してはシリア赤新月社を通じて、テント、毛布、スリーピングパッドなどを供与しました。

[※] 2023年3月末現在の実績。

先方政府関係者からは、これらの緊急援助が被災地の人々の命や健康を守ることに大きく寄与したのみならず、困難ななかで任務を遂行するJDR隊員の姿は被災者に大きな勇気を与えたと、繰り返し謝意が表明されました。

また、トルコでの緊急援助が進行する2023年3月、フィリピンではタンカーの転覆・沈没事故が発生し、流出油による海洋汚染、海岸漂着などが深刻化する事態となりました。これに対して油防除を支援するための専門家チームが派遣されました。

なお2022年度は、トルコ・シリアを含め、アジア、大洋州、中東、アフリカ、中南米各地域の国々に計19回の物資供与を実施しています【→下表を参照ください】。

平時からの応急対応への備え

JICAは日本の国際緊急援助活動の事務局として、JDRの機能や現地活動のあり方などを不断に検討し、実際のアクションに反映すべく、行動ガイドラインの策定、資機材の準備、関係機関などとの調整を行っています。また、迅速で質の高い展開能力を維持・向上するための専門的研修や総合展開訓練の実施、国際認証の維持や国際社会との連携協力を重視し、取り組みを強化しています。

このほか、技術協力プロジェクトにより、ASEAN地域における災害医療の連携体制の構築と能力強化を後押しするとともに、災害における応急対応から、復旧・復興に向けたシームレスな支援の展開に向け、組織を挙げた有機的な連携の下、事業を行っています。

2022年度国際緊急援助実績

No	支援時期	被災国・地域	災害区分	援助区分	派遣人数・供与物資など
1	2022年6月	アフガニスタン	地震	物資供与	毛布、プラスチック・シート、スリーピングパッド、ポリタンク
2	6月	キリバス	干ばつ	物資供与	ポリタンク、浄水器
3	7月	フィリピン	地震	物資供与	テント、ポリタンク、プラスチック・シート、スリーピングパッド、発電機
4	8月	パキスタン	洪水	物資供与	テント、プラスチック・シート
5	10月	ホンジュラス	水害	物資供与	テント、毛布、ポリタンク、浄水器
6	10月	キューバ	ハリケーン	物資供与	浄水器、簡易水槽、コードリール、アダプタセット
7	10月	グアテマラ	熱帯低気圧	物資供与	毛布、スリーピングパッド
8	10月	ツバル	干ばつ	物資供与	浄水器、簡易水槽
9	11月	ベリーズ	ハリケーン	物資供与	発電機、スリーピングパッド、プラスチック・シート、毛布、テント、変圧器
10	11月	南スーダン	洪水	物資供与	テント、毛布、プラスチック・シート、スリーピングパッド、ポリタンク、浄水器
11	12月	コンゴ民主共和国	洪水	物資供与	毛布、テント、スリーピングパッド
12	2023年2月	トルコ	地震	救助チーム	74名
13	2月	トルコ	地震	医療チーム	75名
14	2月	イラン	地震	物資供与	毛布
15	2月	チリ	森林火災	物資供与	消火活動用個人防護具、消火用資機材、被災者生活支援機材
16	2月	トルコ	地震	物資供与	テント、毛布、スリーピングパッド
17	2月	シリア	地震	物資供与	テント、毛布、プラスチック・シート、スリーピングパッド
18	2月	トルコ	地震	自衛隊部隊	39名(政府専用機×1機)
19	2月	トルコ	地震	物資供与	毛布、スリーピングパッド、発電機
20	2月	トルコ	地震	医療チーム	65名
21	2月	トルコ	地震	医療チーム	41名
22	3月	トルコ	地震	専門家チーム	11名
23	3月	フィリピン	油流出事故	専門家チーム	8名
24	3月	トルコ	地震	自衛隊部隊	24名(KC-767輸送機×1機) ※実績数値は、2月派遣分と合わせ1派遣。
25	3月	バヌアツ	サイクロン	物資供与	ポリタンク、浄水器、発電機
26	3月	マラウイ	サイクロン	物資供与	テント、プラスチック・シート、浄水器、ポリタンク
27	3月	モザンビーク	サイクロン	物資供与	テント、プラスチック・シート、浄水器、ポリタンク

ソーシャルボンドとしてのJICA債

SDGs達成に向けた貢献ツール

JICAは、2016年に国内初となるソーシャルボンドを発行しました。以降、国内で発行するすべての債券をソーシャルボンドとして発行、2022年度までの発行総額は4,200億円に達します。

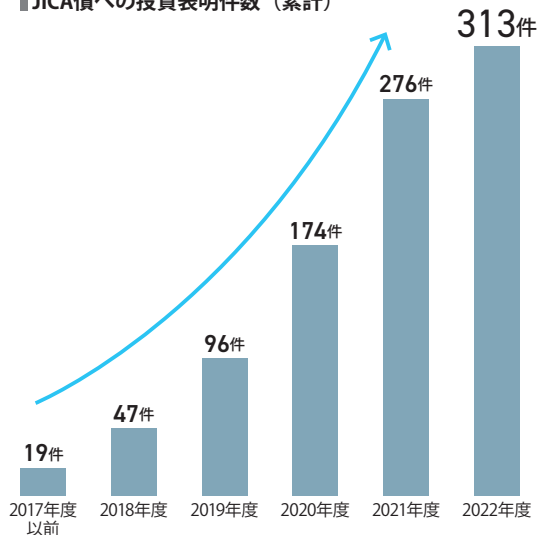
ソーシャルボンドとは、社会的課題の解決に資する事業の資金調達のために発行される債券です*。ソーシャルボンドとしてのJICA債は、SDGsへの貢献やESG投資のツールとして注目を集め、多くの投資家に投資表明をいただいています。

調達資金は有償資金協力事業に充当

JICA債で調達した資金は、有償資金協力事業に充当され、道路や鉄道などの交通インフラ整備、再生可能エネルギーを使った電源の開発、



■ JICA債への投資表明件数（累計）



個人向け債券「JICA SDGs債」のロゴ。「投資を通じて、世界の課題に取り組む」、この新しい試みが「JICA SDGs債」です

ジェンダー平等の促進、平和構築など、多岐にわたる分野で開発途上国の安定と持続的発展のための事業に使われます。

国内初の「ピースビルディングボンド」を発行

2022年度は、世界の武力紛争や難民・避難民の数が増加している問題に着目。トルコでのシリア難民およびホストコミュニティのための社会インフラ整備事業や、イラクの復興支援など、紛争や内戦により影響を受けた(受けている)さまざまな国・地域などに対する、平和と安定や復興を推進する事業に資金用途を限定する「ピースビルディングボンド」を国内で初めて発行しました。

国内外で平和への関心が高まるなか、SDGsの目標16「平和と公正をすべての人に」などへの貢献ツールとして好評を得ました。

個人向け「JICA SDGs債」を発行

また、個人が1万円から購入できる「JICA SDGs債」も発行しました。個人が気軽に国際協力に参加する手段の一つとして、多くの方に歓迎いただいています。

身近な国際協力、SDGsへの貢献、ESG投資のツールとして、皆さまに選んでいただけるよう、今後もJICA債の発行を継続していきます。

* JICAは、国際資本市場協会(ICMA)が公表するソーシャルボンド原則に適合した債券フレームワークを構築し、第三者評価機関からセカンドパーティーオピニオンを取得しています。

事業の透明性

事業評価

事業の改善と説明責任を果たすために

JICAは、「計画(Plan)→実施(Do)→成果確認(Check)→改善(Action)」という一連のPDCAサイクルを回しながら、事業を実施しています。「事業評価」はこのPDCAサイクルに沿って、事業の改善と国民への説明責任を果たすことを目的として、実施した各事業の評価や複数事業の総合的・横断的な評価・分析などを行っています[→

下図を参照ください]。

成果の確認段階である「事後評価」では、スキームや評価主体の違いにかかわらず、基本的な評価枠組みを共通にすることで、総合的な評価の実施と評価結果の活用を目指しています。具体的には、①経済協力開発機構／開発援助委員会(OECD DAC)による国際的なODA評価の視点である「DAC評価基準」に準拠した評価、②レーティン



JICAの新評価基準と主な視点

妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相手国の開発計画との整合性 ■ 開発ニーズとの整合性 ■ 事業計画やアプローチの適切性
整合性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本政府・JICA 開発協力量針との整合性 ■ JICA 内の他の事業・支援などとの連携(相乗効果・シナジーなど) ■ JICA 外の機関との連携・国際的枠組みなどとの協調など
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 期待された事業の効果の、目標年次における目標水準の達成度(受益者間の差異にも留意)
インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 正負の間接的・長期的効果の実現状況(環境・社会配慮を含む)、社会システムや規範、人々の幸福、人権、ジェンダーの平等、環境への潜在的な影響の有無
持続性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政策・制度面、組織・体制面、技術面、財務面、環境社会面、リスクへの対応、運営維持管理の状況
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ■ プロジェクトの投入計画や、事業期間・事業費の計画と実績の比較

グ制度を活用した統一的な評価結果の公表、を実施しています。

DAC評価基準は、SDGsの理念を反映させるなどのため、2019年に改定されました。JICAでもDACの新しい評価基準に準拠して評価基準を約10年ぶりに見直し、2021年度に評価を開始した案件から、新評価基準を適用しています【→P.64表を参照ください】。

客観性と透明性を確保した評価

事業実施の効果を客観的に測ることが求められる事後評価では、原則事業費が10億円以上の事業には、外部の評価者による評価(外部評価)を実施し、評価結果をJICAウェブサイトで公開して透明性の確保に取り組んでいます。また、外部有識者で構成される「事業評価外部

有識者委員会」を定期的開催し、評価の手法や体制、制度全般などに関する助言を得ています。

評価結果の活用を重視

JICAは、事業評価結果を類似した事業の計画・実施や、協力の基本方針へ反映し、事業および基本方針の改善に活用しています。また、評価結果は相手国政府にもフィードバックを行い、相手国政府の事業や開発政策などに反映されるよう努めています。

関連情報

JICAウェブサイト > 事業評価年次報告書、事業評価案件検索

業績評価

目標・計画策定と業務実績評価の枠組み

JICAは「独立行政法人通則法」に則り、5年間の中期計画と各年度の年度計画に基づき業務を実施しています【→P.13を参照ください】。

そのうえでJICAは各計画の達成状況に関する実績を自己評価し、主務大臣(外務大臣等)に提出します。主務大臣はJICAの実績を評価し、その結果を公表します。

第4期中期目標期間(2017~2021年度)における業務実

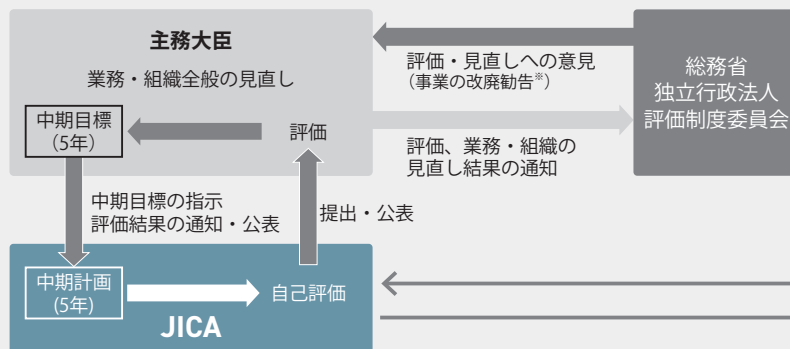
績、また、第4期中期計画の最終年度に当たる2021年度の業務実績については、主務大臣より「中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる(総合評定：A)」と評価されました。

関連情報

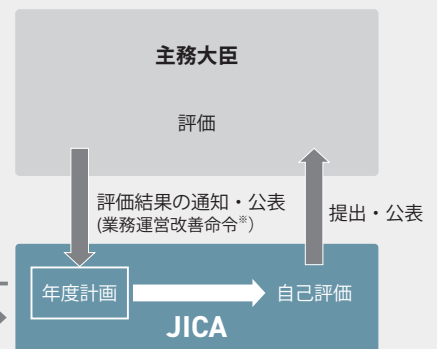
JICAウェブサイト > 中期計画・年度計画、業務実績等報告書
外務省ウェブサイト > JICAの業務実績評価

■ JICAの業務運営と業績評価の枠組み

中期(5年)の計画・評価サイクル



年度の計画・評価サイクル



※ 主務大臣評価の結果、事業の改廃勧告や業務運営改善命令がなされることがあります。

人財戦略

開発協力人材の確保・養成

人材の確保

JICA事業の現場で活躍する専門家は、「国際キャリア総合情報サイト PARTNER」※1を通じた公募や関係機関からの推薦審査、公示(コンサルタント契約)により選ばれています。海外拠点で事業形成や実施監理を担う企画調査員は、すべてPARTNERを通じて募集しています。また、専門分野における卓越した知見を生かし、事業の質の向上に貢献する国際協力専門員や特別嘱託の確保に努めています。

将来を見据えた人材の養成

将来の開発協力人材の養成を目的として、JICAはさまざまなプログラムを提供しています。

例えば、JICAインターンシップ・プログラムでは大学生、大学院生、社会人を対象に実務機会を提供しています。ジュニア専門員は、将来の専門家を養成する制度で、中長期的にニーズの高い分野で一定の専門性と経験を有する人材に対して研修を行っています。また、即戦力となる人材の養成を目的として、国際協力の潮流や新たな課題に関する知識習得を目指す能力強化研修や、海外拠点への赴任前の研修も実施しています。

前述のPARTNERでは、国際機関、開発コンサルタント、NGO/NPO、地方自治体、大学、民間企業など、幅広い実施主体の求人・インターン情報、研修・イベント情報を一元的に発信し、開発協力業界の人材プラットフォームとして活用されています。

2022年度の実績

人材確保	国際協力専門員 100名	特別嘱託 69名	公募・推薦審査による専門家 (企画調査員は含まず) 419名※2	
人材養成	インターンシップ・プログラム 119名	ジュニア専門員 36名	能力強化研修 554名	専門家赴任前研修 192名
国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER※1	登録者数 (累計) 72,491名	登録団体数 (累計) 2,579団体	求人、 研修・セミナー情報提供件数 3,931件	キャリア相談件数 202件

※1 詳しくは <https://partner.jica.go.jp/> をご覧ください。

※2 公募・推薦審査による専門家(短期・長期)のうち2022年度中に新規派遣された延べ人数。業務実施契約コンサルタントの専門家等は含みません。

人材(人財)

多様な人材が開発協力のプロとして活躍する組織を目指して

JICAの仕事は開発途上国を中心とした海外への転勤や出張を伴うため、キャリアと生活の両立により一層の工夫が求められます。さまざまな志や背景を持つ多様な人材が、JICAのミッションに共感し、開発協力のプロとして力を結集し、安心して働きながら、より高い付加価値を生み出せるような取り組みが必要です。

そのために、働く環境の整備に加え、互いに認め合いながら助け合い、相互の成長を促す組織文化づくりや、一人ひとりの能力と主体性を引き出す人材養成に取り組んでいます。

働き方改革の推進

JICAは、働き方の柔軟化、仕事と家庭生活の両立支援、残業の抑制などに取り組んでおり、2018年には、総務

省「テレワーク先駆者百選」に公的機関として唯一選出されるなど、外部からも高い評価を受けています。

2022年度も新型コロナウイルスの感染防止策を十分に講じながら、開発途上国と日本社会に対する責務を果たしていくべく、リモート業務の環境整備、在宅勤務制度の改定、就業時間の弾力化などを実施し、柔軟な働き方を推進しました。

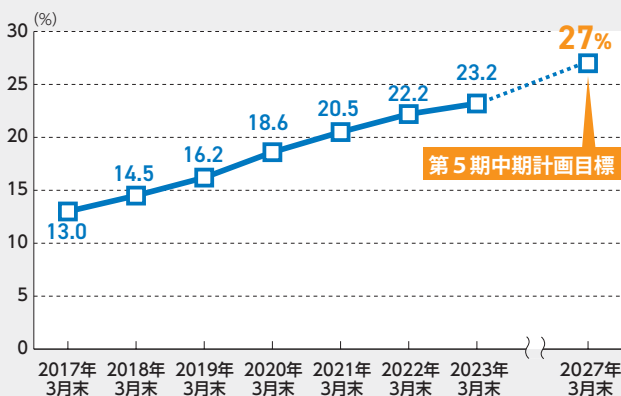
ダイバーシティ&インクルージョンの実現に向けて

JICAは、女性がより一層指導的な役割を担い、活躍できる環境の整備に力を入れています。女性管理職比率は、第4期中期計画（2017年4月～2022年3月）で掲げた目標（20%以上）と、日本政府が定めた独立行政法人等全体の目標（2021年3月までに15%）を早期に達成し、2023年3月末時点で23.2%となりました。第5期中期計画期間（2022年4月～2027年3月）では、目標値を27%と定めています【→下グラフを参照ください】。

また、職員一人ひとりがさまざまな支援制度を活用して、ライフイベントとキャリアの両立に取り組んでいます。育児休業を取得した後に子女を帯同して海外赴任する女性職員は常時30名程度おり、男女問わず利用可能な育児時短勤務制度の活用も進んでいます。男性職員の育児休業取得率も年々上昇傾向にあり、2020年度以降、毎年度20%以上となっています。

介護などを巡る情報提供を目的とした「生活設計セミナー」や「介護について話す会」を定期的で開催し、それぞれの状況に合った介護休業や介護休暇制度、外部サービスの活用による仕事と介護の両立も支援しています。

女性管理職比率の推移



2022年度新入職員研修の一環で実施した海外OJTの様子(マダガスカルの稲作プロジェクトで現場を体験)

加えて、障害のある職員等も積極的に雇用し、意見交換会や全スタッフ対象の社内研修などを通じて、障害のある職員等にとって働きやすい職場づくりに努めています。

海外の拠点で採用された現地職員の育成にも力を入れており、現地での研修や日本での業務従事機会の提供を進めています。

OJTと主体性・自律性を重視する人材育成

JICAでは、日々の業務を通じて成長を促すOJT (On the Job Training) を重視しています。新卒採用職員には、教育担当と日常指導担当を配置し、業務の指導に注力しつつ、海外・国内に多くの現場を持つJICAならではの制度として、新入職員を海外に数カ月間(国内は2週間)派遣するOJTにより、「現場力」の醸成を図っています。

さらに、新規採用職員が1日でも早く業務に慣れ、活躍できるよう、社会人採用職員に対するメンター配置を進めているほか、職員全員が習得すべきコアスキルをいつでも学べる「JICAアカデミー」も開講しています。

また、所属部署以外の業務に従事する「10%共有ルール」や、関心がある業務を体験する「社内インターン研修制度」、組織内公募による異動ポストの拡充などにより、職員の主体性を重視しつつ、自律的なキャリア形成を後押ししています。年次や役職などに応じたリーダーシップやマネジメントの研修、休職して学位を取得する長期研修制度、他組織での業務経験を通じて能力を伸ばす出向・研修制度も実施しています。

気候変動に対する取り組み

JICAは、SDGsをはじめ、2015年に採択されたパリ協定、金融安定理事会(FSB)が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の2017年の提言、2020年に日本政府が発表した2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえて、気候変動対策の取り組みと発信の強化を重要な施策の一つとしており、日本政府の方針に沿ってカーボンニュートラルな社会の実現に向けて取り組んでいきます。

ガバナンス

JICAは、主務大臣(外務大臣等)が定める中期目標を達成するため、気候変動に対する取り組みを含めて、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらに基づき業務を実施しています。また、開発途上国向けにJICAが協力する事業については、実施前の事前評価から、実施段階でのモニタリング、事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、気候変動への対応を含めた事業の開発効果の向上に努めています[→P.64を参照ください]。

さらに、気候変動を含む地球環境保全に関する組織全体の方針として「JICA環境方針」を2015年に策定するとともに、開発途上国向けにJICAが協力する気候変動対策事業に関する戦略を2021年7月に策定しました。また、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(以下、ガイ

ドライン)を指針とした業務運営を行っています[→P.70を参照ください]。

取り組みの強化と透明性の確保に向けた組織体制

組織体制については、組織全体の環境方針は総務部が担当しつつ、気候変動対策の取り組みを強化するべく、2010年に地球環境部内に気候変動対策室を設置。また、ガイドラインの運用は審査部が担当しています。異議申立に関しては、環境社会配慮ガイドライン異議申立事務局を設置しており、申し立てられた異議の内容は、事業担当部から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。さらに、2023年4月、気候変動を含むサステナビリティを包括的に推進するべく、総務部内にサステナビリティ推進室を設置しました。

戦略

国際的目標の達成に向けたアクション

JICAは2021年7月に策定した気候変動対策事業に関する戦略に基づき、開発途上国のパートナーとして、カーボンニュートラルな社会への移行と気候変動に強靱な社会の構築に向けた協力を推進し、持続的な開発をリードします。また、これらの取り組みを通じて、パリ協定のほか、仙台防災枠組、生物多様性条約、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン、SDGsが掲げる国際的な目標の達成に向けた貢献を目指しています。

具体的には以下のアクションを掲げています。

1. パリ協定の実施促進のための、開発途上国の気候変動対策の計画策定・実施支援、温室効果ガス(GHG)インベントリ作成支援、GHG排出量の透明性の向上

に向けた枠組みの強化、気候資金*の導入・活用

2. エネルギー、都市開発、運輸交通、森林などの自然環境保全、農業、環境管理、防災、水資源管理、保健医療などの案件の推進を通じた、開発課題の解決と気候変動対策の相乗効果(シナジー)を目指す、コベネフィット型の気候変動対策の推進

日本政府が打ち出す新たな戦略にも対応

2023年6月に日本政府が決定した「インフラシステム海外展開戦略2025(令和5年6月追補版)」では、以下のとおり記載されています。

「世界の脱炭素化をリードしていくため、日本固有のエネルギー・発電事情の経験を活かし、相手国

のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱、水力等の再生可能エネルギーや水素、アンモニア、エネルギーマネジメント技術、二酸化炭素回収・利用・貯留(CCUS) /カーボンリサイクル、海洋温度差発電等も含めたCO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行うトランジション協力を進める。加えて、F/Sや実証事業など初期段階からの支援を図りつつ、多様な選択肢の提供も強みとする官民一体となったパッケージ型提案力の強化を行う。」

JICAでは、こうした日本政府の方針を踏まえて、気候変動への取り組みを進めていきます。

気候変動による「機会」と「リスク」

気候変動による主な機会としては、再生可能エネルギー

ギー・省エネルギー促進や森林保全などの緩和策、防災などの適応策に関する事業への協力、緑の気候基金からの受託事業の推進、気候変動対策に資する調査・研究の拡大などを通じた、開発途上国におけるカーボンニュートラルな社会の実現のためのさらなる貢献があります。

一方で、主なリスクとしては、開発途上国での自然災害の増加によるJICA事業への影響(物理的リスク)、法規制などの強化や急速な技術の進展などによるJICA事業における気候変動の対応コストの増加(移行リスク)などがあります。JICAは、気候変動によるリスクの影響を把握するために、シナリオ分析を実施しています。また、移行(トランジション)支援戦略についても検討を進めます。

※ 各国の公的資金、世界銀行などの国際開発金融機関や民間部門が、気候変動対策のために拠出する資金。気候変動対策は、GHGの排出抑制・吸収増進のための取り組み(緩和策)、気候変動の影響に対応する被害の防止・軽減のための取り組み(適応策)、およびその両方に資する事業を指します。

リスク管理

JICAは、事業における気候リスク(ハザード、暴露、脆弱性)の特定や評価を行い、案件形成段階で対応策を検討しています。具体的には、「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)」を活用し、気候リスクの評価を行い、気候変動対策(緩和策・適応策)に資する活動を組み込む可能性について検討を行っています。

また、事業の計画立案段階で実施する「協力準備調査」

や「詳細計画策定調査」を通じて、相手国等による環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。研修事業などの技術協力により、気候変動分野における相手国等の能力強化を支援するとともに、日本側の支援体制を強化するため、内外関係者を対象とした能力強化研修や開発途上国の環境社会配慮に関する情報収集、他機関との情報交換も行っています。

指標と目標

JICAは、気候変動により、JICA事業とSDGsを中心とした開発インパクト達成におけるリスクが高まるとの認識の下、GHG排出量や気候関連のリスクと機会を評価し管理する枠組みの導入を進めています。

また、国内のオフィスと所有施設におけるエネルギー使用量について目標を設定し、その削減に引き続き取り組んでいきます。

環境社会配慮

JICAは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(以下、「異議申立手続要綱」)に基づき、環境社会配慮確認を行っています。

ガイドラインと異議申立手続要綱のポイント

JICAは、協力事業が自然環境や社会環境に与える影響を抑え、持続可能な開発が行われるよう、ガイドラインを定めています。事業実施に際しては、このガイドラインの下、相手国等のプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行います。また、現地の住民からの異議を受け付け、ガイドラインが遵守されていないおそれがある場合には、調査・調整を行う異議申立制度を整備しています。

2022年1月に12年ぶりにガイドラインを改正し、気候変動への対応として温室効果ガス総排出量の推計や公表の取り組みを盛り込みました。また、事業計画の早期の段階で対外情報発信・対話を促進し、開発効果をより迅速に発現させることを目指し、環境アセスメント報告書の情報公開の要件を見直しました。さらに、影響を受ける現地の人々の環境社会配慮確認プロセスへの適切な参加が確保されるよう、世界銀行などの国際機関の対応を踏まえ、従来の取り組み指針を拡充・見直しています。

ガイドラインの改正に併せて、異議申立手続要綱についても、異議申立審査役の独立性・中立性の明確化、十分な調査期間の確保、申立要件の見直しによるアクセス向上などの観点から改正しました。

環境社会配慮確認のプロセスと透明性の確保

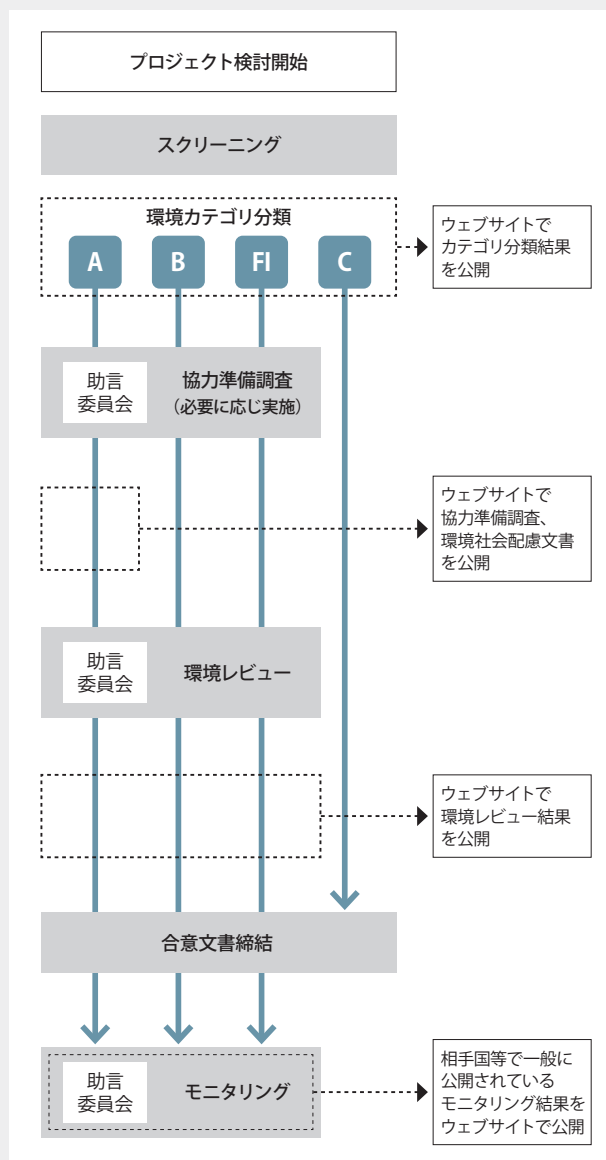
環境社会配慮確認のプロセスは、①環境や社会への影響度合いに応じて4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、②事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、③事業実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります[→図を参照ください]。

各工程において、説明責任と多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を相手国等の協力の下で積極的に行っています。

その一環として、公募で選ばれた外部専門家から成る

「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。さらに、透明性と説明責任を確保するため、同助言委員会の議事録や相手国等が作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。

環境社会配慮確認の手続き



安全対策

新たな安全対策宣言の策定

JICAは2016年7月1日にバングラデシュで発生した「ダッカ襲撃テロ事件」をきっかけとして、2017年11月に「安全対策宣言」を発表しました。国際協力に従事する関係者が、安全に渡航し、安全に事業を行い、安全に帰国できるよう、諸策に取り組む強い決意を内外に表明しました。2022年の田中明彦理事長の就任後、安全対策宣言を改めて策定し、JICA内外に発信しました。宣言では、「人命最優先」、「最適の安全対策」、「当事者意識」の3本柱を定めています。

withコロナでの安全対策

新型コロナウイルス感染症に関し、医療・移送体制の確認を踏まえて渡航再開を進めてきました。2023年3月末時点の渡航再開国数は126カ国となっています。2022年12月からは、新型コロナウイルス感染症を理由とした全JICA関係者の渡航に関する制限を廃止しました。

また、新型コロナウイルスの世界的な流行の長期化などによる一般犯罪事案の増加・凶悪化を踏まえ、実際に起きた犯罪を基に、海外で活動する事業関係者へ向けて広く注意喚起を行いました。すべての海外拠点で安全対策連絡協議会を実施し、日本に一時帰国している間の留守宅の警備強化といったコロナ禍での治安上の安全対策強化について、計30カ国956人へ具体的な注意喚起や指導を行いました(2023年3月末現在)。

安全対策の一層の強化

世界的な新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢などによる物価高騰などによって治安情

勢の悪化が一層顕著となっている状況の下、前述の注意喚起や全海外拠点での安全対策連絡協議会のほかにも、犯罪事案の増加・凶悪化の傾向を考慮した安全対策に取り組んでいます。

総合的な情報収集・分析に基づく安全対策の適時適切な見直しと運用、一般犯罪・テロなどに対する注意喚起、JICA内外の関係者を対象とした安全対策研修(一部はオンラインセミナーとして実施)、本部24時間待機体制の維持・強化などを継続的に実施しました。そのほか、2022年度は、コンサルタント・大学などの事業関係者向け健康管理・安全対策セミナーや、犯罪事案が増加傾向にあったサブサハラ・アフリカ地域の拠点における講習会や海外協力隊員向け安全セミナーなども実施しました。

JICAでは「自らの安全は自らが守る」を基本に、事業関係者のセルフディフェンス能力の向上を図っており、その取り組みの一つが、『海外安全対策ハンドブック』の刊行です。セルフディフェンスの基本事項をこのハンドブックに集約し、事業関係者一人ひとりの安全意識の醸成、行動の変容、セルフディフェンスの実践をサポートしています。2022年3月には電子ブック版をリリースしたことで、ハンドブックへのアクセスが容易となり汎用性を高めました。

また、JICAとの直接の契約関係に基づいて派遣される事業関係者に対しては、渡航前のセルフディフェンス研修の受講を必須としています。法人との契約に基づいて派遣される関係者や、資金協力事業関係者に対してもオープンな研修を実技、座学それぞれ年12回実施しており、渡航前の受講を推奨しています。



マラウイ：海外協力隊員連絡所の隣家との境の塀。侵入を防ぐための有刺鉄線を張り巡らせている(同国での安全対策巡回調査時に撮影)



セルフディフェンス研修(実技)の様子。爆発物に遭遇した際の対処法を学ぶ

コーポレートガバナンス

内部統制

JICAは、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進するべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。この体制下、内部統制の推進状況をモニタリングし、内部統制上の重要事項を取りまとめるとともに、その結果について理事会に報告します。

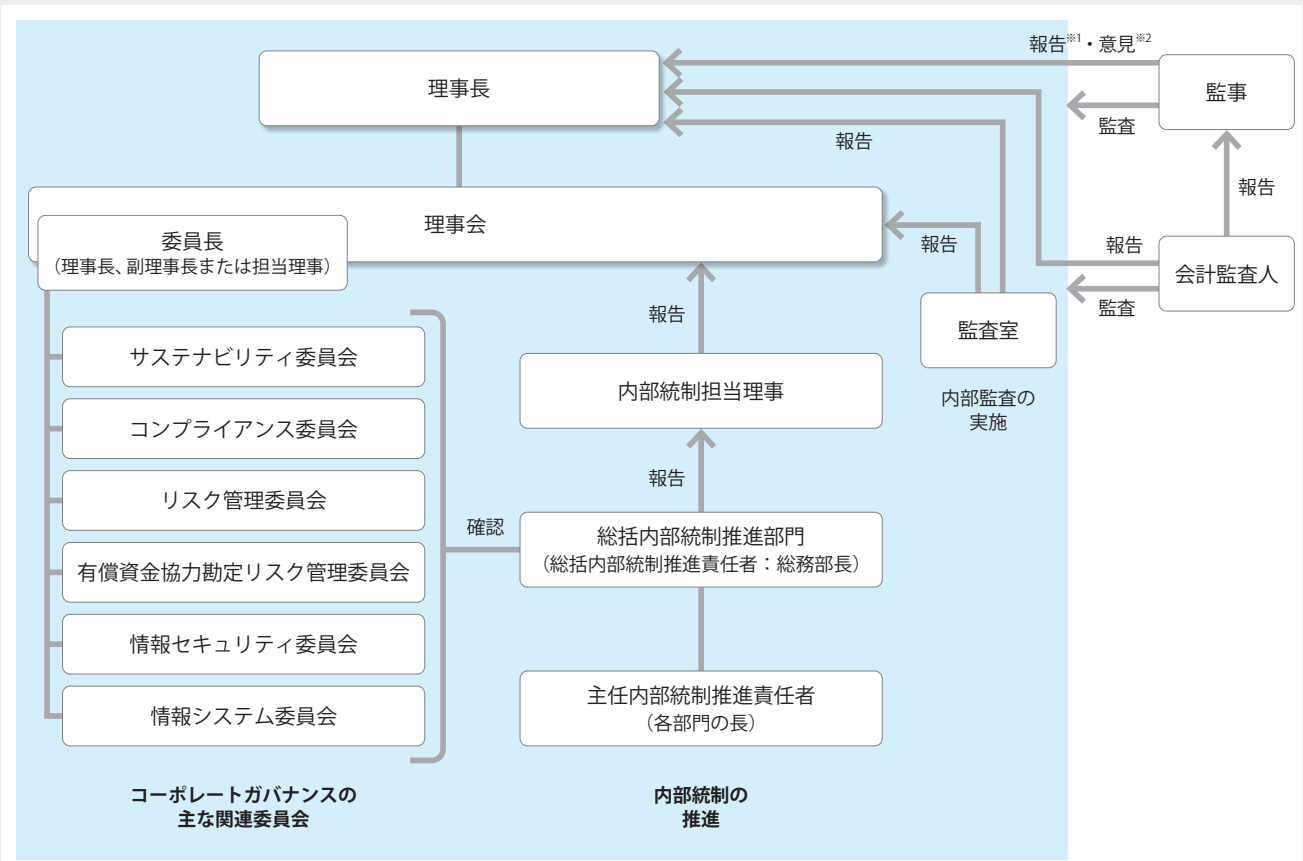
また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。

さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を踏まえて必要な業務改善を行うことで、ガバナンスの質を確保しています。

そのほか、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、業務の方法について基本的事項を定めた「独立行政法人国際協力機構業務方法書」を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ、公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議などを行っています。また、法令違反などの早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報窓口と外部通報窓口を設置し、運用しています。

■ JICAのコーポレートガバナンス



※1 監査報告は理事長を経由して主務大臣に提出されます。
 ※2 主務大臣にも意見を提出することができます。

コンプライアンス、リスク管理

■ JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり運営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際経済社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

コンプライアンス

JICAは、日本のODAの実施機関として、法令やルールへの順守はもちろん、社会的規範に則して、国民や国際社会の期待に応えることが重要です。

コンプライアンス体制の適切な確保のために、役職員やODA事業の関係者を対象とする規程やガイドラインなどを設けています。なかでも、「独立行政法人国際協

力機構コンプライアンスに関する規程」においては、役職員のコンプライアンス意識の醸成、業務運営の公正性の確保を目的として、事故報告、内部通報、外部通報といった各種制度や、コンプライアンス委員会の設置について定めています。また、JICAの関連事業で贈収賄などの不正行為が行われないよう、不正腐敗情報相談窓口などによる不正腐敗防止にも取り組んでいます。

リスク管理

中期計画などの組織の目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたって、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、リスクへの対応体制を確保のうえ、事業の確実な実施を目的にリスクの特定・評価と対応を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、組織や業務への影響を評価のうえ、当該リスクの低減に取り組んでいます。内部統制担当理事を委員長として開催する「リスク管理委員会」において、リスクの評価とリスクへの対応に必要な事項を確認・検討することによって組織的な対応を強化しています。

金融リスク管理

有償資金協力業務(円借款、海外投融資)の実施にあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのリスクを伴います。リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、JICAでは一般の金融機関のリスク管理手法を援用した円借款債権などの適切な管理が重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統括的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定、モニタリングし、業務の適切性や適正な損益水準の

確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統括的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化などにより資産(オフ・バランス含む)の価値が減少または消失し、損失を被るリスクです。有償資金協力の主たる業務である融資業務において、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向けと信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融

機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資については、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

1. 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者をソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しも行っていきます。

2. 資産自己査定

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を、回収不能となる危険性、または価値の毀損に関する危険性の度合に応じて区分する取り組みです。信用リスク管理の手段であり、償却・引当の適時適切な実施のためにも必要です。JICAは一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程などを整備して資産自己査定を実施するとともに、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。

3. 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加え、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半というローン・ポートフォリオの特徴、パリクラブなど国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込んだ独自の信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

JICAの長期にわたる固定金利融資については、市場金利の変動により損失を被る金利リスクを負っていますが、

政府出資金受入や利益剰余金積立による自己資本の備えなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

また、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じた担保徴求により、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務による資金調達や、通貨スワップなどを利用して回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資では、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクを指します。資金繰りリスクとは、運用と調達期間のミスマッチや、予期せぬ回収遅延・支出増加により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場で取引できなくなる、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行などの多様な資金調達手段の確保により流動性リスクを回避しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいて、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより生じるリスクをオペレーショナルリスクとしており、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

情報セキュリティ・個人情報保護

JICAでは、情報セキュリティ・個人情報保護に関する規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和3年度版)を踏まえて内部規程を定め、対策を推進しています。また、次期の情報システム基盤や情報通信網の整備に向けて、サイバー攻撃などのリスクへの対策の充実を検討しています。

個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)の改正に伴い、内

部規程を改正しました。また、欧州連合(EU)「一般データ保護規則(GDPR)」の新しい標準契約条項(SCC)への対応を行っています。


情報セキュリティ・個人情報保護の重要性が一層高まるなか、役職員等向けの訓練・研修や、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム(CSIRT)の体制強化など、運用面の強化にも引き続き取り組んでいます。

 [関連情報 JICAウェブサイト > 個人情報保護制度](#)

情報公開

JICAでは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、JICAウェブサイトなどで、組織・業務・財務に関する情報、その評価・監査に関する情報、

調達・契約に関する情報、関連法人に関する情報などを公開しています。

 [関連情報 JICAウェブサイト > 情報公開](#)

組織・業務運営の改善への取り組み

JICAは、中期目標・計画に基づき、組織・業務運営の改善に取り組んでいます。

戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

2022年度は、サステナビリティ委員会を設置しました。この委員会では、サステナビリティに関わる組織全体の方針、戦略、推進体制、組織運営、事業運営、情報開示に関わることなどを審議します。この委員会の下、組織全体でサステナビリティ関連活動を推進しています。また、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けた同国や周辺国への支援業務などを集中的に担うため、

ウクライナ支援室を設置しました。さらに、調達業務改革の一層の促進などを目的として、調達推進担当特命審議役ならびに調達・派遣業務部内に調達推進第一課および調達推進第二課を設置しました。

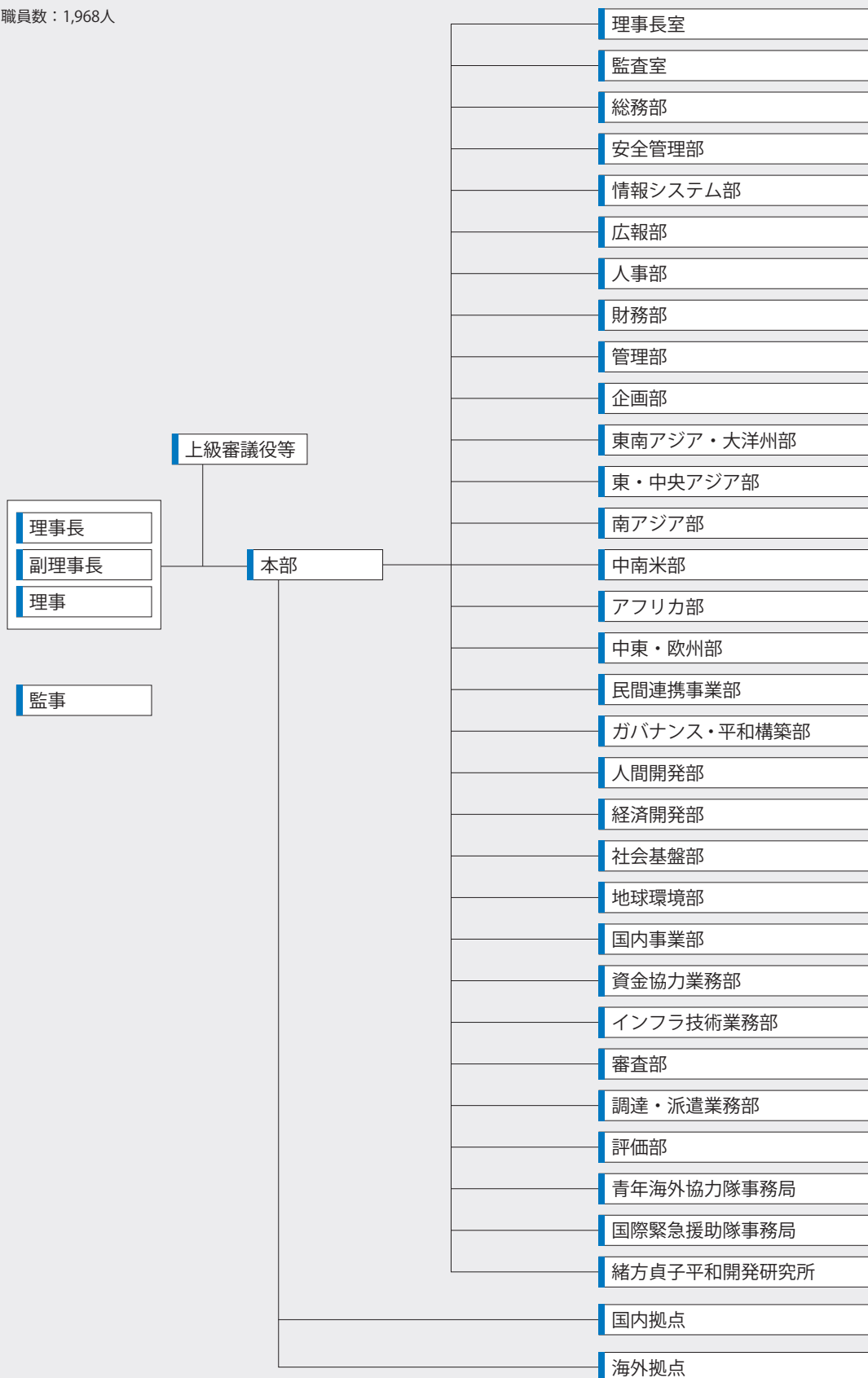
業務運営の効率化、適正化

JICAは、日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向け、固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直しなどを進めています。

組織図

(2023年7月1日現在)

職員数：1,968人



(注) 国内拠点、海外拠点についてはP.80-81を参照ください。

役員一覧

(2023年7月1日現在)

1. 役員の数：独立行政法人国際協力機構法第7条の規定により、理事長、副理事長1人以内、理事8人以内および監事3人。
2. 役員の任期：独立行政法人通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。独立行政法人国際協力機構法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。

役職名	氏名	就任日
理事長	たなか あきひこ 田中 明彦	2022年4月1日
[前職]	政策研究大学院大学長	
副理事長	やまだ じゅんいち 山田 順一	2020年5月23日
[前職]	国際協力機構 理事	
理事	よこやま ただし 横山 正	2019年10月1日(再任)
[前職]	財務省 大臣官房企画調整主幹	
理事	なかざわ けいいちろう 中澤 慶一郎	2020年5月23日(再任)
[前職]	国際協力機構 企画部長	
理事	しばた ひろのり 柴田 裕憲	2020年7月1日(再任)
[前職]	経済産業省 大臣官房審議官(通商戦略担当)	
理事	おの でら せいいち 小野寺 誠一	2021年7月1日(再任)
[前職]	国土交通省 大臣官房参事官(グローバル戦略担当)	
理事	いもと さちこ 井本 佐智子	2021年10月1日
[前職]	国際協力機構 広報部長	
理事	あんどう なおき 安藤 直樹	2022年10月1日
[前職]	国際協力機構 企画部長	
理事	みやざき かつら 宮崎 桂	2022年10月1日
[前職]	国際協力機構 ガバナンス・平和構築部長	
理事	いくら よしのぶ 井倉 義伸	2022年12月1日
[前職]	国際協力機構 人事部長	
監事	さの けいこ 佐野 景子	2022年7月1日
[前職]	国際協力機構 経済開発部長	
監事	せまぐち のりこ 関口 典子	2022年7月1日
[現職]	関口典子公認会計士事務所 代表	
監事(非常勤)	あかはね たかし 赤羽 貴	2022年12月1日
[現職]	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業 マネージング・パートナー	

(理事および監事は就任順)

財務諸表の概要

一般勘定

1. 貸借対照表の概要

令和4年度末現在の資産合計は386,578百万円と、前年度末比29,965百万円増となっております。これは、現金及び預金の35,655百万円増が主な要因です。なお、現金及び預金の残高303,887百万円には、無償資金協力案件における贈与に充てるための資金が225,035百万円含まれております。負債合計は330,619百万円と、前年度末比96,767百万円増となっております。これは、運営費交付金債務の63,662百万円増(皆増)および無償資金協力事業資金の39,895百万円増が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
金額	金額	金額	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	303,887	運営費交付金債務	63,662
その他	24,920	無償資金協力事業資金	218,148
固定資産		その他	26,714
有形固定資産	39,822	固定負債	
無形固定資産	2,734	資産見返負債	8,348
投資その他の資産	15,215	退職給付引当金	13,261
		その他	486
		負債合計	330,619
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	61,152
		資本剰余金	△ 24,255
		利益剰余金	19,062
		純資産合計	55,959
資産合計	386,578	負債純資産合計	386,578

2. 損益計算書の概要

令和4年度の経常費用は265,331百万円と、前年度比38,247百万円増となっております。これは、無償資金協力事業費の51,117百万円増が主な要因です。経常収益は218,791百万円と、前年度比54,902百万円減となっております。これは、運営費交付金収益の104,937百万円減および無償資金協力事業資金収入の51,117百万円増が主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	265,331
業務費	253,465
重点課題・地域事業関係費	74,602
国内連携・外国人材受入等事業関係費	13,009
間接業務費	41,802
無償資金協力事業費	108,682
その他	15,369
一般管理費	11,856
その他	11
経常収益	218,791
運営費交付金収益	103,454
無償資金協力事業資金収入	108,682
その他	6,655
臨時損失	87
臨時利益	86
前中期目標期間繰越積立金取崩額	49,217
当期総利益	2,675

(注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
(注2) より詳細な財務状況は別冊(資料編)を参照ください。

有償資金協力勘定

1. 貸借対照表の概要

令和4年度末現在の資産合計は15,473,216百万円と、前年度末比1,232,006百万円増となっております。これは、貸付金の増加1,072,421百万円が主な要因です。負債合計は5,258,958百万円と、前年度末比1,127,034百万円増となっております。これは、財政融資資金借入金の増加927,822百万円が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
金額	金額	金額	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	302,830	1年以内償還予定 財政融資資金借入金	141,879
貸付金	15,125,568	その他	74,287
貸倒引当金(△)	△ 240,443	固定負債	
その他	84,993	債券	1,204,619
固定資産		財政融資資金借入金	3,828,725
有形固定資産	9,137	その他	9,447
無形固定資産	9,227	負債合計	5,258,958
投資その他の資産		純資産の部	
破産債権、再生債権、 更生債権その他 これらに準ずる債権	87,063	資本金	
貸倒引当金(△)	△ 87,063	政府出資金	8,296,278
その他	181,903	利益剰余金	
		準備金	1,855,344
		その他	54,348
		評価・換算差額等	8,288
		純資産合計	10,214,257
資産合計	15,473,216	負債純資産合計	15,473,216

2. 損益計算書の概要

令和4年度の経常費用は112,819百万円と、前年度比16,727百万円減となっております。これは、貸倒引当金繰入が前年度比37,633百万円減、債券利息が前年度比11,829百万円増となったことが主な要因です。経常収益は167,170百万円と、前年度比14,757百万円増となっております。これは、貸付金利息が前年度比8,759百万円増となったことが主な要因です。上記経常損益の状況に加えて臨時損益として、固定資産除却損等9百万円、固定資産売却益5百万円を計上した結果、令和4年度の当期総利益は54,348百万円と、前年度比31,537百万円増となっております。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	112,819
有償資金協力業務関係費	112,819
債券利息	20,260
借入金利息	16,902
金利スワップ支払利息	6,350
業務委託費	21,899
金融派生商品費用	9,525
物件費	14,294
その他	23,588
経常収益	167,170
有償資金協力業務収入	161,290
貸付金利息	127,304
受取配当金	9,127
その他	24,859
その他	5,881
臨時損失	9
臨時利益	5
当期総利益	54,348

(注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
(注2) より詳細な財務状況は別冊(資料編)を参照ください。

予算

1 一般勘定 収入支出予算 (2023年度)

(百万円)

区分	2023年度
収入	152,739
運営費交付金収入	150,302
施設整備費補助金等収入	1,549
事業収入	298
受託収入	513
寄附金収入	78
その他の収入	-
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-
支出	152,739
業務経費	137,105
(うち特別業務費を除いた業務経費)	136,225
施設整備費	1,549
受託経費	513
寄附金事業費	78
一般管理費	13,494

(注1) 「2023年度計画」別表1に基づく(https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/ku57pq00000t0aea-att/2023_00.pdf)。

(注2) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注3) 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画および資金計画は記載していません。

2 有償資金協力部門 資金計画 (2023年度)

(億円)

		2023年度
出融資計画	直接借款(円借款)	17,685
	海外投融資	1,255
	合計	18,940
原資	一般会計出資金	478
	財政投融資	12,686
	財投機関債	800
	その他自己資金等	4,976
	合計	18,940

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

本部・国内拠点・海外拠点

(2023年7月1日現在)

本部

本部(麹町)

TEL: 03-5226-6660から6663 (代表)
〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
<https://www.jica.go.jp/index.html>

本部(竹橋)

TEL: 03-5226-6660から6663 (代表)
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル
<https://www.jica.go.jp/index.html>

本部(市ヶ谷/JICA地球ひろば)

TEL: 03-3269-2911 (代表)
〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5
<https://www.jica.go.jp/index.html>
JICA地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/domestic/hiroba/index.html>

国内拠点

JICA北海道

(札幌/ほっかいどう地球ひろば)

TEL: 011-866-8333 (代表)
〒003-0026 北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25
<https://www.jica.go.jp/domestic/sapporo/index.html>
ほっかいどう地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/domestic/hokkaido-hiroba/index.html>

(帯広)

TEL: 0155-35-1210 (代表)
〒080-2470 北海道帯広市西20条南6丁目1-2
<https://www.jica.go.jp/domestic/obihiro/index.html>

JICA東北

TEL: 022-223-5151 (代表)
〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル20階
<https://www.jica.go.jp/domestic/tohoku/index.html>

JICA二本松

TEL: 0243-24-3200 (代表)
〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂4-2
<https://www.jica.go.jp/domestic/nihonmatsu/index.html>

JICA筑波

TEL: 029-838-1111 (代表)
〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6
<https://www.jica.go.jp/domestic/tsukuba/index.html>

JICA東京

TEL: 03-3485-7051 (代表)
〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5
<https://www.jica.go.jp/domestic/tokyo/index.html>

JICA横浜

TEL: 045-663-3251 (代表)
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1
<https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/index.html>

JICA駒ヶ根

TEL: 0265-82-6151 (代表)
〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂15
<https://www.jica.go.jp/domestic/komagane/index.html>

JICA北陸

TEL: 076-233-5931 (代表)
〒920-0853 石川県金沢市本町1-5-2 リファール4階
<https://www.jica.go.jp/domestic/hokuriku/index.html>

JICA中部/なごや地球ひろば

TEL: 052-533-0220 (代表)
〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7
<https://www.jica.go.jp/domestic/chubu/index.html>
なごや地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/domestic/nagoya-hiroba/index.html>

JICA関西

TEL: 078-261-0341 (代表)
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
<https://www.jica.go.jp/domestic/kansai/index.html>

JICA中国

TEL: 082-421-6300 (代表)
〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1
<https://www.jica.go.jp/domestic/chugoku/index.html>

JICA四国

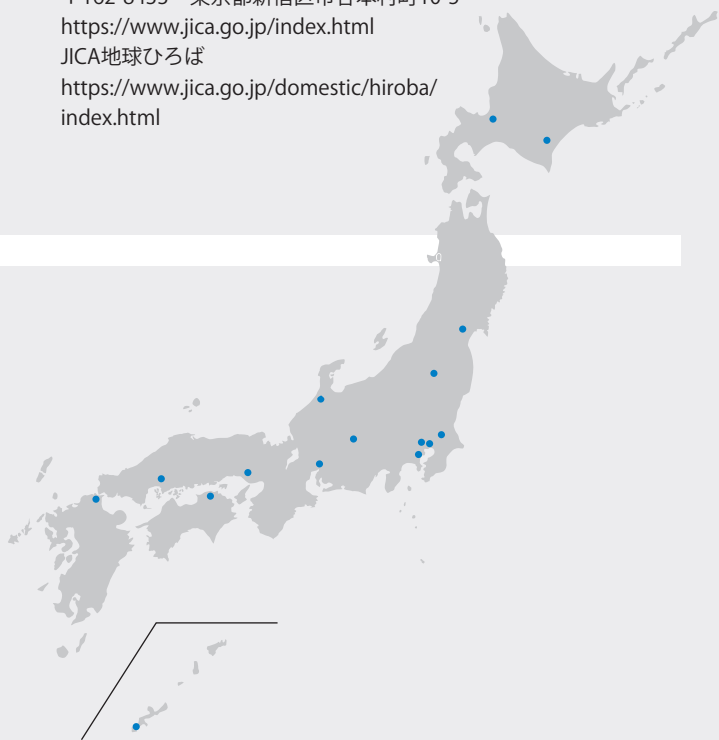
TEL: 087-821-8824 (代表)
〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階
<https://www.jica.go.jp/domestic/shikoku/index.html>

JICA九州

TEL: 093-671-6311 (代表)
〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1
<https://www.jica.go.jp/domestic/kyushu/index.html>

JICA沖縄

TEL: 098-876-6000 (代表)
〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1
<https://www.jica.go.jp/domestic/okinawa/index.html>



海外拠点 (50音順)

**アジア**

アフガニスタン事務所
 インド事務所
 インドネシア事務所
 ウズベキスタン事務所
 カンボジア事務所
 キルギス事務所
 ジョージア支所
 スリランカ事務所
 タイ事務所
 タジキスタン事務所
 中華人民共和国事務所
 ネパール事務所
 パキスタン事務所
 バングラデシュ事務所
 東ティモール事務所
 フィリピン事務所
 ブータン事務所
 ベトナム事務所
 マレーシア事務所
 ミャンマー事務所
 モルディブ支所
 モンゴル事務所
 ラオス事務所

大洋州

サモア支所
 ソロモン支所
 トンガ支所
 パヌアツ支所
 パプアニューギニア事務所
 パラオ事務所
 フィジー事務所
 マーシャル支所
 ミクロネシア支所

北米・中南米

アメリカ合衆国事務所
 アルゼンチン支所
 ウルグアイ支所
 エクアドル事務所
 エルサルバドル事務所
 キューバ事務所
 グアテマラ事務所
 コスタリカ支所
 コロンビア支所
 ジャマイカ支所
 セントルシア事務所
 チリ支所
 ドミニカ共和国事務所
 ニカラグア事務所
 ハイチ支所
 パナマ事務所
 パラグアイ事務所
 ブラジル事務所
 ベネズエラ支所
 ベリーズ支所
 ペルー事務所
 ボリビア事務所
 ホンジュラス事務所
 メキシコ事務所

アフリカ

アンゴラ事務所
 ウガンダ事務所
 エチオピア事務所
 ガーナ事務所
 ガボン支所
 カメルーン事務所
 ケニア事務所
 コートジボワール事務所
 コンゴ民主共和国事務所

ザンビア事務所
 シエラレオネ支所
 ジブチ事務所
 ジンバブエ支所
 スーダン事務所
 セネガル事務所
 タンザニア事務所
 ナイジェリア事務所
 ナミビア支所
 ニジェール支所
 ブルキナファソ事務所
 ベナン支所
 ボツワナ支所
 マダガスカル事務所
 マラウイ事務所
 南アフリカ共和国事務所
 南スーダン事務所
 モザンビーク事務所
 ルワンダ事務所

中東

イエメン支所
 イラク事務所
 イラン事務所
 エジプト事務所
 シリア事務所
 チュニジア事務所
 パレスチナ事務所
 モロッコ事務所
 ヨルダン事務所

欧州

トルコ事務所
 バルカン事務所
 フランス事務所

組織概要

名称	独立行政法人 国際協力機構 Japan International Cooperation Agency (JICA)
代表者氏名	理事長 田中明彦
所在地	本部(麹町) 〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 電話番号: (03) 5226-6660から6663 (代表) 本部(竹橋) 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル 電話番号: (03) 5226-6660から6663 (代表) 本部(市ヶ谷) 〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5 電話番号: (03) 3269-2911 (代表)
設立年月日	平成15年10月1日
資本金	8兆3,661億円(2023年7月現在)
常勤職員の数(定員ベース)	1,968人(2023年7月現在)
目的	独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

JICAウェブサイト等のご案内

より詳細な情報はウェブサイトに掲載しています。ODA見える化サイトは、協力プロジェクトに関するさまざまな情報を、写真や映像も含めてわかりやすく紹介するサイトです。また、気候変動対策に関する情報開示への取り組みや事業実績などを紹介するサステナビリティ・レポート、評価に関する取り組みや事業の評価結果を公表する事業評価年次報告書も作成しています。

ODA見える化サイト

<https://www.jica.go.jp/oda/index.html>

サステナビリティ・レポート2022

https://www.jica.go.jp/Resource/environment/ku57pq0000namb1-att/sustainability_report_2022.pdf

事業評価年次報告書2022

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2022/index.html

コーポレートサイト

<https://www.jica.go.jp>



本報告書の計数について

- この年報は2022年度(会計年度。2022年4月1日から2023年3月31日まで)の国際協力機構の活動をまとめたものです。
- 収録した事業実績に関する統計などの数値は、国際協力機構に関するものは上記2022年度について、政府開発援助(ODA)に関するものは2022年(2022年1月1日から12月31日まで)について集計したものです。なお、一部の数値は暫定値を使用しています。また集計の時期や方法などにより、数値が異なる場合があります。
- 金額の表示単位のドルは、すべて米ドルです。

国際協力機構 年次報告書 2023

2023年8月発行

編著・発行 独立行政法人 国際協力機構
〒102-8012
東京都千代田区二番町5-25
二番町センタービル
電話番号 (03) 5226-6660から6663 (代表)
<https://www.jica.go.jp/>

編集協力 高山印刷株式会社
〒113-0034
東京都文京区湯島1-1-12
NTビル2F
電話番号 (03) 3257-0231

政策デザイン株式会社
〒163-1320
東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー20F
電話番号 (03) 6880-3072



From
the People of Japan

